

第二次山陽小野田市総合計画 (中期基本計画)

令和6年度実施計画

活 力 と 笑 顔
あ ふ れ る ま ち
～スマイルシティ山陽小野田～

令和6年6月



目 次

1	総合計画策定の趣旨	1
2	総合計画の構成と計画期間	2
3	重点プロジェクト	3

3つの創る

重点施策1 地域を創る

(1)	新たな地域づくり	5
(2)	災害に強いまちづくり	8

重点施策2 ひとを創る

(1)	子育て支援の充実	10
(2)	学校教育の推進・小中高大の教育連携	15
(3)	「協創によるまちづくり」の担い手づくり	17

重点施策3 まちの価値を創る

(1)	移住・定住・交流の促進	19
(2)	文化・スポーツの振興	21
(3)	地域経済の活力増進	23

3つの横断的施策

(1)	デジタル化の推進	24
(2)	山口東京理科大学との連携	30
(3)	スマイルエイジングの推進	31

4	分野別計画	47
---	-------	----

5 令和5年度実施計画事業一覧

第1章 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策1	子育て支援の充実	49
基本施策2	高齢者福祉の充実	56
基本施策3	障がい者福祉の充実	62
基本施策4	地域福祉の推進	65
基本施策5	社会保障の安定	66
基本施策6	健康づくりの推進	70
基本施策7	地域医療体制の充実	74

第2章 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策 8	消防・救急体制の充実	7 6
基本施策 9	防災体制の充実	7 7
基本施策 10	防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	8 1
基本施策 11	地域づくりの推進	8 3
基本施策 12	人権尊重のまちづくり	8 8
基本施策 13	自然環境の保全・循環型社会の形成	8 9
基本施策 14	国際交流・地域間交流の推進	9 3
基本施策 15	シティセールス・移住定住の推進	9 3

第3章 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 16	住環境の確保	9 6
基本施策 17	公園・緑地の整備・保全	9 8
基本施策 18	水道の安定供給と下水道の充実	9 9
基本施策 19	道路・交通網及び港湾施設の充実	1 0 2
基本施策 20	適正な土地利用の推進	1 0 4

第4章 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21	多様な働く場の確保	1 0 6
基本施策 22	企業立地の推進	1 0 6
基本施策 23	商工業の振興	1 0 7
基本施策 24	農林水産業の推進	1 0 8
基本施策 25	観光・交流の振興	1 1 3

第5章 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26	学校教育の推進	1 1 6
基本施策 27	社会教育の推進	1 2 2
基本施策 28	次世代の学校・地域創生の推進	1 2 5
基本施策 29	山口東京理科大学の教育環境の整備・充実	1 2 5
基本施策 30	芸術文化によるまちづくりの推進	1 2 5
基本施策 31	スポーツによるまちづくりの推進	1 2 9

第6章 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32	効率的で効果的な行政運営	1 3 2
基本施策 33	健全な財政運営	1 3 6
基本施策 34	市政への市民参画の推進	1 3 9

施策体系外・繰出金	1 4 2
-----------	-------

総合計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度（2008 年度）から 10 年間を計画期間とする第一次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」の実現に向けて市政運営に取り組んできました。

この間に、地方自治法が改正され、市町村における「基本構想」の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市においても今後の少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景とし、歳入面では生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小などにより、税収の減少が予想される一方、歳出面では高齢者の医療・介護に要する費用など社会保障費の増加、市民ニーズの多様化、さらには公共施設の維持・更新などにより、厳しい市政運営が予想されます。このような中、本市では直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「住みよい」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。また、本市では都市計画や福祉など個別の行政分野における計画が策定されていますが、これらを束ねて全体調整を図るためにも、最上位計画としての総合計画の位置付けは重要なものとなります。

よって、平成 30 年度（2018 年度）以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、山陽小野田市自治基本条例に沿って、第二次山陽小野田市総合計画を策定することとします。

総合計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部で構成します。

(1) 基本構想

(計画期間：平成30年度(2018年度)～令和11年度(2029年度))

本市が目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となるものです。計画期間は12年間とします。

(2) 基本計画

(前期：平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度))

(中期：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

(後期：令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度))

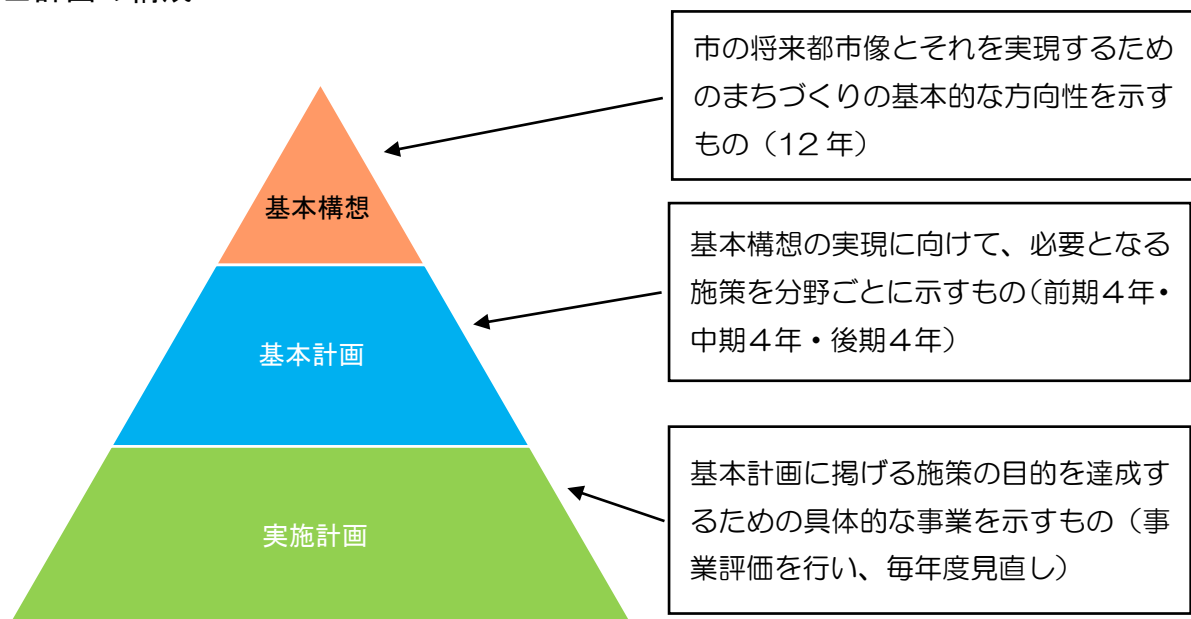
基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、まちづくりを総合的・計画的に推進するため必要となる施策を分野ごとに示すものです。

社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分けて策定し、計画期間はそれぞれ4年間とします。

(3) 実施計画(3年のローリング方式)

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。計画期間は、社会経済情勢の変化に即応するため3年間とし、毎年度見直しを実施するものとします。

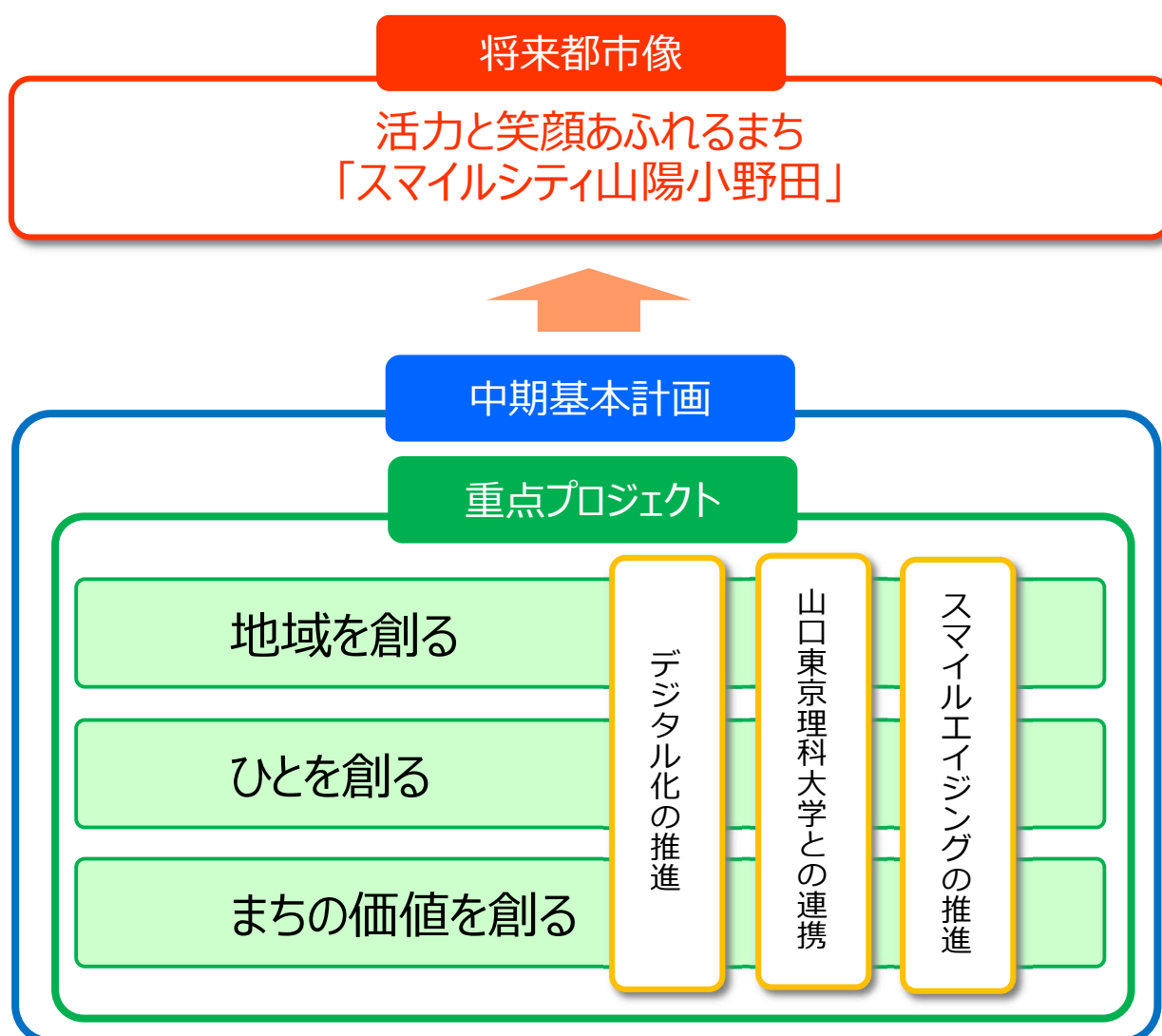
■計画の構成



重点プロジェクト

第二次山陽小野田市総合計画の策定後、本市では、将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、企業誘致などによる地域経済の活力増進や、子育て支援の充実、シティセールスの推進によるまちの魅力向上に取り組んできました。

中期基本計画においても、引き続きこれらの取組を推進するほか、将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、「協創によるまちづくり」の考え方の下、重点プロジェクトとして「3つの創る」を設定し、「活力と笑顔あふれるまち」の実現に取り組めます。



重点プロジェクト

3つの創る

- 1 地域を創る
- 2 ひとを創る
- 3 まちの価値を創る

3つの横断的施策

- 1 デジタル化の推進
- 2 山口東京理科大学との連携
- 3 スマイルエイジングの推進

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、分野別計画と同一の事業が掲載されています。

※「令和6年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

3つの創る

重点施策

1

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域運営組織推進事業	スマイルエ イジング	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となつて、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織の形成を推進する。 令和6年度は、地域運営組織を形成した地区に対する財政的支援・人的支援を強化する。 【地域づくり交付金】 これまでの市から地域に対して交付している補助金を一本化し、地域運営組織を形成した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとする。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R3～ R10以降	28,779	市民活動推進課
集落支援員設置事業		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、地域運営組織の形成に向けた地域住民との話し合いの場や検討会の運営支援、地域運営組織形成後の事務局機能といった役割を担う。 地域づくり支援員は、各地区に1人の配置を基本とし、各地域交流センターに配置する。(計 11名配置予定)	R5～ R10以降	22,859	市民活動推進課
市民活動センター推進事業		LABV事業による新施設(アスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的とした山陽小野田市民活動センターを設置する。 ○名 称 山陽小野田市民活動センター ○位 置 山陽小野田市中心中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(アスクエア)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6～ R10以降	68,631	市民活動推進課
社会教育士育成事業	スマイルエ イジング	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R6年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人、R5年度取得人数:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4～ R8	335	市民活動推進課
本山地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,654	市民活動推進課

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
赤崎地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	9,630	市民活動推進課
須恵地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	7,421	市民活動推進課
小野田地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	341	市民活動推進課
高泊地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	7,168	市民活動推進課
高千帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	7,467	市民活動推進課
高千帆地域交流センター分館管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,050	市民活動推進課
有帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,234	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	430	市民活動推進課

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
出合地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	6,033	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	5,954	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	10,139	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4～ R10以降	6,323	市民活動推進課
社会教育主事資格取得事業	スマイルエイジング	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。	R2以前～ R10以降	335	社会教育課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合防災訓練事業		災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。なお、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、しばらく実施できていなかった実動訓練を行う必要があり、感染対策に留意した実施手法を検討する必要がある。	R3以前～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R3以前～ R11以降	8,228	総務課
防災ラジオ助成事業		FM山陽小野田（FMスマイルウェーブ）と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前から要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度から行っている。	R3以前～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業（Jアラート関係）		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種類、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備してきたが、その他の地域については既存放送設備を利用したFM波連携により、災害情報伝達手段を拡充するもの。また、市長若しくは副市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、確実に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。	R4～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災気象情報システム導入・運用事業	デジタル化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R11以降	1,166	総務課
山口県防災行政無線再整備事業		山口県、各市町及び防災関係機関とが、災害時の情報収集・伝達手段の確保を目的に山口県防災行政無線を配備しているが、耐用年数経過による故障の多発や機器の部品供給が停止すること、また、第3世代自治体衛星通信機構の運用停止など、今後使用できなくなる。そのため令和4年度から県が設計業務を行ない、令和6年度に設計をもとに各市町により設置工事が始まる。	R4～ R6	17,000	総務課
自主防災組織等育成事業		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	R3以前～ R11以降	995	総務課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域防災訓練事業		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R3以前～ R11以降	1,100	総務課
防災士育成事業		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	R3以前～ R11以降	130	総務課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R3以前～ R11以降	111,000	農林水産課
危険ため池改修事業		市内には、危険ため池に指定されたため池が5箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	R3以前～ R11以降	4,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されてないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が93箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R3以前～ R11以降	8,300	農林水産課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田地区公立保育所整備事業		公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R2～ R9以降	588,608	子育て支援課
副食費増加相当額軽減事業		物価高騰下にあっても、私立保育所において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	R4～ R6	3,300	子育て支援課
一時預かり事業		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。	R1以前～ R9以降	702	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R1以前～ R9以降	1,610	子育て支援課
延長保育事業		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R1以前～ R9以降	12,381	子育て支援課
障がい児保育事業		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～)	R1以前～ R9以降	20,804	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)		市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休業期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R1以前～ R9以降	151,714	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和6年度は、高泊児童クラブのエアコンを更新し、須恵児童クラブの静養室にエアコンを設置する。また、雨漏りしている高泊児童クラブの屋根を修繕する。	R1以前～ R9以降	604	子育て支援課
病児保育事業		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	24,998	子育て支援課
子育て短期支援事業		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R1以前～ R9以降	248	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域子育て支援拠点事業	スマイルエ イジング	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,917	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	スマイルエ イジング	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	スマイルエ イジング	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	6,751	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	スマイルエ イジング	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	768	子育て支援課
キッズファーム事業	スマイルエ イジング	子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R1以前～ R9以降	37	子育て支援課
福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R1以前～ R9以降	114,896	子育て支援課
福祉医療事業(単市事業分)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R1以前～ R9以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	R1以前～ R9以降	131,600	子育て支援課
養育医療給付事業		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R1以前～ R9以降	7,020	子育て支援課
入学祝金給付事業		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。また、令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。	R4～ R9以降	50,770	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て応援ギフト事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々 なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充 実し、経済的支援を一体として行う。	R4～ R9以降	17,557	子育て支援 課
出産応援ギフト事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々 なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充 実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、妊娠届を提出 した妊婦に出産応援ギフトを支給する。	R4～ R11以降	16,135	健康増進課
ファミリーサポートセンター 事業	スマイルエ イジング	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の 相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。 会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会 の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	307	子育て支援 課
地域組織活動育成事業	スマイルエ イジング	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童 福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を 交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援 課
家庭児童相談事業		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家 庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、 子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応する ため、家庭児童相談事業を実施。	R1以前～ R9以降	70	子育て支援 課
ことばの教室(幼児部)運 営事業		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小 野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児 部で言語指導を行う。	R1以前～ R9以降	127	子育て支援 課
妊産婦健康診査事業	スマイルエ イジング	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ね た妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及 び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を 交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後う つの予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R2以前～ R11以降	39,628	健康増進課
産前産後サポート事業(マ タニティひろば)	スマイルエ イジング	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子 育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支 援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域で の妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に 関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図 る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開 催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R2以前～ R11以降	296	健康増進課
母子保健健康教育事業	スマイルエ イジング	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講 話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんし ん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼 児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。	R2以前～ R11以降	252	健康増進課
発育・発達事業(療育教 室)	スマイルエ イジング	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に 不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談 等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が 育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害と の付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につな げるなどの早期の発達支援を行う。	R2以前～ R11以降	234	健康増進課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	スマイルエイジング	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R2以前～ R11以降	4,310	健康増進課
産後ケア事業	スマイルエイジング	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R2以前～ R11以降	1,188	健康増進課
不妊治療費助成事業		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R2以前～ R10以降	1,780	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	スマイルエイジング	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R2以前～ R11以降	532	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	スマイルエイジング	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2以前～ R11以降	735	健康増進課
多胎妊産婦支援事業	スマイルエイジング	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R11以降	95	健康増進課
新生児聴覚検査費助成事業	スマイルエイジング	聴覚検査は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれている。このため、現在、全額自己負担で実施されている新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R11以降	1,780	健康増進課
産科医等確保支援事業		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R3以前～ R11以降	3,000	健康増進課
学校給食実施事業(物価高騰分)		原油価格や物価高騰の影響を受けている学校給食の食材費について、保護者の負担増を抑制するため児童生徒にかかる給食費は据置きとし、食材費の一部を支援する。	R6～ R7	43,875	学校給食センター
マタニティ・ブックスタート事業	スマイルエイジング	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R2以前～ R10以降	671	中央・厚狭図書館
児童福祉施設等災害復旧事業(補助)		令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園を復旧する。 補助対象箇所は、一時預かり室、乳児室、ほふく室及び1歳児保育室の床暖房交換とそれに伴う床の張り替え、乳児室、ほふく室のたたみ交換、遊戯室への出入口の建具不具合調整に伴う床の補修、浸水した各部屋の巾木の交換を行う。	R5～ R6	8,066	子育て支援課



ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
児童福祉施設等災害復旧 事業(単独)		令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園を復旧する。 床上浸水した各部屋(育児相談室、事務室、医務室、廊下①、遊戯室、2歳児保育室、4歳児保育室、廊下②)の床の張り替えを行う。	R5～ R6	19,329	子育て支援課
児童福祉施設等災害対策 事業		令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園について、浸水対策を講じるもの。 令和7年の梅雨時期に根本的な対策ができるよう事業を進めていく。令和6年度上半期中に浸水被害の調査、浸水対策工法の検討、浸水対策設計を行い、その後浸水対策工事を施工する。 令和6年の梅雨時期については、土のうによる簡易的な対策を講じる。	R6～ R7	6,524	子育て支援課

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書整備事業		4年に1回教科書が改訂されることに伴い、改訂される全科目の教師用教科書と指導書等を整備する。また、新たに教科化された道徳・小学校英語についても教師用教科書と指導書等を整備する。購入冊数は、教師用教科書はクラス数(特別支援学級含む)とし、指導書等は、教科ごとに各学年1セットとする。	R3以前～ R11以降	16,021	学校教育課
GIGAスクール推進事業	デジタル化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、学校及びWi-Fi環境のない家庭のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。そのため、県を中心に県内市町と緊密に連携しながら、GIGAスクール運営支援センターの機能強化を図る。	R3以前～ R11以降	45,502	学校教育課
外国語教育推進事業		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要領が改訂されたため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図った。 令和5年度にALTの配置を5人から4人に減員し、ALTIによる授業補助の取組に加えて、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。	R3以前～ R11以降	18,306	学校教育課
学校司書配置事業		全ての小・中学校に学校司書を配置して、学校における読書活動を推進している。読書の機会の充実による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図る。	R3以前～ R11以降	37,563	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	スマイルエイジング	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R3以前～ R11以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	スマイルエイジング	市民向けに行っている出前講座を子ども用アレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R3以前～ R11以降	50	学校教育課
キャリア教育推進事業		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。 主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。 本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R3以前～ R11以降	660	学校教育課

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイル・サイエンス事業	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理教教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3以前～ R11以降	617	学校教育課
小規模特認校制度導入事業		少人数ならではの温かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されている小規模校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、新たに小規模特認校制度に関する規則等を制定し、一定の条件のもとで転入学を認める小規模特認校制度を導入する。 R7年度導入予定:山陽小野田市立厚陽小中学校	R6～ R11以降	20	学校教育課

ひとを創る

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルプランナー運営事業	スマイルエ イジング	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R3以前～ R11以降	376	シティセールス課
地域交流センター社会教育推進事業	スマイルエ イジング	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管し、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」に取り組んでいる。社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実していく。	R4～ R10以降	4,217	社会教育課
子ども読書活動推進計画推進事業	スマイルエ イジング	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかぐのおはなし会」や「乳幼児おはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R2以前～ R10以降	128	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	スマイルエ イジング	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R2以前～ R10以降	187	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	スマイルエ イジング	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R2以前～ R10以降	16,527	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	デジタル化 スマイルエ イジング	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R3～ R10以降	3,000	中央・厚狭図書館
コミュニティ・スクール推進事業	スマイルエ イジング	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R3以前～ R11以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	スマイルエ イジング	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R3以前～ R11以降	2,827	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	スマイルエ イジング	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R2以前～ R10以降	5,302	社会教育課
放課後子ども教室事業	スマイルエ イジング	「放課後子ども教室」を実施する。各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R2以前～ R10以降	1,853	社会教育課

ひとを創る

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家庭教育支援事業	スマイルエ イジング	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R2以前～ R10以降	424	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	スマイルエ イジング	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R2以前～ R10以降	240	社会教育課

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールス推進事業	スマイルエ イジング	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R2以前～ R11以降	741	シティセール ス課
シティセールスPR強化事業	デジタル化	ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、デジタルを活用したPRを実施する。ターゲットは、本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行う。首都圏をメインターゲットとすることで、新たな交流人口の創出や関係人口、移住者獲得の促進を図る。	R2以前～ R11以降	1,111	シティセール ス課
UJIターン推進・支援事業		移住関係機関との連携強化及び多くの移住検討者との関係性構築のため、県央で共同出展する移住フェアや、ふるさと回帰支援センターが主催する移住フェア等へ積極的に参加する。移住支援員を活用した移住相談を実施して、移住検討者との関係性構築、お試し暮らしの利用促進へ繋げる。	R2以前～ R11以降	1,334	シティセール ス課
移住定住プロモーション事業		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイト「SMILE LIFE」の運営を行うとともに、移住者インタビューの内容を追加するなど、様々な属性の移住検討者へマッチした多様な情報を発信していく。またリーフレットについても、公共施設や観光施設、山口宇部空港、東京や大阪の県移住相談窓口を設置するとともに、本市の魅力である「住みよさ」をPRし、本市での暮らしをイメージしやすくするツールとして窓口や移住フェアなどでの移住相談で活用し、移住定住を推進していく。	R3～ R11以降	945	シティセール ス課
スマイルシティ・ライフ体験事業		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。R6年度は、移住支援員による相談対応、情報発信を行うとともに、お試し暮らしをしっかりと移住検討者に活用してもらうため、積極的に外部に発信し、本市の認知度の向上を図る。また、お試し暮らし利用者を移住に導くためのフォローアップを行うため、市主催のオンラインセミナーを開催するなど様々な手法により移住検討者との接触を図る。	R4～ R11以降	12,428	シティセール ス課
地域おこし協力隊募集・受入事業		市内全域において、地域力の維持・強化を図るための「地域協力活動」の担い手として、地域おこし協力隊員を募集し、受け入れる。シティセールス課が隊員の受入れを希望する担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施するとともに、移住の前後における相談体制を提供することで、隊員の定住率の向上を目指す。	R5～ R10以降	10,421	シティセール ス課
山口東京理科大学学生定住促進事業		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている学生に対して、「住まいる奨励金」として最大3万円を支給し、本市への定住促進、商業振興を図る。	R2以前～ R10以降	6,865	商工労働課

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
観光プロモーション事業		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。 令和6年度の取組は、次のとおりである。 ①山陽小野田観光協会に補助金を交付し、昨年度に引き続き、同協会Instagramを活用した「Instagramハッシュタグキャンペーン」を実施し、本市を知ってもらい、来訪を促すことに加え、今後の情報発信の強化を図る。 ②観光PR冊子を作成し、観光誘客の促進を図る。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
文化会館改修事業		館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する(令和6年度は3期工事)。 令和6年度は、大ホールステージ上の屋上防水工事を実施する。 また、令和5年度に完了した老朽化調査及び中長期整備計画に基づき、今後の整備範囲を見定めるとともに、令和7年度以降の改修に係る予算獲得に向けて財源の確保など早急に検討を進める。	R4～ R11以降	30,545	文化スポーツ推進課
かるた振興委員会設置事業		かるた振興委員会は12名で構成されており、メンバーは、永世クイーン、元クイーン、山陽小野田かるた協会、小中学校、高校、理科大等である。 小倉百人一首かるたの普及振興及び活用に関し市民から意見を聴取することで、効果的な事業を実施するために設置している。	R3以前～ R11以降	48	文化スポーツ推進課
ガラス文化推進事業		市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人がガラス文化に興味を持つきっかけになるとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市特有のガラス文化の推進を図る。 また、公共施設等に展示している市所有のガラスアート作品を定期的に展示替えを行い、市民が身近に様々なガラス作品を鑑賞する機会を提供する。	R3以前～ R11以降	382	文化スポーツ推進課
ガラスアート作品貸出し支援事業		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵している竹内傳治先生のガラスアート作品13点と現代ガラス展受賞作品27点の計40点を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。 そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要がある場合の運搬費用を計上する。 今後はガラスアート作品単品でも条件を満たせば、貸し出しできるよう要綱改正を行う予定である。	R4～ R11以降	50	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業		本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなど、ガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。 当該施設は、指定管理により小野田ガラス㈱が運営しており、ガラス造形作家が、自身のガラス作家活動をしながら体験学習の指導等に従事している。 故に、小野田ガラス㈱と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上に加え、ふるさと納税の増加等を図る。 なお、令和5年度からは、当該事業の主たる部分を小野田ガラス㈱に委託し、ブランドの運営・発展を推進していくこととしている。	R3以前～ R11以降	2,415	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	スマイルエイジング	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R3以前～ R11以降	635	文化スポーツ推進課
市民体育館整備事業		市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行う。 令和6年度については実施設計を行う。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図る。	R5～ R11以降	30,000	文化スポーツ推進課

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	スマイルエイジング	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場をすることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R3以前～ R11以降	800	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	スマイルエイジング	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンDEM自転車体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R3以前～ R11以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	スマイルエイジング	令和6年8月下旬に開幕するパリ・パラリンピックに向けて、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を強力に進めるため、市内での合宿に対する支援、市民との交流事業を実施する。	R3以前～ R11以降	1,600	文化スポーツ推進課
「地域スポーツの活性化とまちづくり」シンポジウム開催事業		中学生の運動部活動の地域移行を背景とした、市内にある様々なスポーツ団体の連携を図りたいことから、地域スポーツを取り巻く環境や将来像について意見を交わすとともに、山陽小野田市モデル構築のヒントを見出すため、(一財)自治総合センターが公募している「令和6年度シンポジウム助成事業」に応募し、採択されたことから「地域スポーツの活性化とまちづくり」に関するシンポジウムを市民館(文化ホール/定員445人)で開催する。	R6～ R6	2,334	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	スマイルエイジング	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R3以前～ R11以降	66,626	文化スポーツ推進課

まちの価値を創る

(4) 地域経済の活力増進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業誘致推進事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R2以前～ R10以降	11,243	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R2以前～ R10以降	263,605	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 令和6年度より、指定地区の一部(旧セメント町商店街周辺)について、補助金の上限額の引き上げを行い、中心市街地の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	3,000	商工労働課
創業支援事業		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への相談会や短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業の証明を受けた事業者に対し、支援のための応援金を交付する。	R2以前～ R10以降	5,148	商工労働課
6次産業化・農商工連携応援事業		農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R10以降	5,000	農林水産課
新規就農者支援事業		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1以前～ R9以降	1,788	農林水産課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業	デジタル 化 スマイル エイジ ング	医療費適正化の観点から、有効な疾病予防特に保健事業の推進は必須となる。KDBデータ等のデータ分析を用い、本市特有の問題抽出の他、解決に向けた保健事業の推進強化等、専門的立場からの指導、助言体制を整える。	R6～ R8	500	保険年金課
口座振替受付事業	デジタル 化	本市における令和3年度の口座振替収納割合は約42%であり、県内比較の結果13市中12位と低い水準にある。一方で口座振替における収納率は99%と高水準を維持していることから、納期内納付による収納率の向上を図るには更なる口座振替登録件数の増加が求められるところである。 また、県の指導助言において、収納率を担保するため収納対策の強化を図ることを求められており、早急な対応が必要となっている。 ページー口座振替受付サービスは、市役所の窓口にかッシュカードを持参し、専用の端末機にカードを通して暗証番号を入力するだけで、口座振替の申込みが完了するサービスである。当該サービスを導入することで、市民サービスの向上、収納手数料の削減、長期的に安定した高収納率の確保を図る。	R6～ R8	3,431	保険年金課
防災気象情報システム導入・運用事業	デジタル 化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R11以降	1,166	総務課
シティセールスPR強化事業	デジタル 化	ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、デジタルを活用したPRを実施する。ターゲットは、本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行う。首都圏をメインターゲットとすることで、新たな交流人口の創出や関係人口、移住者獲得の促進を図る。	R2以前～ R11以降	1,111	シティセールス課
下水道管理デジタル化推進事業	デジタル 化	下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 また、地下埋設物協議のWeb受付システムを導入することにより、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5～ R10以降	536	下水道課
GiGAスクール推進事業	デジタル 化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、学校及びWi-Fi環境のない家庭のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。そのため、県を中心に県内市町と緊密に連携しながら、GiGAスクール運営支援センターの機能強化を図る。	R3以前～ R11以降	45,502	学校教育課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校図書システム更新事業	デジタル 化	学校図書システムの老朽化に伴い、機器の更新を行う。併せて、図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない本を図書館や他校から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進する。	R4～ R10以降	5,251	学校教育課
埴生幼稚園栄養管理事業	デジタル 化 スマイル エイジン グ	現在、埴生幼稚園では、栄養士1名が独自で献立を作成し自園調理を行っているが、幼稚園には栄養管理ソフトがないため、学校給食センターから借用したものを使用している。しかし、学校給食に対応したソフトでは、栄養価の基準値や量が幼稚園給食分とは異なるため、園児に応じた個別の数値を入力する等、安全に給食を提供するために多大な時間と労力を要している。このような状況を改善するため、幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入する。 このソフトの導入により、食物アレルギー管理の安全性を向上させることができる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4～ R9以降	47	学校教育課
小学校社会科副読本デジタル化事業	デジタル 化	小学校3・4年生の社会科学習では、地域を教材化した副読本を使用し授業を実施している。副読本「はっけん！山陽小野田」は、本市の歴史や文化・産業、主要施設など、地域の情報を掲載している。 令和5年度は新学習指導要領を踏まえて、本市の現状に合うように副読本を改訂する必要がある、この機会に、これからの学習者用デジタル教科書の導入の流れに向けて、1人1台端末を効果的に活用し、副読本のデジタル教科書化を推進する。 また、一般の大人もWebで閲覧が可能となるため、市内外の人に、本市の住みよさや歴史、文化を知ってもらい、住んでみたいと思ってもらえるよう、シティセールスのツールとして活用する。	R5～ R10以降	548	学校教育課
電子書籍購入事業	デジタル 化 スマイル エイジン グ	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R3～ R10以降	3,000	中央・厚狭図書館
人事給与システム構築・運用事業	デジタル 化	令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 令和6年度以降も引き続き、給与制度改正への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守が必要である。	R2以前～ R10以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業	デジタル 化	令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をデータ上で入力・処理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により、これまで紙で行ってきた業務がデータ化され、業務の迅速化やデータ活用等に繋がり、職員の負担を大幅に軽減させることができている。また、紙による人の接触機会が減るため感染症対策にも寄与している。 令和6年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を実施しながら運用していく必要がある。	R3～ R10以降	11,352	人事課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
RPA及びAI-OCR導入・活用事業	デジタル化	他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2～ R11以降	2,275	デジタル推進課
キャッシュレス決済事業	デジタル化	令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5～ R9以降	272	市民課
デジタル化推進事業	デジタル化 理科大	将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R3～ R11以降	6,200	デジタル推進課
公衆無線LAN整備事業	デジタル化	近年、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の普及や、外国人旅行者の増加、災害時の情報伝達手段として公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用できる環境の整備が求められている。しかしながら、市内にはコンビニエンスストア等の民間企業により整備された無料Wi-Fiは多数存在するものの、公が管理する施設への整備は行われていない状況である。市民及び来訪者が利用できる無料のWi-Fiを整備することは、市民等の利便性の向上に資するものであり、早急な整備を行い、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進に対応する。	R3～ R11以降	196	デジタル推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業	デジタル化 理科大 スマイル エイジ ング	持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。将来的には、電子地域ポイントの導入も検討する。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R11以降	500	デジタル推進課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
デジタルデバйд対策事業	デジタル 化	スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程にあつて、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センターや地域、シルバー人材センター等と連携して、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。	R4～ R7	400	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があつた。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R7	43,006	デジタル推進課
マイナンバーカード等交付関連事務事業	デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。	R2以前～ R10以降	5,479	市民課
マイナンバーカード申請支援事業	デジタル 化	職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体、施設や外出困難者の自宅等への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。	R2以前～ R10以降	690	市民課
証明書コンビニ交付事業	デジタル 化	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R2以前～ R10以降	11,881	市民課
証明書等自動交付事業	デジタル 化	窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進の取扱いを本市では、令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R3～ R10以降	940	市民課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
申請書作成支援事業	デジタル 化	市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。 本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R3～ R10以降	436	市民課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業	デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。 令和3年度から南支所にも統合端末等を設置し、マイナンバーカードを保有している方の住所異動等、一部の手続きを行っている。	R3～ R10以降	374	南支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業	デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きの支援を継続することで、カードの利用促進を図る。	R2以前～ R10以降	1,017	市民窓口課
電子入札導入事業	デジタル 化	これまで入札参加者が市役所へ赴き、紙により行っていた入札をインターネットを利用した電子入札を実施することにより、事務の効率化、応札者のコスト軽減、入札参加機会の拡大などのメリットがある。 このため、電子入札システムの導入を図り、デジタル化を推進する。	R6～ R11以降	5,991	監理室
確定申告支援システムに 係る申告書データ eTAX 送信対応業務	デジタル 化	平成29年から地方自治体で受ける確定申告について、専用回線を利用してeTAXへの引継が可能になったことから、国や県より平成30年度からの電子データでのやり取りを強く求められている。現在は紙ベースであり、職員2名体制で税務署への運搬を行っている。個人番号が記載された申告書もあることから番号漏洩について細心の注意が必要であり、運搬等の作業を軽減させるためにも電子データ化に向けてシステムを構築する。	R5～ R10以降	1,188	税務課
軽自動車関係手続オンラ イン化対応事業	デジタル 化	令和4年度において、軽自動車の保有関係手続きのオンライン化に伴い、賦課業務に必要な情報を市の基幹税システムに取り込むためのシステム改修及び軽自動車税種別割の納税情報を、オンライン上で確認可能とするためのシステム改修も同時に行った。 これにより、軽自動車検査協会が軽自動車税種別割の納税情報をオンライン上で確認可能となり、口座振替者や窓口での車検用納税証明書発行業務の軽減が図られる。	R5～ R10以降	700	税務課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
軽自動車手続関係オンライン化対応事業(臨時分)	デジタル 化	令和5年1月から軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス(軽OSS)、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が運用開始されたが、対象は軽自動車(三輪・四輪)であった。「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、「二輪の軽自動車(軽二輪)及び二輪の小型自動車(小型二輪)に係る軽自動車申告手続については、令和7年中にオンライン化する」と明記された。これにより、軽OSS・軽JNKSの対象に「軽二輪・小型二輪」が追加されるため、基幹税務システムの改修を行う。 また、システム障害や災害等により軽JNKSが停止したときに、メインセンタ停止時点と概ね同一のデータベースを保有するバックアップセンタに切り替えることで、平常時と同様の業務継続を可能とするシステムが構築される。そのため、バックアップセンタへ接続するため、ネットワークの設定変更を行う。	R6～ R6	1,705	税務課
預金調査電子化事業	デジタル 化	昨今のデジタル化の推進に市税滞納者の預金調査を紙媒体による調査依頼・回答形式から電子化する。 これまでの郵送による照会に比べ、格段に速報性が上がり、効果的、効率的な滞納整理を実施する。	R5～ R10以降	502	税務課
口座振替データ伝送事業	デジタル 化	これまでフロッピーディスクやDVDの持込により行ってきた口座振替データを伝送化する。 本市の全ての指定金融機関、収納代理金融機関がシステムを利用してのデータ伝送が可能となる。	R5～ R10以降	850	税務課
文書管理システム運用事業	デジタル 化	令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R3～ R10以降	7,577	総務課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業	デジタル 化	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)において「戸籍」「戸籍の附票」が対象となる基幹業務システムとして規定されている。地方公共団体は2025年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求められているため、令和7年度までに山陽小野田市戸籍システムを標準準拠システムへ移行する。	R6～ R7	ゼロ予算	市民課
タブレット端末導入事業	デジタル 化	国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5～ R10以降	3,006	議会事務局

3つの横断的施策

(2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	理科大 スマイル エイジ ング	山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康・長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	500	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	理科大 スマイル エイジ ング	スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R11以降	227	健康増進課
スマイル・サイエンス事業	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3以前～ R11以降	617	学校教育課
デジタル化推進事業	デジタル 化 理科大	将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R3～ R11以降	6,200	デジタル推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業	デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング	持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。将来的には、電子地域ポイントの導入も検討する。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R11以降	500	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広がっていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R7	43,006	デジタル推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
公立保育所運営事業	知守 食事 運動 交流		公立保育所で保育を実施する。 (日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園)	R1以前～ R9以降	48,503	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	知守 食事 運動 交流		食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R5～ R10以降	3,471	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	食事 交流	2-(1)	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,917	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	交流	2-(1)	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	交流	2-(1)	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	6,751	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	食事 交流	2-(1)	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	768	子育て支援課
キッズファーム事業	食事 交流	2-(1)	子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R1以前～ R9以降	37	子育て支援課
伴走型相談支援事業	知守		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。	R4～ R11以降	3,392	健康増進課
児童館管理運営事業	交流		市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R1以前～ R9以降	42,905	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	交流	2-(1)	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	307	子育て支援課
地域組織活動育成事業	交流	2-(1)	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業	運動		子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R1以前～ R9以降	526	子育て支援課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
乳児健康診査事業	知守		出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R2以前～ R11以降	6,071	健康増進課
幼児健康診査事業	知守 食事		母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R2以前～ R11以降	1,971	健康増進課
発育・発達事業	知守		母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R2以前～ R11以降	200	健康増進課
妊産婦健康診査事業	知守	2-(1)	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R2以前～ R11以降	39,628	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	知守		母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R2以前～ R11以降	70	健康増進課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	知守 交流	2-(1)	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R2以前～ R11以降	296	健康増進課
母子保健健康教育事业	知守	2-(1)	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。	R2以前～ R11以降	252	健康増進課
発育・発達事業(療育教室)	知守	2-(1)	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2以前～ R11以降	234	健康増進課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	知守	2-(1)	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R2以前～ R11以降	4,310	健康増進課
産後ケア事業	知守	2-(1)	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R2以前～ R11以降	1,188	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	交流	2-(1)	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R2以前～ R11以降	532	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	食事	2-(1)	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2以前～ R11以降	735	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
多胎妊産婦支援事業	知守	2ー(1)	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R11以降	95	健康増進課
葉酸サプリメント配布事業	知守 食事		葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R11以降	232	健康増進課
新生児聴覚検査費助成事業	知守	2ー(1)	聴覚検査は早期に見えられ適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれている。このため、現在、全額自己負担で実施されている新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R11以降	1,780	健康増進課
介護支援ボランティア活動事業	交流		第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業	交流		第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	303	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)	交流		単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R2以前～ R10以降	1,347	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業	交流		市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいを持ち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R2以前～ R10以降	1,800	高齢福祉課
生活支援サービスの体制整備事業	交流		単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区(埴生・津布田は1か所)毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R2以前～ R10以降	9,425	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業 (地域支援事業:任意事業)	交流		高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R2以前～ R10以降	6,121	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	知守 運動 交流		第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R2以前～ R10以降	1,059	高齢福祉課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域介護予防活動支援事業	知守 運動 交流		生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R2以前～ R10以降	619	高齢福祉課
介護予防把握事業	知守		訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R2以前～ R10以降	142	高齢福祉課
認知症サポーター養成事業	知守		今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	119	高齢福祉課
石丸総合館管理運営事業	知守 運動 交流		地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R2以前～ R10以降	3,008	市民活動推進課
民生委員・児童委員活動支援事業	交流		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R2以前～ R10以降	16,285	社会福祉課
国民健康保険特定健診事業	知守		被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金については、令和元年度から特別交付金(県繰入金分)により措置されるため無料とし、特定保健指導に係る利用負担金(積極的支援1,000円、動機付け支援500円)については、利用促進のため令和2年度から無料とした。 また、特定健診の未受診については、「AIを活用した行動分析等による受診勧奨」を、市と民間事業者及び国保連との委託契約により実施し、令和4年度から定期的な通院をしていることを理由に受診していない者を対象にみなし健診を実施。	R3以前～ R11以降	57,585	保険年金課
特定保健指導事業	知守		40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査の受診者の内、質問票の内容及び検査結果を基に階層化により選定した特定保健指導対象者に対して、利用勧奨を委託することで利用率の向上を目指す。また、積極的支援及び動機付け支援の保健指導も委託することで被保険者の生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。	R5～ R11以降	5,613	保険年金課
国民健康保険保健事業	知守 運動		国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はり・きゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業・国民健康保険脳ドック事業・国民健康保険歯周病検診事業	R3以前～ R11以降	22,202	保険年金課
国民健康保険健康づくり補助事業	知守		国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、市補助金交付規則別表の公共的団体助成金として校区ふるさとづくり推進協議会が実施する国民健康保険健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。(1団体当たりの補助金額の上限は、27,000円)	R3以前～ R11以降	297	保険年金課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業	知守		糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が嵩む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、特定健診の結果から受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R3以前～ R11以降	1,997	保険年金課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業	知守		医療費適正化の観点から、有効な疾病予防特に保健事業の推進は必須となる。KDBデータ等のデータ分析を用い、本市特有の問題抽出の他、解決に向けた保健事業の推進強化等、専門的立場からの指導、助言体制を整える。	R6～ R8	500	保険年金課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	知守 食事運動交流		高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。	R3以前～ R11以降	3,405	保険年金課
被保護者健康管理支援事業	知守		生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は令和3年1月から必須事業となっており、本市においても、これまでの情報分析を踏まえて令和3年10月より事業開始。	R2以前～ R10以降	1,534	社会福祉課
健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)	知守 食事運動交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、SOSかたつむりで行く会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R2以前～ R11以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)	知守 食事運動交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R2以前～ R11以降	128	健康増進課
食育推進計画の推進	食事 交流		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。	R2以前～ R10以降	247	健康増進課
食育推進会議	食事		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。第2次計画の最終評価及び第3次食育推進計画の策定を行う。	R2以前～ R10以降	130	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	知守		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康・長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	500	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)	知守 食事 運動 交流		市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R2以前～ R10以降	81	健康増進課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ	知守 食事 運動 交流		市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R2以前～ R10以降	16	健康増進課
スマイルエイジング推進事業	知守 食事 運動 交流		①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。 ③スマイルエイジングの取組の進捗状況を確認し、市民の取組の経年的な評価を行うため、市民アンケートを実施し、効果的な推進を図る。	R2以前～ R10以降	820	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業	運動		スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成	R2以前～ R11以降	200	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業	知守 食事 運動 交流		スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R2以前～ R10以降	277	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	知守		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R11以降	227	健康増進課
食育推進会議(臨時)	食事		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。第2次計画の最終評価及び第3次食育推進計画の策定を行う。	R6～ R6	960	健康増進課
第2次健康増進計画(中間評価)事業	知守 食事 運動 交流		平成21年度に「山陽小野田市SOS健康づくり計画(第1次山陽小野田市健康増進計画)」を策定し、平成30年度に「第2次山陽小野田市健康増進計画」を策定し、令和元年度から推進している。社会情勢や本市を取り巻く状況の変化等により、見直しを行うために、中間評価を行う。	R6～ R6	1,072	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
自殺対策事業	知守		自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。R6は計画を見直す予定。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っている。また、特にアフターコロナの今、こころの支援体制を強化する。	R2以前～ R10以降	79	健康増進課
ひきこもり支援事業	知守		ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態)、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。	R2以前～ R10以降	2,076	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援	知守 食事 運動 交流		平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R2以前～ R10以降	226	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援	食事 交流		昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R2以前～ R10以降	864	健康増進課
健康手帳の活用	知守		自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	3	健康増進課
成人保健健康教育	知守		市が主催で行う健康教育を実施する。	R2以前～ R10以降	323	健康増進課
成人健康相談事業	知守		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R2以前～ R10以降	215	健康増進課
成人訪問指導事業	知守		がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R2以前～ R10以降	65	健康増進課
生保等の健康診査	知守		健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R2以前～ R10以降	304	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)	知守		健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R2以前～ R10以降	73,801	健康増進課
結核検診	知守		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R2以前～ R10以降	1,166	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	知守		①個別の受診勧奨・再勧奨(子宮がんターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R2以前～R10以降	1,916	健康増進課
健康マイレージ事業	知守 食事 運動 交流		本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、ポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品が当たるという仕組み。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	R2以前～R11以降	135	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業	知守		女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②女性限定託児付の集団検診実施	R2以前～R11以降	623	健康増進課
若者健康診査	知守		健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R2以前～R10以降	994	健康増進課
定期予防接種事業	知守		予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R2以前～R11以降	194,192	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業	知守		予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	R3以前～R11以降	2,704	健康増進課
風しん対策事業	知守		国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。	R2以前～R6	5,546	健康増進課
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業	知守		令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開された。これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的にキャッチアップ接種を行う。また、本事業の対象者の内、既に任意接種でワクチンを接種した方に対して、その費用を助成する。	R4～R6	21,228	健康増進課
AED管理事業	知守		平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所に増やし充実を図った。	R3以前～R11以降	2,001	健康増進課
#7119(救急安心センター事業)	知守		住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R3以前～R11以降	1,714	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
小児一次救急医療体制確保事業	知守		昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。 そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R4～ R11以降	2,240	健康増進課
休日救急医療対策事業	知守		山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきている。そのため、休日救急医療については、広域化を含めいずれ宇部市と協議が必要になると思われる。	R3以前～ R11以降	5,588	健康増進課
小児救急圏域医療体制確保事業	知守		宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5～ R6	3,000	健康増進課
二次救急医療体制支援事業	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R3以前～ R11以降	8,741	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R3以前～ R11以降	1,313	健康増進課
広域災害救急医療情報システム事業	知守		広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	R3以前～ R11以降	3	健康増進課
地域運営組織推進事業	交流	1-(1)	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織の形成を推進する。 令和6年度は、地域運営組織を形成した地区に対する財政的支援・人的支援を強化する。 【地域づくり交付金】 これまでの市から地域に対して交付している補助金を一本化し、地域運営組織を形成した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとする。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R3～ R10以降	28,779	市民活動推進課
ふるさとづくり推進事業	交流		市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。 R6年度から創設する「地域づくり交付金(一括交付金)」に統合する対象補助金(校区ふるさとづくり協議会補助金、ほたる飼育管理助成金のみ)	R2以前～ R10以降	3,116	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業	交流		各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R2以前～ R10以降	2,260	市民活動推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
自治会組織活性化事業	交流		地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数が、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R2以前～ R10以降	65,120	市民活動推進課
社会教育士育成事業	交流	1-(1)	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R6年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人、R5年度取得人数:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4～ R8	335	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業	交流		女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R2以前～ R10以降	176	市民活動推進課
多文化共生推進事業	交流		本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、R5.8月末時点で841人となっており、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは市国際交流協会が実施主体となり山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、運営方法が課題となっている。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な教室運営を目指す。	R4～ R10以降	1,157	市民活動推進課
シティセールス推進事業	交流	3-(1)	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R2以前～ R11以降	741	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	交流		市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月中旬に、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間とし、「デジタルスタンプラリー」等のイベントを実施することで、市内全域における交流人口の増加を狙う。市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R2以前～ R10以降	5,000	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	交流	2-(3)	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R3以前～ R11以降	376	シティセールス課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジングパーク事業	運動交流		健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4つの公園で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきかけづくりのための環境整備を行う。これまでに3つの公園で実施している。令和4年度からは糸根公園と青年の家が立地する区域をスマイルエイジングパークと称して一体的に整備を進めている。	R2以前～R11以降	35,062	都市計画課
観光ボランティアガイド活動支援事業	交流		山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのポスピタリティ向上を図る。	R2以前～R10以降	100	シティセールス課
いじめ・不登校に対する支援事業	知守		臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R3以前～R11以降	21,305	学校教育課
学校給食実施事業	食事		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R2以前～R10以降	137,762	学校給食センター
産生幼稚園栄養管理事業	食事		現在、産生幼稚園では、栄養士1名が独自で献立を作成し自園調理を行っているが、幼稚園には栄養管理ソフトがないため、学校給食センターから借用したものを使用している。しかし、学校給食に対応したソフトでは、栄養価の基準値や量が幼稚園給食分とは異なるため、園児に応じた個別の数値を入力する等、安全に給食を提供するために多大な時間と労力を要している。このような状況を改善するため、幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入する。 このソフトの導入により、食物アレルギー管理の安全性を向上させることができる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4～R9以降	47	学校教育課
児童生徒及び教職員健康診断事業	知守		学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R3以前～R11以降	13,563	学校教育課
小・中学校体育振興事業	運動		学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R3以前～R11以降	976	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	知守	2-(2)	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R3以前～R11以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	知守	2-(2)	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R3以前～R11以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業	知守		次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっただき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R3以前～R11以降	502	学校教育課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域交流センター社会教育推進事業	知守 交流	2-(3)	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管し、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」に取り組んでいる。社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実していく。	R4～ R10以降	4,217	社会教育課
社会教育関係団体等の育成・支援事業	交流		社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援する。 また、市条例に基づき少年団等への助成を行う。	R2以前～ R10以降	1,339	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	交流	1-(1)	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。	R2以前～ R10以降	335	社会教育課
マタニティ・ブックスタート事業	知守	2-(1)	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R2以前～ R10以降	671	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	知守	2-(3)	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」や「乳幼児おはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R2以前～ R10以降	128	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	知守	2-(3)	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R2以前～ R10以降	187	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業	知守		読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R2以前～ R10以降	556	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	知守	2-(3)	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R2以前～ R10以降	16,527	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	知守	2-(3)	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R3～ R10以降	3,000	中央・厚狭図書館
コミュニティ・スクール推進事業	交流	2-(3)	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R3以前～ R11以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	交流	2-(3)	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R3以前～ R11以降	2,827	学校教育課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイル エイジ ング	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域学校協働活動推進事業	交流	2-(3)	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R2以前～ R10以降	5,302	社会教育課
放課後子ども教室事業	交流	2-(3)	「放課後子ども教室」を実施する。 各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R2以前～ R10以降	1,833	社会教育課
家庭教育支援事業	知守 交流	2-(3)	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R2以前～ R10以降	425	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	知守 交流	2-(3)	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R2以前～ R10以降	240	社会教育課
市民館管理運営事業(文化ホール)	交流		市民の芸術文化の振興を図り、集会等の場を提供する施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R3以前～ R11以降	19,298	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費(経常分)	交流		文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。	R3以前～ R11以降	43,170	文化スポーツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会	交流		市民が生のおけストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。	R3以前～ R11以降	531	文化スポーツ推進課
(主催)NHK公開番組	交流		NHK公開番組の収録が不二輸送機ホール等で事業ができるよう申請するとともに、実施が決定した際には市民が公開番組の収録に入場者として参加し、多様な芸術文化の鑑賞や体験ができるよう努める。	R3以前～ R11以降	217	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業	交流		本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R3以前～ R11以降	41,533	文化スポーツ推進課
(主催)ピアノマラソン大会	交流		ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。 不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的事業である。	R3以前～ R11以降	825	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭	交流		第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R3以前～ R11以降	359	文化スポーツ推進課
市民文化祭	交流		市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌) 出展数が減少していることから、出品者の創作意欲を維持するため、また展覧会の来場者を増やすための手法として、令和5年度から会場をおのだサンパーク2階大催事場としたほか、著名な作家の作品を会場に展示する特別展を実施した。これらについては、令和6年度以降も引き続き行う。	R3以前～ R11以降	351	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
民間連携による文化活動の場づくり事業	交流		活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。	R3以前～R11以降	47	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業	交流		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実に図る。	R3以前～R11以降	1,100	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	交流	3-(2)	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R3以前～R11以降	635	文化スポーツ推進課
不二輸送機ホール開館30周年記念事業	交流		令和6年度に、開館30周年の節目を迎える不二輸送機ホールにおいて、記念事業として著名人による公演を開催する。	R6～R6	2,346	文化スポーツ推進課
市民館管理運営事業(体育ホール)	交流		市民体育(スポーツ)の振興を図り、イベントが開催できる施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R3以前～R11以降	4,577	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業	運動交流		体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。 体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。	R3以前～R11以降	57,784	文化スポーツ推進課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	交流	3-(2)	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R3以前～R11以降	800	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	運動交流	3-(2)	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R3以前～R11以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	運動交流	3-(2)	令和6年8月下旬に開幕するパリ・パラリンピックに向けて、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を強力に進めるため、市内での合宿に対する支援、市民との交流事業を実施する。	R3以前～R11以降	1,600	文化スポーツ推進課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業	運動		令和4年度にスポーツ庁及び文化庁から提言のあった「休日部の活動における地域移行」について、本市でも中学生年代の文化・スポーツ環境の適切な整備を図るため、国や県の動向を踏まえながら、市教育委員会やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、文化協会等と連携し、本市の実情にあったスキームの構築を図る。	R6～R11以降	150	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
競技スポーツ推進事業	運動		市スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R3以前～ R11以降	5,344	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業	運動		市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。	R3以前～ R11以降	385	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業	運動		競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全10回程度、300名程度	R3以前～ R11以降	1,314	文化スポーツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業	運動		児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。	R3以前～ R11以降	1,460	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業	運動 交流		西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和6年度で41回を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 【開催時期】3月(4日間) 【試合会場】市内サッカー場・運動広場ほか ※市外の会場でも開催	R3以前～ R11以降	2,299	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業	運動 交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ベタンク、アジャタの5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。	R3以前～ R11以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業	運動 交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に厚陽地区で市民マラソン大会を継続開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km(男女、学生・一般別に開催)	R3以前～ R11以降	420	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	運動 交流	3-(2)	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R3以前～ R11以降	66,626	文化スポーツ推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業	交流		持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。将来的には、電子地域ポイントの導入も検討する。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R11以降	500	デジタル推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	知守 食事 運動 交流		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R7	43,006	デジタル推進課
ホームページを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R2以前～ R10以降	1,568	シティセールス課
広報紙発行事業	知守 食事 運動 交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R2以前～ R10以降	16,034	シティセールス課
市政情報発信事業	知守 食事 運動 交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R2以前～ R10以降	327	シティセールス課
LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、Twitter(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとしてLINEアプリを令和4年度に導入した。今後LINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。	R2以前～ R10以降	1,848	シティセールス課
出前講座運営事務	知守		市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R2以前～ R10以降	12	生活安全課

分野別計画

■ 施策の体系

基本目標に掲げた五つの基本目標と計画の実現に向けた施策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な施策とその実施のための事業を展開します。

1 子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策 1 子育て支援の充実

基本施策 5 社会保障の安定

基本施策 2 高齢者福祉の充実

基本施策 6 健康づくりの推進

基本施策 3 障がい者福祉の充実

基本施策 7 地域医療体制の充実

基本施策 4 地域福祉の推進

2 市民生活・地域づくり・環境・防災～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策 8 消防・救急体制の充実

基本施策 12 人権尊重のまちづくり

基本施策 9 防災体制の充実

基本施策 13 自然環境の保全・循環型社会の形成

基本施策 10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進

基本施策 14 国際交流・地域間交流の推進

基本施策 11 地域づくりの推進

基本施策 15 シティール・移住定住の推進

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 16 住環境の確保

基本施策 19 道路・交通網及び港湾施設の充実

基本施策 17 公園・緑地の整備・保全

基本施策 20 適正な土地利用の推進

基本施策 18 水道の安定供給と下水道の充実

4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21 多様な働く場の確保

基本施策 24 農林水産業の推進

基本施策 22 企業立地の推進

基本施策 25 観光・交流の振興

基本施策 23 商工業の振興

5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26 学校教育の推進

基本施策 29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

基本施策 27 社会教育の推進

基本施策 30 芸術文化によるまちづくりの推進

基本施策 28 次世代の学校・地域創生の推進

基本施策 31 スポーツによるまちづくりの推進

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32 効率的で効果的な行政運営

基本施策 34 市政への市民参画の推進

基本施策 33 健全な財政運営

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、重点プロジェクトと同一の事業が掲載されています。

※「令和6年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策1 子育て支援の充実						
(1)働く子育て家庭の支援						
保育所等施設型給付事業 (私立13園及び管外保育所)			保育事業を私立保育所(13保育園)及び管外保育園に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・仲宏・姫井・石井手・西高泊・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい・桃太郎園・こぐま及び管外保育園。	R1以前～ R9以降	1,414,805	子育て支援課
地域型保育事業運営支援事業			民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである事業所内保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。	R1以前～ R9以降	29,933	子育て支援課
公立保育所運営事業		スマイル エイジン グ	公立保育所で保育を実施する。 (日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園)	R1以前～ R9以降	48,503	子育て支援課
小野田地区公立保育所整備事業	2-(1)		公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R2～ R9以降	588,608	子育て支援課
ねたろう保育園運営事業			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)に基づく管理者が遵守すべき事項としてエアコン(定格出力7.5kw以上)の定期点検(3年に1回)を実施する。	R4～ R11以降	104	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	74	子育て支援課
副食費増加相当額軽減事業	2-(1)		物価高騰下にあっても、私立保育所において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	R4～ R6	3,300	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)		スマイル エイジン グ	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R5～ R10以降	3,471	子育て支援課
山口県保育大会開催事業			山口県内の保育関係者が一堂に会し、保育に関する現状や課題について研究・討議する山口県保育大会が令和6年に山陽小野田市が引き受けて開催される。その保育大会開催に当たり、必要となる経費を負担する。	R6～ R6	300	子育て支援課
誰もが育ち・学び・遊べる 保育環境づくり推進事業			保育所等において、障害のある子ども、障害のない子どもをはじめ、誰もが等しく育ち・学び・遊べる環境を整備するため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支援する事業を実施する	R6～ R7	6,174	子育て支援課
認定こども園等施設型給付事業			市内に1園、宇部市に1園の認定こども園が創設される。その認定こども園に通う園児の施設型給付費を支払い、子育て世帯の負担を軽減する。	R6～ R11以降	89,034	子育て支援課
一時預かり事業	2-(1)		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。	R1以前～ R9以降	702	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
一時預かり事業(幼稚園型)	2-(1)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R1以前～ R9以降	1,610	子育て支援課
延長保育事業	2-(1)		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R1以前～ R9以降	12,381	子育て支援課
障がい児保育事業	2-(1)		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～)	R1以前～ R9以降	20,804	子育て支援課
保育所保険料補助事業			入所児童の安全管理のための任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。	R1以前～ R9以降	90	子育て支援課
認定こども園支援事業			配慮が必要な子どもを認定こども園で受け入れる際に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	R6～ R11以降	1,568	子育て支援課
多子世帯応援保育料等軽減事業(保育所)			対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充された。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度) 令和2年度10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費について補助の対象となった。	R1以前～ R9以降	1,842	子育て支援課
私立幼稚園特別支援事業			私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	262	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	2-(1)		市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休業期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R1以前～ R9以降	151,714	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業	2-(1)		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和6年度は、高泊児童クラブのエアコンを更新し、須恵児童クラブの静養室にエアコンを設置する。また、雨漏りしている高泊児童クラブの屋根を修繕する。	R1以前～ R9以降	604	子育て支援課
児童クラブ室整備事業			待機児童が生じている厚狭児童クラブについて、特別教室を改修し、学校と共用することで1教室整備し、待機児童の解消を図る。	R6～ R6	8,765	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)(臨時分)			【障害児受入推進事業】 児童クラブにおいて、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、児童クラブの円滑な実施を図る。 【高千帆児童クラブ拡充事業】 令和6年度の児童クラブ利用の募集をしたところ高千帆児童クラブで定員を上回る応募があった。面積要件等を勘案し、事業者と協議したところ全ての受入れが可能となるため必要となる支援員確保のための経費を計上する。	R4～ R9以降	19,629	子育て支援課
病児保育事業	2-(1)		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	24,998	子育て支援課
子育て短期支援事業	2-(1)		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R1以前～ R9以降	248	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業(副食費)			幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯(第1階層～第3階層)及び第3子の副食費を補助する。	R1以前～ R9以降	3,666	子育て支援課
施設等利用給付事業			令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの(上限あり)。 対象施設は、新制度移行幼稚園、認可外保育施設等。	R1以前～ R9以降	110,456	子育て支援課
(2) 子育ての不安と負担の軽減						
地域子育て支援拠点事業	2-(1)	スマイル エイジ ング	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,917	子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画推進事業			令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。令和6年度に、第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画を策定予定。	R1以前～ R9以降	160	子育て支援課
子育て支援情報発信事業			子育て支援情報発信ツールとして、また、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることを目的として、令和4年度に導入した「母子モ」の管理・運営を行う。	R1以前～ R9以降	660	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	2-(1)	スマイル エイジ ング	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	20	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子ども・子育て支援事業計画策定事業			令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて子ども・子育て協議会に諮り、委員の意見を聞く。 本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間であるため、次期計画策定に向けて、ニーズ調査を実施する。また令和元年度に「子どもの貧困対策法」が改正され、市町村による策定が義務化された「子ども貧困対策推進計画」を次期子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込むため、ニーズ調査と併せて貧困対策に係るアンケート調査も同時に行う。調査、分析を実績、ノウハウのある専門業者に委託することで、正確なデータを取得し、将来の子育て支援施策に実態を反映させ、子育てしやすいまちづくりを推進していく。	R5～ R6	6,136	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	2-（1）	スマイルエイジング	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター（スマイルキッズ）」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	6,751	子育て支援課
地域子育て支援拠点（スマイルキッズ）事業	2-（1）	スマイルエイジング	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	768	子育て支援課
キッズファーム事業	2-（1）	スマイルエイジング	子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R1以前～ R9以降	37	子育て支援課
児童手当支給事業			中学3年生までの児童を養育している人に対して児童手当を支給する。 ■支給額（月額）：3歳未満15,000円、3歳～小学生（1、2子）10,000円、3歳～小学生（3子以降）15,000円、中学生10,000円、所得制限超5,000円	R1以前～ R9以降	837,012	子育て支援課
特別児童扶養手当事業			身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。	R1以前～ R9以降	133	子育て支援課
福祉医療（乳幼児・ひとり親家庭）助成事業	2-（1）		乳幼児医療費助成：小学校就学前の乳幼児の医療費（保険適用）自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成：18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費（保険適用）の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R1以前～ R9以降	114,896	子育て支援課
福祉医療事業（単市事業分）	2-（1）		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限（市民税所得割136,700円超）を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R1以前～ R9以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業	2-（1）		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	R1以前～ R9以降	131,600	子育て支援課
養育医療給付事業	2-（1）		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児（未熟児）が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R1以前～ R9以降	7,020	子育て支援課
小学校就学援助事業（生保・就学援助対象者分）			経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費（学用品費購入費等）を支給する。	R3以前～ R11以降	18,985	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R3以前～ R11以降	26,897	学校教育課
学校保健に係る医療費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。	R3以前～ R11以降	10	学校教育課
学校給食に係る給食費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。	R3以前～ R11以降	48,565	学校教育課
奨学関係事業			将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的な理由により修学が困難な県内の生徒・学生に対し、奨学金の貸与業務を行っている、山口県ひとづくり財団に負担金を支出。	R3以前～ R11以降	554	学校教育課
交通遺児助成金支給事業			交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。	R3以前～ R11以降	146	学校教育課
入学祝金給付事業	2-1		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。また、令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。	R4～ R9以降	50,770	子育て支援課
子育て応援ギフト事業	2-1		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。	R4～ R9以降	17,557	子育て支援課
伴走型相談支援事業		スマイル エイジン グ	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。	R4～ R11以降	3,392	健康増進課
出産応援ギフト事業	2-1		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、妊娠届を提出した妊婦に出産応援ギフトを支給する。	R4～ R11以降	16,135	健康増進課

(3)地域社会での子育て支援

児童館管理運営事業		スマイル エイジン グ	市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R1以前～ R9以降	42,905	子育て支援課
児童館環境整備事業			老朽化している児童館について、必要な大規模修繕を年次的に行う。 各児童館のエアコン設置から相当年数が経過しており、年次的に更新を行う。令和6年度は本山児童館のエアコンを更新する。	R1以前～ R9以降	583	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	2-1	スマイル エイジン グ	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	307	子育て支援課
地域組織活動育成事業	2-1	スマイル エイジン グ	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
児童遊園施設整備事業		スマイル エイジン グ	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R1以前～ R9以降	526	子育て支援課
児童の集团的・個別的指導事業			小野田児童館の廃止に伴い、小野田児童館で実施していた児童の健全育成事業を事業形態を振り替えて実施する。毎月2回程度地域交流センター等を活動場所として、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう魅力的な遊びを提供する。	R5～ R9以降	1,716	子育て支援課

(4) 配慮が必要な子どもと家庭の支援

家庭児童相談事業	2- (1)		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R1以前～ R9以降	70	子育て支援課
児童扶養手当支給事業			18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。 ※支給額(R5.4月現在): 全部支給 44,410円(1人)、2人目は10,420円加算、3人目以降は6,250円加算(金額は全部支給の場合)	R1以前～ R9以降	275,115	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業			ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	R1以前～ R9以降	8,876	子育て支援課
ひとり親福祉事業			母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	R1以前～ R9以降	78	子育て支援課
母子生活支援事業			児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するもの。	R1以前～ R9以降	5,500	子育て支援課
なるみ園運営事業			児童発達支援事業所なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。	R1以前～ R9以降	8,517	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)運営事業	2- (1)		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R1以前～ R9以降	127	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)整備事業			ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。小野田小学校について、幼児部の事務室にエアコンが設置されていないため、設置するもの。	R6～ R6	165	子育て支援課

(5) 母子保健サービスの充実

乳児健康診査事業		スマイル エイジン グ	出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R2以前～ R11以降	6,071	健康増進課
幼児健康診査事業		スマイル エイジン グ	母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R2以前～ R11以降	1,971	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
発育・発達事業		スマイル エイジン グ	母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R2以前～ R11以降	200	健康増進課
妊産婦健康診査事業	2-（1）	スマイル エイジン グ	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券（14回）及び産婦健康診査受診補助券（2回（産後2週間・産後1か月））を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R2以前～ R11以降	39,628	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付		スマイル エイジン グ	母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R2以前～ R11以降	70	健康増進課
産前産後サポート事業（マタニティひろば）	2-（1）	スマイル エイジン グ	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R2以前～ R11以降	296	健康増進課
母子保健健康教育事業	2-（1）	スマイル エイジン グ	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。	R2以前～ R11以降	252	健康増進課
発育・発達事業（療育教室）	2-（1）	スマイル エイジン グ	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2以前～ R11以降	234	健康増進課
子育て世代包括支援センター（母子保健型）	2-（1）	スマイル エイジン グ	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R2以前～ R11以降	4,310	健康増進課
産後ケア事業	2-（1）	スマイル エイジン グ	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R2以前～ R11以降	1,188	健康増進課
不妊治療費助成事業	2-（1）		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市：一般不妊治療助成事業 県：人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R2以前～ R10以降	1,780	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	2-（1）	スマイル エイジン グ	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R2以前～ R11以降	532	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	2-（1）	スマイル エイジン グ	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2以前～ R11以降	735	健康増進課
多胎妊産婦支援事業	2-（1）	スマイル エイジン グ	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R11以降	95	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
葉酸サプリメント配布事業		スマイル エイジン グ	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R11以降	232	健康増進課
新生児聴覚検査費助成事業	2-(1)	スマイル エイジン グ	聴覚検査は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれている。このため、現在、全額自己負担で実施されている新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R11以降	1,780	健康増進課
基本施策2 高齢者福祉の充実						
(1)生涯現役社会づくりの推進						
介護支援ボランティア活動事業		スマイル エイジン グ	第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業		スマイル エイジン グ	第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	303	高齢福祉課
敬老会運営補助事業			毎年9月の敬老月間にあわせて地区社協主催により敬老会を開催。地区最高齢者、米寿者へ記念品の贈呈やアトラクションを行い、長寿を祝う。市内11地区で開催される敬老会の運営に対する補助。	R2以前～ R10以降	5,441	高齢福祉課
敬老月間啓発事業			100歳長寿者に対する市長の表敬訪問。88歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターや作文の募集。	R2以前～ R10以降	563	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)		スマイル エイジン グ	単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R2以前～ R10以降	1,347	高齢福祉課
老人福祉作業所と利用促進			老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等)等の費用の負担	R2以前～ R10以降	425	高齢福祉課
全国健康福祉祭参加祝い金支給事業(ねんりんピック出場者祝い金)			ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。	R2以前～ R10以降	50	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業		スマイル エイジン グ	市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R2以前～ R10以降	1,800	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)高齢になっても住みよい地域づくり						
総合相談・支援事業(地域 包括支援センターの充実)			高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的且つ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を強化させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。	R2以前～ R10以降	32,903	高齢福祉課
包括的・継続的ケアマネジ メント業務			高齢者が地域で暮らし続けていくことができるように、個々のケアマネジャーのサポートを行う。高齢者を支援するケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践が可能となる環境整備を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。また、主任ケアマネジャーの実践力向上のための支援及び情報交換を行う。	R2以前～ R10以降	89	高齢福祉課
地域ケア会議推進事業			ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。	R2以前～ R10以降	193	高齢福祉課
在宅医療・介護連携推進 事業			医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の実情を把握・分析し、地域住民や医療・介護関係者と課題を共有し、医療と介護の関係者との協働・連携を推進することを目的とするもの。	R2以前～ R10以降	489	高齢福祉課
生活支援サービスの体制 整備事業		スマイル エイジ ング	単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区(埴生・津布田は1か所)毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R2以前～ R10以降	9,425	高齢福祉課
権利擁護事業			判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を護るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また高齢者虐待の防止及び対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。	R2以前～ R10以降	86	高齢福祉課
成年後見利用支援事業			市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う。	R2以前～ R10以降	3,355	高齢福祉課
成年後見制度利用促進体 制整備推進事業			山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要なものが制度を利用できる地域体制を構築するため、普及啓発や地域の関係機関との連携ネットワークの構築に取り組む。また、計画の進捗管理を行い、令和7年度中に第2期の計画を策定する。	R2以前～ R10以降	217	高齢福祉課
高齢者の実態の把握			高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。	R2以前～ R10以降	51	高齢福祉課
高齢者福祉計画の策定及 び進捗管理事業			高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。これらの策定及び進捗管理に伴い高齢者保健福祉推進会議を開催する。	R2以前～ R10以降	160	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ケアセンターさんよう売却 準備事業			ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)については、平成18年度から令和6年度までの間「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし、管理運営する予定であったが、令和5年12月末をもって指定管理を終了し、施設を廃止した。本施設については、民間に売却することを予定しているため、引き続き施設を管理し、売却に向けた準備を進めていく。	R6～ R6	6,138	高齢福祉課
老人保護措置事業			経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続し、又は今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続や調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。 また虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。	R2以前～ R10以降	209,606	高齢福祉課
介護保険利用者負担軽減 助成金支給事業			市内に住所を有する要介護認定等を受けた高齢者に対し、居宅サービスを受けるために要した費用について一定の割合で助成する。 助成対象居宅サービスは、ホームヘルプのみで申請に基づき交付する。	R2以前～ R10以降	72	高齢福祉課
寝具乾燥消毒サービス事業			市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障害者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。	R2以前～ R10以降	366	高齢福祉課
入浴サービス事業			身体上等の障害があるために在宅での入浴が困難な者に対して、対象者を自宅まで送迎し施設での入浴サービスを提供する。	R2以前～ R10以降	378	高齢福祉課
訪問理美容サービス事業			身体上又は精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。	R2以前～ R10以降	30	高齢福祉課
福祉電話利用助成事業			低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。 助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。	R2以前～ R10以降	480	高齢福祉課
高齢者相談事業			市が高齢者の介護予防生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために実施する。 市内5か所、決められた曜日に民生委員等が会場に出向き来場者の相談を受ける。	R2以前～ R10以降	392	高齢福祉課
緊急時短期入所事業			対象者を通常介護している者が疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合に緊急に施設に入所させる必要が生じたときに介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。	R2以前～ R10以降	63	高齢福祉課
無年金者特別給付金支給 事業			国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。	R2以前～ R10以降	120	高齢福祉課
生活管理短期入所事業			市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められるものが、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。	R2以前～ R10以降	252	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高齢者緊急時見守り事業 (地域支援事業:任意事業)		スマイル エイジン グ	高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R2以前～ R10以降	6,121	高齢福祉課
住宅改修支援事業(地域 支援事業:任意事業)			居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修するに当たって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2,000円)を行う。	R2以前～ R10以降	10	高齢福祉課
家族介護支援事業			市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。	R2以前～ R10以降	628	高齢福祉課
紙おむつ等支給事業			紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6,000円を上限)。今後、地域支援事業の任意事業の対象外になる可能性がある。	R2以前～ R10以降	6,060	高齢福祉課
「高齢者福祉サービス」システム維持管理(地域支援 事業:任意事業)			高齢者福祉サービスシステム(COKAS-RAD2内にある)の維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	195	高齢福祉課

(3)介護予防の推進

介護予防普及啓発事業		スマイル エイジン グ	第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R2以前～ R10以降	1,059	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業		スマイル エイジン グ	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R2以前～ R10以降	619	高齢福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業			介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取組を推進していく。具体的には住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等の介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議におけるケアマネジメント支援などを行う。	R2以前～ R10以降	53	高齢福祉課
介護予防把握事業		スマイル エイジン グ	訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R2以前～ R10以降	142	高齢福祉課
訪問型サービス(第一号訪問事業)			総合事業への移行に当たり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R2以前～ R10以降	26,881	高齢福祉課
通所型サービス(第一号通所事業)			総合事業への移行に当たり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R2以前～ R10以降	147,194	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)			高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。(一部居宅介護支援事業所へ委託)	R2以前～ R10以降	6,343	高齢福祉課
総合事業給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。	R2以前～ R10以降	691	高齢福祉課
高額介護予防・高額医療 合算介護予防サービス費 相当事業			総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。	R2以前～ R10以降	480	高齢福祉課
総合事業サービス事業所の 指定及び指導監督事業			総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。なお、令和6年10月から介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組として、「電子申請届出システム」を導入する予定。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室

(4) 認知症施策の推進

認知症サポーター養成事業		スマイル エイジン グ	今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターズテップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	119	高齢福祉課
徘徊高齢者等見守りネット ワーク構築事業			今後増加していく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になったときに早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める	R2以前～ R10以降	111	高齢福祉課
認知症地域支援推進事業			認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の理解の促進や、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備などの地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置する。認知症地域支援推進員を中心に、認知症普及啓発や関係機関のネットワークの構築、認知症の人やその家族の支援、チームオレンジの設置、認知症カフェの設置の取組などを行う。	R2以前～ R10以降	927	高齢福祉課
認知症初期集中支援推進 事業			認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	R2以前～ R10以降	311	高齢福祉課

(5) 介護(予防)サービスの充実

介護サービス提供事業			要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように介護状態に応じて、デイサービスやホームヘルプ等の在宅サービスや特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスの提供を行う。	R2以前～ R10以降	5,747,919	高齢福祉課
介護予防サービス提供事業			要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)の提供を行う。	R2以前～ R10以降	166,399	高齢福祉課
介護保険施設サービス利用 者負担軽減事業			低所得者に対して介護4施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう補足給付をおこなう	R2以前～ R10以降	108,346	高齢福祉課
高額介護・高額医療合算 介護サービス費支給事業			介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。	R2以前～ R10以降	159,838	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
指定介護予防支援業務			介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う	R2以前～ R10以降	9,870	高齢福祉課
地域密着型サービス指導 監督事業			グループホームなどの地域密着型サービス事業所に実地指導、運営委員会を通して、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者の方への対応などについて指導・監査を行う。	R2以前～ R10以降	32	高齢福祉課
地域密着型サービス事業 所の指定及び指導監督事 業			介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。なお、令和6年10月から介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組として、「電子申請届出システム」を導入する予定。	R2以前～ R10以降	30	福祉指導監 査室
居宅介護支援事業所の指 定及び指導監督事業			介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、居宅介護支援事業所の健全かつ適正な運営の確保を図る。なお、令和6年10月から介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組として、「電子申請届出システム」を導入する予定。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室

(6)介護保険の円滑な運営

介護給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に介護給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。	R2以前～ R10以降	7,392	高齢福祉課
介護サービス給付費適正 化事業			自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。	R2以前～ R10以降	23	高齢福祉課
介護保険低所得者利用者 負担対策事業			介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県1/4)	R2以前～ R10以降	35	高齢福祉課
介護保険管理事業			基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行う。	R2以前～ R10以降	7	高齢福祉課
介護認定審査事業			介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要がある為、対象者の調査・審査等の業務を行う。	R2以前～ R10以降	25,870	高齢福祉課
介護保険資格管理事業			介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行う為、65歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者及び要介護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行う。	R2以前～ R10以降	5,849	高齢福祉課
介護保険賦課徴収事業			介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の23%を負担することとされている為、第1号被保険者の前年所得・世帯状況等を勘案した保険料の賦課・徴収を行う。	R2以前～ R10以降	4,226	高齢福祉課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	2,911	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策3 障がい者福祉の充実						
(1)障がい福祉サービスの充実						
各種障害者手帳受付・証明事業			①障がい者有する人からの申請書を受理②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障害内容、等級に応じた市や県の障害福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。	R2以前～ R10以降	495	障害福祉課
障害者計画等策定及び推進事業			山陽小野田市障害者計画(障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障害福祉計画、山陽小野田市障害児福祉計画(障害福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)を策定する。また、サービス毎の利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行う。	R2以前～ R10以降	72	障害福祉課
心身障害者扶養共済掛金助成事業			心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障がいになったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。	R2以前～ R10以降	210	障害福祉課
特別障害者手当等給付事業			日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当を支給する。	R2以前～ R10以降	26,775	障害福祉課
在宅酸素濃縮器電気料助成事業			呼吸器機能障がい3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する。(非課税世帯に限る)	R2以前～ R10以降	234	障害福祉課
自立支援給付事業			自立支援給付の種類 計画相談支援の内容を基に、障害福祉サービスの提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 ①介護給付:障害支援区分の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供②訓練等給付主に就労に係るサービスの提供③補装具給付:失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るための補装具に対して補装具費を支給する。	R2以前～ R10以降	1,314,670	障害福祉課
障害児通所給付事業			障害児相談支援の内容を基に、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R2以前～ R10以降	364,932	障害福祉課
審査システム導入事業			自治体は国保連合会から送信される請求データの審査を行い支払いを行う。請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況を点検するためのツールとして専用ソフトを使用し給付の審査及び業務の効率化を図る。	R3～ R10以降	792	障害福祉課
障害者虐待防止対策支援事業			障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等の為、関係機関との連携を強化することを目的に山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会を開催するもの。	R3～ R10以降	6	障害福祉課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。これにより通知書等の印刷・封入封緘作業に要する作業時間を短縮することができる。障害福祉課では、重度心身障害者医療費助成事業における年次更新業務において、福祉医療受給者証の印刷を委託している。	R2以前～ R10以降	30	障害福祉課
重度心身障害者医療費助成事業			対象:①身体障害者手帳1,2,3級②療育手帳A③精神障害者保健福祉手帳1級④障害基礎年金1級⑤特別児童扶養手当1級⑥④⑤と同程度の障がい者有する者のうち、所得要件を満たす障がい者 内容:受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。	R2以前～ R10以降	308,241	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小児慢性特定疾患児支援事業			小児慢性特定疾患児に、疾患があることの受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。	R2以前～ R10以降	100	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業			補装具費支給制度の補完的措置として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成する。	R2以前～ R10以降	174	障害福祉課
自立支援医療給付事業			自立支援医療の種類 ①更生医療:「身体障害者手帳」の交付を受けたもので、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。②育成医療:18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。③精神通院医療:精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受理し、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。④療養介護医療:療養介護のうち、医療に係るもの。	R2以前～ R10以降	106,505	障害福祉課
障がい者施設運営事業			指定管理者制度により、障がい者施設(みづば園、まつば園、のぞみ園)を運営する。	R2以前～ R7	9,962	障害福祉課
社会福祉法人地域協議会事業			所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。	R2以前～ R10以降	36	障害福祉課
障がい者地域生活支援事業			支援の種類:①意思疎通支援事業②日常生活用具等給付③手話奉仕員等養成研修事業④移動支援⑤地域活動支援センター事業⑥訪問入浴サービス事業⑦日中一時支援⑧点訳・音訳事業⑨相談事業⑩自動車運転免許取得費助成⑪自動車改造費助成⑫成年後見制度利用支援事業⑬障がい者スポーツ大会開催事業⑭自発的活動支援事業	R2以前～ R10以降	43,762	障害福祉課
保健・医療・福祉等連携事業			執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取り組む。	R2以前～ R10以降	80	障害福祉課
権利擁護推進事業			障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。	R2以前～ R10以降	20	障害福祉課
障がい者相談業務委託料			委託先:障がい者相談員 本人または保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。	R2以前～ R10以降	303	障害福祉課
地域生活支援拠点整備事業			障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	R2以前～ R10以降	15,612	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
発達障害児地域支援体制 強化事業			発達障害児やその家族等が、適切な支援を身近な地域で受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、市や関係機関と連携し、発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を整備する。 児童発達支援センターの機能強化を図る事業。	R4～ R10以降	155	障害福祉課
のぞみ園更新事業			のぞみ園は、昭和62年の開所から37年が経過し、老朽化が進んでいることから令和4年度に基本設計、令和5年度に地質調査や建物と外構の実施設計を行い、令和6年度から令和7年度までにかけて建設工事と外構工事を行う。	R4～ R7	151,478	障害福祉課
みつば園改修事業			みつば園の入所者が利用する居室の壁が老朽化や雨漏りによりひび割れや塗装剥離等があるため、壁にクロスの貼付けを行う。	R2以前～ R7	495	障害福祉課
障害者福祉施設維持整備 事業			障害者福祉施設は、指定管理者制度を導入し運営しているが、指定管理者とのリスク分担により経年劣化や天災等の不可抗力による破損修復の内、市が負担すべき修繕を適宜行い施設を維持整備するもの。	R2以前～ R10以降	450	障害福祉課
指定特定相談支援事業者 等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室
障がい者団体支援事業			障がい者団体(山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児(者)父母の会)から、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	328	障害福祉課
(2)障がい者が安心して暮らせる地域づくり						
福祉タクシー費助成事業			対象者:①身体障害者手帳1,2,3級②身体障害者手帳4級の下肢障害、心臓機能障害、呼吸機能障害③療育手帳A、B④精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者 内容:タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。	R2以前～ R10以降	20,962	障害福祉課
意思疎通支援者養成強化 事業			要約筆記啓発講座事業:多くの市民に要約筆記に関心を持っていただき、県が開催する要約筆記者養成講座の受講へと結びつけ、要約筆記者としての登録を促す。また、聴覚障がい者への理解を深め、合理的配慮の提供を促す。	R2以前～ R10以降	35	障害福祉課
障害者差別解消法推進事 業			障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことにより、市は障害を理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障害者差別解消地域支援協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う	R2以前～ R10以降	128	障害福祉課
手話通訳者等配置事業 (経常)			市が主催する講演会等や市が記者発表を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等を配置する。	R2以前～ R10以降	624	障害福祉課
理解促進研修・啓発事業			障害への理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、主に精神障がいの理解についての普及啓発を目的とする研修・啓発(精神保健福祉講座)を行う。	R2以前～ R10以降	20	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策4 地域福祉の推進						
(1)地域福祉推進体制の整備・充実						
石丸総合館管理運営事業		スマイル エイジン グ	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R2以前～ R10以降	3,008	市民活動推進課
地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。	R3以前～ R11以降	40	高齢福祉課
社会福祉協議会支援事業			地域福祉事業は行政と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。	R2以前～ R10以降	66,429	社会福祉課
福祉センター管理運営事業(臨時)			LABV事業の新施設に、市の福祉の拠点として福祉センターを設置する。 ○名称 山陽小野田市福祉センター ○位置 山陽小野田市中央二丁目3番1号 ○施設内容 待合、事務室、面接室、応接室、更衣室、休憩室、倉庫・書庫等 ○供用開始 令和6年4月1日	R5～ R11以降	16,021	社会福祉課
福祉関係団体支援事業			市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会、更生保護女性会	R2以前～ R10以降	399	社会福祉課
遺家族援護事業			市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1 山陽小野田市連合遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金	R2以前～ R10以降	257	社会福祉課
戦没者遺族等特別弔慰金事業			戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。	R2以前～ R10以降	16	社会福祉課
戦没者追悼式開催事業			戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。	R2以前～ R10以降	299	社会福祉課
地域福祉計画推進事業			社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。	R2以前～ R10以降	128	社会福祉課
再犯防止計画推進事業			再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定した山陽小野田市再犯防止推進計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行うため、山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会を設置する。	R3～ R10以降	120	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
災害見舞金支給事業			市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半焼、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円)	R2以前～ R10以降	250	社会福祉課
災害援護資金貸付事業			災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。	R2以前～ R10以降	10	社会福祉課
被災者関連業務支援システム事業			南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。	R2以前～ R10以降	308	社会福祉課
避難行動要支援者個別支援計画作成業務事業			災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿については、平成25年に義務化され、毎年更新しているが、個別避難計画の作成は進んでいない。令和3年に災害対策基本法の一部が改正され、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務とし、地方交付税措置を講ずることとされている。このことから、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に依頼し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。	R4～ R10以降	679	社会福祉課
地域協議会開催事業			社会福祉充実額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の開催を経る必要がある。地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされているため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催事務を行う。	R1以前～ R9以降	40	子育て支援課
社会福祉法人指導監査事業			社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。	R2以前～ R10以降	12	福祉指導監査室
地域型保育事業所等の認可及び指導監査事業			地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。特定教育・保育施設の指導監督を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	福祉指導監査室
(2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進						
民生委員・児童委員活動支援事業		スマイル エイジン グ	民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R2以前～ R10以降	16,285	社会福祉課
民生委員推薦事業			民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。	R2以前～ R10以降	120	社会福祉課
基本施策5 社会保障の安定						
(1)国民健康保険の安定運営						
国民健康保険給付事業			国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付、高額療養費等を給付する。国保連合会を経由し、保険者負担分を医療機関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等を行う。保険給付に必要な費用に対して、県から普通交付金が交付される。	R3以前～ R11以降	5,317,809	保険年金課
国民健康保険その他保険給付事業			国民健康保険被保険者のその他給付として、出産、葬儀等に要した費用の一部を支給する。出産一時金は2/3が一般会計繰入金、その他は保険料、葬祭費については、保険料で賄う。	R3以前～ R11以降	19,556	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険医療費適正化事業			医療費適正化対策として、国保連合会へレセプトの二次点検を委託する。また、海外療養費についても不正請求対策として、国保連合会にて審査点検業務を委託する。	R3以前～ R11以降	1,950	保険年金課
国民健康保険特定健診事業		スマイル エイジン グ	被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金については、令和元年度から特別交付金(県繰入金分)により措置されるため無料とし、特定保健指導に係る利用負担金(積極的支援1,000円、動機付け支援500円)については、利用促進のため令和2年度から無料とした。 また、特定健診の未受診については、「AIを活用した行動分析等による受診勧奨」を、市と民間事業者及び国保連との委託契約により実施し、令和4年度から定期的な通院をしていることを理由に受診していない者を対象にみなし健診を実施。	R3以前～ R11以降	57,585	保険年金課
特定保健指導事業		スマイル エイジン グ	40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査の受診者の内、質問票の内容及び検査結果を基に階層化により選定した特定保健指導対象者に対して、利用勧奨を委託することで利用率の向上を目指す。また、積極的支援及び動機付け支援の保健指導も委託することで被保険者の生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。	R5～ R11以降	5,613	保険年金課
国民健康保険保健事業		スマイル エイジン グ	国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はり・きゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業・国民健康保険脳ドック事業・国民健康保険歯周病検診事業	R3以前～ R11以降	22,202	保険年金課
国民健康保険健康づくり補助事業		スマイル エイジン グ	国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、市補助金交付規則別表の公共的団体助成金として校区ふるさとづくり推進協議会が実施する国民健康保険健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。(1団体当たりの補助金額の上限は、27,000円)	R3以前～ R11以降	297	保険年金課
国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業		スマイル エイジン グ	糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が高む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、特定健診の結果から受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R3以前～ R11以降	1,997	保険年金課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業		デジタル 化 スマイル エイジン グ	医療費適正化の観点から、有効な疾病予防特に保健事業の推進は必須となる。KDBデータ等のデータ分析を用い、本市特有の問題抽出の他、解決に向けた保健事業の推進強化等、専門的立場からの指導、助言体制を整える。	R6～ R8	500	保険年金課
国民健康保険保険料徴収事業			納付環境を整備し納期内納付を図るとともに、滞納の解消が見込めない場合等には財産調査や滞納処分を執行する。滞納者に対し、判定委員会において審議のうえ、短期被保険者証及び資格証明書の交付を行う。	R3以前～ R11以降	6,675	保険年金課
国民健康保険一般管理事業			保険給付、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業(各種委託、国保運営協議会等)を行う	R3以前～ R11以降	50,843	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R3以前～ R11以降	3,445	保険年金課
国民健康保険システム改修事業			国民健康保険制度改正等に対応するため、住民情報系システム(国民健康保険システム)の改修、国保総合システムの更新等を行う。 ○令和6年度 国保情報データベースシステム改修 産前産後期間における被保険者の保険料が令和6年1月1日から免除される制度改正が行われることによるシステム改修	R4～ R6	242	保険年金課
国民健康保険事業費納付事業			平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となった。運営財源として市町ごとに国保事業費納付金を算定され、納付する。	R3以前～ R11以降	1,546,897	保険年金課
口座振替受付事業		デジタル 化	本市における令和3年度の口座振替収納額割合は約42%であり、県内比較の結果13市中12位と低い水準にある。一方で口座振替における収納率は99%と高水準を維持していることから、納期内納付による収納率の向上を図るには更なる口座振替登録件数の増加が求められるところである。 また、県の指導助言において、収納率を担保するため収納対策の強化を図ることを求められており、早急な対応が必要となっている。 ペイジー口座振替受付サービスは、市役所の窓口でキャッシュカードを持参し、専用の端末機にカードを通して暗証番号を入力するだけで、口座振替の申込みが完了するサービスである。当該サービスを導入することで、市民サービスの向上、収納手数料の削減、長期的に安定した高収納率の確保を図る。	R6～ R8	3,431	保険年金課

(2)後期高齢者医療制度の円滑な実施

後期高齢者医療事業(特別会計分)			保険証や納付書等の発送をする。保険料の収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合へ納付する。滞納者には督促を行い、過誤納金等は還付処理を行う。	R3以前～ R11以降	1,372,625	保険年金課
後期高齢者医療事業(一般分)			法で定められた療養給付費負担金及び事業運営経費の負担分等を拠出する。	R3以前～ R11以降	968,377	保険年金課
後期高齢者医療 保健事業			被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行い、医療費の適正化につなげる。	R3以前～ R11以降	2,275	保険年金課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R3以前～ R11以降	469	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高齢者の保健事業と介護 予防の一体的実施事業		スマイル エイジ ング	高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。	R3以前～ R11以降	3,405	保険年金課
(3)低所得者福祉の充実						
行旅困窮者一時保護事業			行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの旅費を支給する。	R2以前～ R10以降	192	社会福祉課
行旅病人死亡人取扱業務			行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する旅行者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。	R2以前～ R10以降	1,407	社会福祉課
無縁墓地の管理			無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。	R2以前～ R10以降	3	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援 事業			市が委託する実施事業者(自立相談支援機関)が、生活困窮者からの相談を受け、申込みを行った者に対して自立に向けた各種支援を行う。実施事業者は自治体関係課及び外部関係機関で構成される支援調整会議において、支援方法等調整したうえで支援を行う。	R2以前～ R10以降	9,240	社会福祉課
生活困窮者就労準備支援 事業			退職して数年のブランクがあったなどの理由で今すぐに一般就労に従事するのが困難な者に一般就労の準備として、就労体験等を通して必要なことを学んでもらう機会を提供することにより就労を支援する。	R2以前～ R10以降	5,914	社会福祉課
住居確保給付金支給事業			離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある者で、住居を喪失または喪失するおそれのある者に対して、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。	R2以前～ R10以降	1,530	社会福祉課
生活保護費支給事業			生活困窮者に生活保護費を支給することで、最低限度の健康で文化的な生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受理し、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。	R2以前～ R10以降	1,113,008	社会福祉課
生活保護一般管理業務 (単独)			生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。	R2以前～ R10以降	3,636	社会福祉課
生活保護適正化事業(医 療扶助適正化分)			生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。	R2以前～ R10以降	520	社会福祉課
生活保護適正化事業(収 入資産把握事業分)			適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。	R2以前～ R10以降	150	社会福祉課
生活保護適正化事業(体 制強化事業分)			警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。	R2以前～ R10以降	3,821	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
被保護者就労支援事業			被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用し、受給者の就労自立を支援する。	R2以前～ R10以降	3,534	社会福祉課
被保護者健康管理支援事業		スマイル エイジ ング	生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は令和3年1月から必須事業となっており、本市においても、これまでの情報分析を踏まえて令和3年10月より事業開始。	R2以前～ R10以降	1,534	社会福祉課
査察指導機能強化			査察指導員については、社会福祉法第15条において設置が義務付けられており、ケースワーカーの指導監督を業務としている。また、生活保護が抱える多くの課題を解決するには、組織としての査察指導体制が十分に機能することが不可欠であることから、生活保護査察指導員の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に努める。	R3～ R10以降	68	社会福祉課
医療扶助のオンライン資格 確認事業			マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認ができる医療扶助オンラインを継続的に運用していく。	R5～ R10以降	1,542	社会福祉課

基本施策6 健康づくりの推進

(1)地域ぐるみの健康づくりの充実

総合的な人材育成事業(高 齢福祉課分)			山口市市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の資質向上を図る。	R3以前～ R11以降	18	高齢福祉課
健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)		スマイル エイジ ング	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、SOSかたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R2以前～ R11以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員 会支援事業)		スマイル エイジ ング	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R2以前～ R11以降	128	健康増進課
食育推進計画の推進		スマイル エイジ ング	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。	R2以前～ R10以降	247	健康増進課
食育推進会議		スマイル エイジ ング	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。第2次計画の最終評価及び第3次食育推進計画の策定を行う。	R2以前～ R10以降	130	健康増進課
山口東京理科大学との連 携によるフォーラムの開催		理科大 スマイル エイジ ング	山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	500	健康増進課
スマイルエイジング健康講 座シリーズ(随時健康教 育)		スマイル エイジ ング	市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために市内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R2以前～ R10以降	81	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ		スマイル エイジ ング	市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R2以前～ R10以降	16	健康増進課
スマイルエイジング推進事業		スマイル エイジ ング	①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。 ③スマイルエイジングの取組の進捗状況を確認し、市民の取組の経年的な評価を行うため、市民アンケートを実施し、効果的な推進を図る。	R2以前～ R10以降	820	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業		スマイル エイジ ング	スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成	R2以前～ R11以降	200	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業		スマイル エイジ ング	スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につながる。	R2以前～ R10以降	277	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業		理科大 スマイル エイジ ング	スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R11以降	227	健康増進課
食育推進会議(臨時)		スマイル エイジ ング	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。第2次計画の最終評価及び第3次食育推進計画の策定を行う。	R6～ R6	960	健康増進課
第2次健康増進計画(中間評価)事業		スマイル エイジ ング	平成21年度に「山陽小野田市SOS健康づくり計画(第1次山陽小野田市健康増進計画)」を策定し、平成30年度に「第2次山陽小野田市健康増進計画」を策定し、令和元年度から推進している。社会情勢や本市を取り巻く状況の変化等により、見直しを行うために、中間評価を行う。	R6～ R6	1,072	健康増進課
自殺対策事業		スマイル エイジ ング	自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。R6は計画を見直す予定。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にアフターコロナの今、こころの支援体制を強化する。	R2以前～ R10以降	79	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ひきこもり支援事業		スマイル エイジ ング	ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。	R2以前～ R10以降	2,076	健康増進課
総合的な人材育成事業			山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。	R2以前～ R10以降	54	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援		スマイル エイジ ング	平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R2以前～ R10以降	226	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援		スマイル エイジ ング	昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R2以前～ R10以降	864	健康増進課
(2) 地域保健サービスの充実						
健康手帳の活用		スマイル エイジ ング	自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	3	健康増進課
成人保健健康教育		スマイル エイジ ング	市が主催で行う健康教育を実施する。	R2以前～ R10以降	323	健康増進課
成人健康相談事業		スマイル エイジ ング	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R2以前～ R10以降	215	健康増進課
成人訪問指導事業		スマイル エイジ ング	がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R2以前～ R10以降	65	健康増進課
生保等の健康診査		スマイル エイジ ング	健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R2以前～ R10以降	304	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)		スマイル エイジ ング	健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R2以前～ R10以降	73,801	健康増進課
結核検診		スマイル エイジ ング	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R2以前～ R10以降	1,166	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		スマイル エイジ ング	①個別の受診勧奨・再勧奨(子宮がんターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R2以前～ R10以降	1,916	健康増進課
健康マイレージ事業		スマイル エイジ ング	本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市と一緒に進める。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、ポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品が当たるという仕組み。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	R2以前～ R11以降	135	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業		スマイル エイジ ング	女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②女性限定託児付の集団検診実施	R2以前～ R11以降	623	健康増進課
若者健康診査		スマイル エイジ ング	健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R2以前～ R10以降	994	健康増進課
がん患者医療用補整具購入費助成事業			がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るため、がん治療に伴う脱毛や乳房切除等によりウィッグや補整下着等を購入する費用の一部を助成することで、QOLの向上及び社会参加へつなぐ。	R4～ R10以降	305	健康増進課
定期予防接種事業		スマイル エイジ ング	予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類: ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類: 高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R2以前～ R11以降	194,192	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業		スマイル エイジ ング	予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	R3以前～ R11以降	2,704	健康増進課
風しん対策事業		スマイル エイジ ング	国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。	R2以前～ R6	5,546	健康増進課
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業		スマイル エイジ ング	令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開された。これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的にキャッチアップ接種を行う。また、本事業の対象者の内、既に任意接種でワクチンを接種した方に対して、その費用を助成する。	R4～ R6	21,228	健康増進課
定期予防接種事業(システム改修)			令和6年4月1日より、5種混合ワクチンが定期接種化されることに伴い、市の健康管理システムの改修を行い、台帳管理及び市民がマイナポータル等で閲覧できるようにする。	R6～ R6	1,419	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
AED管理事業		スマイル エイジン グ	平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置個所を72箇所に増やし充実を図った。	R3以前～ R11以降	2,001	健康増進課
基本施策7 地域医療体制の充実						
(1)医療体制の維持・充実						
#7119(救急安心センター事業)		スマイル エイジン グ	住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R3以前～ R11以降	1,714	健康増進課
小児一次救急医療体制確保事業		スマイル エイジン グ	昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R4～ R11以降	2,240	健康増進課
休日救急医療対策事業		スマイル エイジン グ	山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきている。そのため、休日救急医療については、広域化を含めいずれ宇部市と協議が必要になると思われる。	R3以前～ R11以降	5,588	健康増進課
小児救急圏域医療体制確保事業		スマイル エイジン グ	宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5～ R6	3,000	健康増進課
二次救急医療体制支援事業		スマイル エイジン グ	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R3以前～ R11以降	8,741	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)		スマイル エイジン グ	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R3以前～ R11以降	1,313	健康増進課
公的病院支援事業			公的病院による地域医療対策を安定的に行うため、小野田赤十字病院に助成金を交付し財政的支援を行う。一昨年度から新型コロナウイルス感染症の感染対策事業についても、多大な協力をいただき市民の安心安全に寄与している。また新型コロナウイルスワクチン接種についても、ワクチン管理や接種に協力していただいている。	R3以前～ R11以降	7,500	健康増進課
産科医等確保支援事業	2-(1)		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R3以前～ R11以降	3,000	健康増進課
広域災害救急医療情報システム事業		スマイル エイジン グ	広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	R3以前～ R11以降	3	健康増進課
あん摩マッサージ指圧等の施術所管理事業			あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による移譲事務により市が実施している。	R3以前～ R11以降	8	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)市民病院の健全経営						
院内保育所運営事業			医師、看護師等の医療従事者の確保対策として、院内保育所を運営する。 また、市内の医療機関の連携を目的に、市内医療機関に従事する職員の子供の保育を行う。	R2以前～ R10以降	14,400	病院局
民間の経営手法導入事業			これまで、クラーク業務、医事業務等の委託化を推進してきたが、今後も外注化が経営に有利となる業務に関しては外注化を進める。また、契約方法についても、長期継続契約の導入や業務内容の見直しを行い、費用の削減と業務の効率化に努める。 さらに、加算による診療報酬の増加により医業収益を改善する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	病院局
定員適正化事業			病院経営、施設基準、診療体制や看護体制、医師・看護師の確保等、さまざまな観点から人員体制について検討する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	病院局
給与適正化事業			国家公務員の給与を基本として、給与の適正化を図る。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	病院局
医師確保事業			医師確保のため、他院の医師による当直回数を可能な限り増やし、医師の負担を軽減する。また、医師クラークの確保により医師の負担を軽減する。	R2以前～ R10以降	33,600	病院局
一般会計繰入金事業			地方公営企業繰出金の通知に定める基準により、一般会計からの繰入を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	病院局
医療機器更新事業(通常分)			医療機器を整備し、診療内容の充実を図り、来院患者数、診療単価を増加させ医業収益の増収を図る。	R2以前～ R10以降	90,000	病院局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策8 消防・救急体制の充実						
(1)消防力の充実・強化						
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	R3以前～ R11以降	938,886	消防課
消防車両等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防車両の更新及び新規導入事業に対し、分担金を支払う。 消防組合で使用している消防車両の中には老朽化による性能低下が著しく、各消防活動に支障をきたしている車両がある。そのため、計画的に消防車両を更新し、市民の安心、安全を確保する。 令和6年度については支援車(小野田消防署)、支援車(山陽消防署)を更新する。	R3以前～ R11以降	873	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防用ホースや防火衣等の消防資機材の整備事業に対し、分担金を支払う。 老朽化の著しい消防資機材を計画的に更新するとともに、新たに必要となる消防資機材の購入を行い、市民の安心、安全を確保する。 令和6年度は、防火服、消防用ホース、空気ボンベ等の更新を行う。	R3以前～ R11以降	2,448	消防課
消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防庁舎改修等の施設整備事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が使用する庁舎等で、老朽化が著しく、不具合が生じている庁舎を改善し、防災拠点を整備する。 令和6年度は、小野田消防署の蛍光灯照明のLED化改修工事を行う。	R3以前～ R11以降	1,852	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施した過年度の事業に伴う公債費の償還に対し、分担金を支払う。 返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	R3以前～ R11以降	56,641	消防課
消防指令センター充実強化事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する高機能消防指令センターの情報関係機器の整備事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が管理・運営する「消防指令センター」は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。そのため、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5～6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、通信指令業務の充実強化を図る。	R3以前～ R6	4,091	消防課
消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防ネットワークの運用・管理事業に対し、分担金を支払う。 消防組合のネットワークは、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されているほか、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラであり、そのネットワークの回線使用料やデータセンター借上げ料等を支払うもの。	R3以前～ R11以降	4,266	消防課
消防指令センター更新事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防指令センターの更新事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が管理・運営する消防指令センターは、市民の安心・安全を確保するため、その装置の耐用年数や保守限界期限等に併せて10年目を目途に消防指令システム・消防救急デジタル無線設備の全体更新を行う必要がある。 万が一、老朽化による不具合が発生しシステムが停止した場合、迅速かつ適切な災害対応ができず、市民全体に多大な不利益を与えることになり兼ねないため、消防指令センターの全体更新を実施し、通信指令業務の充実強化を図る。 令和6年度は、消防指令システムや消防救急デジタル無線の更新を行う。	R5～ R7	32,078	消防課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口県防災行政無線更新 事業費特別分担金支払事業			山口県が実施する防災行政無線の更新事業に対し、負担金を支払う。 災害時等において、国・県・市町・消防・防災関係機関と情報伝達・情報収集を行うための通信手段である防災行政無線は、現設備の運用開始から15年が経過し老朽化が進行しており、保守部品の入手も困難になりつつあることから、災害時等に確実に通信手段を確保できるよう防災行政無線設備(衛星系・地上系)を更新するもの。	R6～ R6	6	消防課
消防水利施設設置事業 (消火栓)			市内には、消火栓の設置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足の地区など、水利不便地域が多く火災時の消火活動に支障をきたす場合もあるため、計画的に消火栓を新設していく。	R3以前～ R11以降	2,348	消防課
消防水利施設整備事業 (水道管路更新に係る消火 栓改良)			水道局が実施する老朽化した水道管の管路更新に合わせ、更新範囲にある消火栓の改良工事を実施していく。令和6年度は16基の消火栓改良工事を予定している。	R3以前～ R11以降	18,687	消防課
埴生出張所整備事業			現埴生出張所は老朽化が著しく、また狭隘であり雨漏りが酷く、防災施設としての適正を欠いている。そのため、新たに埴生出張所を建設するものである。 令和3年度に基本設計、造成設計、令和4年度に実施設計、地質調査、土地造成1期、令和4～5年度に土地造成2期、事前家屋調査、令和5～6年度に庁舎建設、令和6年度に解体工事設計、擁壁基礎工検討、令和6～7年度に外構工事1期、令和7年度に解体工事、イントラ移設、通信指令設備移設、令和8年度に外構工事2期、事後家屋調査を行う。	R3～ R8	329,613	消防課
小野田消防署及び山陽消防署照明器具LED化改修 事業			小野田消防署及び山陽消防署の照明器具に使用している水銀ランプは、2020年に製造中止となっており現在は入手困難であるため、ランプが切れた際に交換ができない。そのため、水銀ランプを使用している照明器具をLEDに交換することにより、照明器具の長寿命化を図る。	R6～ R6	12,509	消防課

(2) 消防団活動の推進

消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、年額報酬、出動報酬等の支給、消防団車のデジタル無線保守、防火衣等安全装備品の更新等を行う。	R3以前～ R11以降	65,501	消防課
消防団装備改善事業			平成25年度に消防団員服制基準が改正された。これに伴い現在使用している消防団の活動服の生産が中止となることから、活動服を新基準のものに更新していく。現在の活動服は平成17年に作成しており18年が経過している。本市以外の県内の市はほとんど新基準の活動服を使用しており、5年計画で新基準のものに更新していく。	R3以前～ R6	1,606	消防課

基本施策9 防災体制の充実

(2) 防災体制等の充実

総合的防災体制整備事業 (経常)			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。	R2以前～ R10以降	12,711	総務課
国民保護対策事業			山陽小野田市民国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	R2以前～ R10以降	40	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合防災訓練事業	1-(2)		災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。なお、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、しばらく実施できていなかった実動訓練を行う必要があり、感染対策に留意した実施手法を検討する必要がある。	R3以前～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業	1-(2)		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R3以前～ R11以降	8,228	総務課
防災メール配信事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。	R2以前～ R10以降	1,231	総務課
防災ラジオ助成事業	1-(2)		FM山陽小野田(FMスマイルウェーブ)と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前から要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度から行っている。	R3以前～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業(Jアラート関係)	1-(2)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時には、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備してきたが、その他の地域については既存放送設備を利用したFM波連携により、災害情報伝達手段を拡充するもの。また、市長若しくは副市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、確実に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。	R4～ R11以降	ゼロ予算	総務課
災害対策専門職員育成事業			昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識の習得が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人ずつ受講させることにより、庁内全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中枢を担う防災危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うに当たり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる。また、本市で脆弱性の高い水害が多発する時期を除いて、被災地派遣依頼があれば、室員を積極的に派遣することで、横のつながりの強化と室員の知識及び経験の強化につなげる。	R2以前～ R10以降	217	総務課
災害対策本部等強化事業			災害対応として、現地に職員が赴く際、作業服では市職員であることが判別しづらく、市民など第三者から見ると市職員なのか事業者なのか判別がつかない。実際の災害時には、市民からの情報提供が確実に市に伝わるのが必須であり、市の職員であることが確実に視認できる防災服が必須である。現在、近隣市で市職員が防災服を着用していないのは本市のみであり、速やかに改善すべき事業である。また、対策本部を設置した場合、被害状況、活動状況、気象状況、避難所情報等多くの情報を集約し、共有することが重要となる。このようなことから、プロジェクター画面の多面化を行うことで、全ての情報を一括把握し災害対策本部員以外のすべての災害対策を行っている機関の職員も一目で情報を把握することが可能となることから、必要な資機材を配備し災害対策本部の強化を図る。	R2以前～ R10以降	250	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災気象情報システム導入・運用事業	1-(2)	デジタル 化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R11以降	1,166	総務課
山口県防災行政無線再整備事業	1-(2)		山口県、各市町及び防災関係機関とが、災害時の情報収集・伝達手段の確保を目的に山口県防災行政無線を配備しているが、耐用年数経過による故障の多発や機器の部品供給が停止すること、また、第3世代自治体衛星通信機構の運用停止など、今後使用できなくなる。そのため令和4年度から県が設計業務を行ない、令和6年度に設計をもとに各市町により設置工事が始まる。	R4～ R6	17,000	総務課
避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。	R2以前～ R10以降	5	社会福祉課
(2)地域防災力の向上						
自主防災組織等育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	R2以前～ R10以降	995	総務課
地域防災訓練事業	1-(2)		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R2以前～ R10以降	1,100	総務課
防災士育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	R2以前～ R10以降	130	総務課
(3)市域の保全						
海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口県沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。 本港地区、大浜地区、東高泊地区	R2以前～ R10以降	62,576	土木課
自然災害防止事業負担金 (海岸)			きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。	R2以前～ R10以降	18,600	土木課
土砂災害危険箇所整備事業(維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や崩壊防止施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、崩壊防止施設の損傷及び災害の発生を防止する。	R2以前～ R10以降	300	土木課
小規模急傾斜地崩壊危険箇所対策事業			小規模急傾斜地崩壊危険箇所のひとつである江の内団地東側斜面は昭和60年の大雨で崩壊したため、急傾斜地崩壊危険区域に指定して対策工事を行った。地元自治会からの情報により、対策工事で施工した井桁ブロックに損傷があることを確認し、補修の必要があることから事業を実施する。	R6～ R6	2,500	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)			危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の5%を負担金として負担する。	R2以前～ R10以降	4,000	土木課
雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R2以前～ R10以降	31,659	土木課
河川事務事業(経常)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R2以前～ R10以降	300	土木課
河川寄州除去事業			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R2以前～ R10以降	300	土木課
河川寄州除去事業(臨時)			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R2以前～ R10以降	300	土木課
河川事務事業(臨時)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R5～ R10以降	500	土木課
河川浚渫事業			市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R2以前～ R10以降	16,000	土木課
河川整備事業			境川は、上流の殖生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5～ R9	10,000	土木課
北竜王遊水池環境整備事業			北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力を低下させている。また、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈等を行う必要がある。	R2以前～ R10以降	1,800	土木課
北竜王遊水池環境整備事業(臨時分)			北竜王遊水池は、古開作排水機場の調整池であるが、長年の流入土砂の堆積が調整池としての能力を低下させるとともに、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈と堆積土砂の撤去を行う。	R5～ R10以降	ゼロ予算	土木課
アンダーパス排水施設整備事業			市道がJRの下を掘り下げて交差するアンダーパス部において、浸水を防止するため排水施設(排水ポンプ等)を設置している。浸水による車や人への被害を防止するために必要な排水施設であるが、設置してから長期間が経過していることから老朽化が進んでいる。そのため、排水ポンプ施設の更新を行い、施設の維持を行う。	R5～ R6	600	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
排水機場整備事業			大雨時等における浸水被害を防止するため、排水機場(ポンプ場含む)を設置しているが、その多くが設置から数十年が経過しており老朽化が著しい。緊急時に正常に稼働するためには、定期的な点検の実施に加え適切な維持・修繕が必要である。また、且及び広瀬のアンダーパスについては、浸水時において速やかに通行止め措置を行えるよう緊急通報装置を設置する。	R5～ R10以降	ゼロ予算	土木課
雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若冲雨水ポンプ場の機能を保全するため若冲遊水池の維持管理	R2以前～ R10以降	1,177	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若冲雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	9,190	下水道課
砂防設備整備事業(県事業)			令和5年6月末から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨により、溪流から土砂が流出し、周辺施設まで到達した。本溪流の下流周辺には、人家等があり、次期降雨等により土砂災害が発生するおそれが高いため、山口県が砂防設備である新設の溪流保全工の整備を行うものである。その事業費の一部を負担金として山口県に支払う。	R5～ R11以降	2,000	土木課
基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R2以前～ R10以降	34,250	農林水産課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業	1-(2)		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R2以前～ R10以降	111,000	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	R2以前～ R10以降	6,775	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(松屋埴生)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。(～令和7年度に事業計画変更)整備延長は2,503m	R3以前～ R7	4,500	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。(～令和6年度に事業計画変更)整備延長2,350m	R3以前～ R7	5,600	農林水産課
基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進						
(1)交通安全思想の普及						
交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	R2以前～ R11以降	4,926	生活安全課
(2)交通安全環境の整備						
交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	R2以前～ R10以降	6,896	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	R2以前～ R10以降	1,048	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・経常)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備しているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R2以前～ R10以降	1,110	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・臨時)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備しているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R5～ R10以降	300	土木課
通学路安全対策事業			通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R2以前～ R10以降	81,000	土木課
(3)地域防犯対策の推進						
地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	R2以前～ R11以降	1,934	生活安全課
防犯外灯助成事業			LED灯の防犯外灯を新たな場所に設置する(新設)経費及び蛍光灯等からLED灯への取替(LED灯化促進)を含む修理経費の一部を補助することで、自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。	R2以前～ R11以降	3,500	生活安全課
防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R3～ R11以降	1,000	生活安全課
犯罪被害者等支援事業			犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向け、総合的対応窓口での相談支援や他部署と連携した総合的な支援施策を推進する。また、犯罪被害者等への見舞金を支給する。	R6～ R11以降	300	生活安全課
(4)空家等対策の推進						
管理不全な空家等対策の強化事業			空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく山陽小野田市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を開催し、同条第2項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。 また、放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等(管理不全空家等)に対し、国の定める管理指針に即した措置を市が指導・勧告する。 なお、勧告された空家等は住居利用が難しく、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)は解除される。	R2以前～ R10以降	161	生活安全課
空家等の適正管理の啓発事業			空家等の管理責任は、第一義的に所有者等にあり、自らの責任により的確に対応することが前提であることから、このことについて周知徹底するため、空き家セミナーを開催し管理不全空家等の発生の抑制を図る。	R2以前～ R10以降	45	生活安全課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
特定空家等除却事業			著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく措置を行い、それでもなお改善されない場合は、行政代執行により特定空家等を除却する。また財産管理人の選任請求について、空家等の適切な管理のために特に必要があると認めるときは、市長が選任請求することが可能となったため、財産管理人制度を活用した解決方法も取り入れ、空き家問題の解決に繋げる。	R2以前～ R10以降	17,030	生活安全課
空家等放置問題対策としてのサポート事業(臨時)			空家等管理システムにて、苦情等に即座に対応できるよう空家等の情報を適切に管理し、事務の効率化を図るとともに、所有者の特定のため、相続人調査を実施する。	R2以前～ R10以降	50	生活安全課
空き家リソース活用事業			活用可能な空き家の所有者に対し、活用に向けた意向調査を行い、空き家バンクへの登録を促し、空き家の流通を促進させる。加えて、空き家を地域コミュニティの維持、再生並びに活性化に資する用途に使用する場合の改修費用の一部を補助する「地域コミュニティスペース促進事業補助金」を新たに創設し、空き家の有効活用を推進する。	R6～ R10以降	1,286	生活安全課
空家等の適正管理の補助事業			今後、空家等の増加が見込まれ、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、引き続き空家等の発生抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要がある。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切であることから、所有者等の負担軽減を図るための各種補助金を交付することにより空家等対策を進める。	R2以前～ R10以降	9,500	生活安全課

(5)消費生活の安全確保

消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の検査や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	R2以前～ R10以降	162	生活安全課
地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	R2以前～ R10以降	7,664	生活安全課
消費者安全確保地域協議会設置事業			高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。高齢者等の消費者被害を防止するため、国及び県から設置を求められている地域見守りネットワークとして、令和4年12月に消費者安全確保地域協議会を設置した。	R4～ R10以降	12	生活安全課

基本施策11 地域づくりの推進

(1)持続可能な地域づくりの推進

地域運営組織推進事業	1-(1)	スマイル エイジン グ	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織の形成を推進する。 令和6年度は、地域運営組織を形成した地区に対する財政的支援・人的支援を強化する。 【地域づくり交付金】 これまでの市から地域に対して交付している補助金を一本化し、地域運営組織を形成した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとする。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R3～ R10以降	28,779	市民活動推進課
------------	-------	-------------------	---	--------------	--------	---------

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
集落支援員設置事業	1ー(1)		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、地域運営組織の形成に向けた地域住民との話し合いの場や検討会の運営支援、地域運営組織形成後の事務局機能といった役割を担う。 地域づくり支援員は、各地区に1人の配置を基本とし、各地域交流センターに配置する。(計 11名配置予定)	R5～ R10以降	22,859	市民活動推進課
(2)市民活動の支援						
ふるさとづくり推進事業		スマイル エイジン グ	市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。 R6年度から創設する「地域づくり交付金(一括交付金)」に統合する対象補助金(校区ふるさとづくり協議会補助金、ほたる飼育管理助成金のみ)	R2以前～ R10以降	3,116	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業		スマイル エイジン グ	各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R2以前～ R10以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業		スマイル エイジン グ	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数が、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R2以前～ R10以降	65,120	市民活動推進課
自治会館建設補助事業			地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ○R5.12月時点で修理4件、増改築1件の要望があり待機中(年度内に2件の要望予定) ●R6年度計画:待機の5件プラスR5年度中の要望書提出予定1件分の予算を確保する。また、補助金交付要綱を改正し、建物を借用した自治会館を補助対象とする予定。 空き家を活用した自治会館の整備については、空き家対策総合支援事業の活用も検討中。	R2以前～ R10以降	3,300	市民活動推進課
市民活動センター推進事業	1ー(1)		LABV事業による新施設(ASKUEA)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的とした山陽小野田市民活動センターを設置する。 ○名称 山陽小野田市民活動センター ○位置 山陽小野田市中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(ASKUEA)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6～ R10以降	68,631	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)地域の拠点づくりの推進						
社会教育士育成事業	1-(1)	スマイル エジン グ	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的 人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取 得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R6年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人、R5年度 取得人数:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4～ R8	335	市民活動推 進課
本山地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	8,654	市民活動推 進課
赤崎地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	9,630	市民活動推 進課
須恵地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,421	市民活動推 進課
小野田地域交流センター 管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向 けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	341	市民活動推 進課
高泊地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,168	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向 けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,467	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 分館管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	8,050	市民活動推 進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,234	市民活動推進課
厚狹地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	430	市民活動推進課
出合地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	6,033	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	5,954	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	10,139	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業	1-(1)		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4～ R10以降	6,323	市民活動推進課
地域交流センター整備事業			令和4年4月1日から各地区の公民館(福祉会館)を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための地域の拠点として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センター化に伴い、施設に必要な改修や環境改善整備を計画的に行うことで、だれもが利用しやすいセンターを目指す。 R3年度:看板改修 R4年度:旧福祉会館の風呂廃止等に伴う水道管減径(7センター) R5年度:施設改善のための修繕・備品購入等、スロープの手すり設置 R6年度:老朽化した機の更新、消防設備修繕	R4～ R9以降	4,254	市民活動推進課
地域交流センター施設空調機更新事業			老朽化した地域交流センター空調設備について、20年を目途に計画的に更新していく予定としているが、近年の猛暑等の影響により、エアコンの故障が多発している。 R6年度は赤崎、有帆の2センターを更新する。 (赤崎)交流室1 (有帆)会議室、研修室、調理室、図書室、事務室 …図書室(1台)は機器移設 R7年度以降は、高泊地域交流センターの各室をはじめ、機器の状況を踏まえて年次的に更新する。	R2以前～ R10以降	5,610	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域交流センターコミュニティ体育館LED化事業			5館ある地域交流センター併設のコミュニティ体育館(赤崎は大講堂、高千帆は軽運動室)及び敷地内の外灯に使用されている水銀灯のLED化を図ることにより、利便性の向上と快適な施設環境を提供し、あわせてCO2削減と電気代節減による経費節減を図る。 (R5年度)赤崎、高千帆、高泊 (R6年度)本山(体育館:18基、外灯:6基)、有帆(体育館:18基、外灯:5基)	R5～ R6	12,688	市民活動推進課
地域交流センター自家用電気工作物改修事業			各センターに設置されている自家用電気工作物の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 (赤崎:昭和60年、須恵:昭和61年、高泊:昭和61年、出合:昭和55年、厚狭:昭和51年 法定耐用年数15年) なお、施設の契約電気料等からキュービクルが不要と判断された場合は、低圧受電へ変更し、経費の節減を図る。 (R5年度)出合、高泊のキュービクルを廃止し、低圧受電に切り替える工事を行う。 (R6年度)赤崎キュービクル更新	R4～ R6	28,479	市民活動推進課
地域交流センター複写機等更新事業			地域交流センター(12センター)の複写機と印刷機を、計画的に更新していく。 複写機:5年間の長期継続契約によるリース契約の更新 印刷機:10年ごとを目途に機器の購入 R6年度は、 ・複写機5センター(須恵、有帆、厚狭、出合、埴生) ・印刷機1センター(須恵)の更新を行う。 以降、複写機はR9に5センターのリース更新、印刷機は毎年1台ずつの購入を予定。	R4～ R10以降	1,171	市民活動推進課
地域交流センターデジタル化推進事業			地域住民による主体的な地域課題解決の取組には、デジタルの活用が不可欠であることから、地域の拠点である地域交流センターにおいてデジタル化の推進を図る。令和5年度は、コロナ禍を契機にオンラインによる会議や講座のニーズに対応するため、11センターにインターネット環境を整備した。これらの環境を活用して、令和6年度は、各センターにおいて地域住民を対象としたデジタルに関する講習会を開催し、スマホ操作やインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等を学ぶとともに、デジタル機器に対する不安感や苦手意識の解消に取り組むことで、デジタルデバイドの解消とデジタルを活用した地域づくりの土台作りに取り組む。令和7年度以降については、取組を更に進めるため、各センターに会議用の大型モニター等を整備し、遠方講師によるオンライン講座、各種会議や研修等に活用するほか、市民活動センターとタイアップしたサテライト講座に対応し、地域交流センターと市民活動センターが連携する仕組みづくりを進める予定としている。	R5～ R10以降	1,500	市民活動推進課
(4) 消防力の充実・強化						
地域おこし協力隊受入事業			中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を設置する。 なお、予算の内訳としては令和4年度に川上地域での地域おこし協力隊に応募され、令和5年度に着任された方1名の活動費である。	R2以前～ R10以降	4,823	地域活性化室
中山間地域振興事業			中山間地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要である。住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画を定めると共に、地域課題の解決に向けた取組を支援する。	R2以前～ R10以降	142	地域活性化室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中山間地域づくり推進事業 (経常)			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	54	地域活性化室
基本施策12 人権尊重のまちづくり						
(1)人権教育・啓発の推進						
人権啓発等推進事業			人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。 また、人権啓発担当職員の資質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。	R2以前～ R10以降	502	市民活動推進課
福祉援護資金貸付金償還事業			同和福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	R2以前～ R10以降	620	市民活動推進課
人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育研修会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	R2以前～ R10以降	445	社会教育課
平和教育推進事業			平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。 近年は、戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞くことで、平和の尊さについて考える場としている。	R2以前～ R10以降	95	社会教育課
人権教育推進協議会事業			地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成する人権教育推進協議会を設置し、年3回程度開催して、主に①今年度の人権教育推進計画、②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ、③次年度への課題、④人権課題などを協議する。	R2以前～ R10以降	228	社会教育課
(2)人権擁護体制の充実						
DV相談事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「DV相談員」を設置している。おり、令和6年度から法改正により「女性相談支援員」に名称変更された。DV女性相談支援員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。	R2以前～ R10以降	3,554	市民活動推進課
人権擁護活動推進事業			基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	R2以前～ R10以降	216	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)男女共同参画社会の推進						
男女共同参画推進事業			○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:R5～R8)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画審議会を開催し、市が行った事業の検証や意見を取り入れPDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画啓発パンフレットの作成 男女共同参画推進の啓発を目的としたパンフレットを作成する。	R2以前～ R10以降	500	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業		スマイル エイジン グ	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R2以前～ R10以降	176	市民活動推進課
基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成						
(1)リサイクルの推進						
リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	R3以前～ R11以降	900	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	R3以前～ R11以降	165	環境課
(2)地球温暖化対策の推進						
環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示等を行っている	R2以前～ R10以降	151	環境課
山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る	R2以前～ R10以降	31	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う	R2以前～ R10以降	130	環境課
(3)環境・公害監視の推進						
環境・公害監視事業			国の環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視し、企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。また、公害を発生さないよう企業に対する指導や環境展等での啓発に寄与することにより、公害のない、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	R2以前～ R10以降	5,263	環境課
大気汚染物質測定用櫓維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の櫓について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	R2以前～ R10以降	584	環境課
環境・公害監視事業(環境保全)			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	R2以前～ R10以降	2,429	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	R2以前～ R10以降	288	環境課
(4)環境美化・生活衛生の向上						
廃薬品等処理事業			現在、分析に使用した毒劇物や一般試薬の廃薬品類は、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫等で厳重に保管しているが、万一、地震や津波、高潮、内水氾濫等の災害が発生した場合、環境調査センターから廃薬品類が近隣民家や河川、海域などの公共用水域に漏洩する危険性があるため、危機管理上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に廃薬品類を処理する。 また、環境調査センター内の廃薬品類以外の金属類や廃ガラス器具、廃プラスチックなどの産業廃棄物も、労働環境の改善あるいは保管スペースの問題から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。	R2以前～ R10以降	154	環境課
ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。	R3以前～ R11以降	1,100	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等 関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。	R3以前～ R11以降	131	環境課
動物等死体回収業務委託 事業			令和5年9月から、公共施設、道路等で発見された動物等死体回収業務を民間委託している。動物の死体回収件数は年々増加傾向にあり、昼夜・休日を問わず回収の依頼が入ることや、死体回収という精神的負担が大きいため、民間委託し、職員の労働環境の改善を図る。	R5～ R11以降	1,650	環境課
飼い主のいない猫不妊・去 勢手術補助事業			環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、及び猫の殺処分の減少のため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。	R5～ R11以降	1,200	環境課
環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	R3以前～ R11以降	468	環境課
アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	R3以前～ R11以降	233	環境課
放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	R3以前～ R11以降	8,776	環境課
生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。	R3以前～ R11以降	252	環境課
埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。火葬炉の保証期間が終了しているため、令和4年度からは修繕費が必要になる。	R3以前～ R11以降	29,411	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
埋火葬関連事業(臨時分)			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。山陽小野田市斎場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。火葬炉の保証期間が終了するため、R4年度からは修繕費が必要になっている。	R4～ R11以降	6,105	環境課
霊園管理整備事業			小野田霊園について、69,591㎡と広大である。市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。	R3以前～ R11以降	1,936	環境課
(5)一般廃棄物処理の推進						
一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	R2以前～ R10以降	164,149	環境課
焼却灰セメント原料化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	R2以前～ R10以降	96,241	環境課
環境衛生センター長期(包括)運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。	R3～ R10以降	471,323	環境課
一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託事業			環境衛生センターの人員体制について、技能労務職員の退職不補充に対し、会計年度任用職員による人員補充を行っているが、収集業務に従事する職員数は会計年度任用職員が半数をすでに超えており、技能労務職員の収集車両運転手については今後充足できない状況が懸念される。安定的な収集・処理体制を維持するため、環境衛生センターの収集業務等について、段階的に民間委託を導入する。	R5～ R10以降	71,757	環境課
小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、安定稼働が求められている。設備機器等に不具合等が発生した場合は、処理に支障が生じないよう、速やかに修繕する。	R2以前～ R10以降	3,000	環境課
小野田浄化センター定期整備事業			小野田浄化センターは稼働開始から34年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、小野田浄化センターを下水投入施設として新設する事業を並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿と浄化槽汚泥の処理が必要のため、設備の更新、分解整備、修繕等を行い、安定稼働を維持する。水質汚濁防止法届出の全窒素・全りん測定機器のアフターサービスが終了したため、同機を購入する。	R2以前～ R10以降	28,789	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業			「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づき、専門業者及びコンサルタントによる設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R2以前～ R10以降	8,255	環境課
小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、搬送業務を委託する。	R2以前～ R10以降	3,410	環境課
一般廃棄物(し尿等)処理事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令に従い、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分を行う。 「水質汚濁防止法」及びその関係法令で定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理業務を行う。	R2以前～ R10以降	77,913	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田浄化センター運転 管理業務委託事業			許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い処理・処分を行う。 水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の運転及び維持管理、設備機器のメンテナンス等を専門業者に委託する。	R2以前～ R10以降	62,832	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	R2以前～ R10以降	27,178	環境課
小野田浄化センター施設 整備事業			小野田浄化センター(し尿処理施設)の老朽化に伴い、手法として総合的に優れている下水道との共同処理を行う「し尿受入施設」の整備を進めることで、し尿の安定的な処理の継続を図る。この事業は下水道課との共同事業になるとともに、予算についても下水道会計での計上が必要であることから、施設整備及び維持管理に係る費用をし尿処理負担金として下水道会計に支払うものとする。	R4～ R10以降	250	環境課
美祢市災害し尿等処理事業			令和5年7月豪雨により美祢市衛生センター(し尿処理場)が浸水し機能不全となったことにより支援要請を受け、小野田浄化センターにおいて美祢市分の一部を受入処理する。受け入れたし尿の処理費については美祢市に応分の負担を求める。	R5～ R6	9,511	環境課
一般廃棄物処理基本計画 改訂事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定の一般廃棄物処理基本計画の見直しを行う。 計画期間は令和2年度から令和16年度であり、令和6年度は基本計画の中間目標年度である。	R6～ R6	9,900	環境課
(6)森林・里山環境の保全						
河川海岸保全事業			山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。	R3以前～ R11以降	520	環境課
生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行なう。	R2以前～ R10以降	3,248	農林水産課
地域が育む豊かな森林づくり推進事業			繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備を行なう。 令和6年度は引き続き川上地区において、繁茂竹林の伐採を行う予定。	R2以前～ R10以降	2,000	農林水産課
環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	109	農林水産課
多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。令和5年度に平成30年度に活動を休止した活動組織が1組織活動を再開した。今後は活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	R3以前～ R11以降	57,834	農林水産課
中山間地域等直接支払交付事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。 第四期対策期間(平成27年度～31年度・5力年) 第五期対策期間(令和2年度～6年度・5力年)	R3以前～ R11以降	3,212	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	R2以前～ R10以降	334	農林水産課
基本施策14 国際交流・地域間交流の推進						
(1)国際交流・地域間交流の推進						
国際交流推進事業			本市における国際交流に関わる関係機関・団体で組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	R2以前～ R10以降	358	市民活動推進課
中学生海外派遣事業			本市とモートンベイ市は、R4年8月に姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。両市は、今後も学生の海外派遣等による交流を深めることを誓い、これを契機に友好関係を強化していく。 親善大使として中学生をモートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度からR4年度までの3年間は派遣事業を中止したが、R5年度に4年ぶりに実施した。なお、事業実施にあたり、大幅な予算不足や委託業者の選定に苦慮したため、R6年度以降について、事業全体の見直しを実施することとした。 令和6年度以降は、派遣生徒の経験を生かし、モートンベイ市と派遣生徒以外の生徒の交流をインターネット等を活用して実施し、派遣生徒以外の生徒の人材育成にも繋がる取組を実施する。	R2以前～ R10以降	4,490	市民活動推進課
友好都市交流推進事業			本市は、R4年8月にモートンベイ市との姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。 友好都市協定の締結を機に、R4年度は、サビエル高等学校とモートンベイ市レッドクリフステートハイスクールの高校生とのオンライン交流を実施、R5年度には、モートンベイ市・山陽小野田市オンライン市長会談を開催した。さらに10月には、モートンベイ市の経済開発部門最高責任者が本市を訪問するなど、両市の交流が進んでいる。 令和6年度については、引き続き、モートンベイ市・山陽小野田市オンライン市長会談を実施することに加え、レッドクリフステートハイスクールからの高校生(25～30名)が本市を訪問することとなっているため、さらなる友好都市間交流の充実を図る。また、両市の交流に関する情報発信について、市ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に取り組む。	R6～ R11以降	248	市民活動推進課
(2)多文化共生の推進						
多文化共生推進事業		スマイル エイジン グ	本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、R5.8月末時点で841人となっており、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは市国際交流協会が実施主体となり山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、運営方法が課題となっている。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な教室運営を目指す。	R4～ R10以降	1,157	市民活動推進課
基本施策15 シティセールス・移住定住の推進						
(1)シティセールスの推進						
シティセールス推進事業	3ー(1)	スマイル エイジン グ	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R2以前～ R11以降	741	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールスPR強化事業	3-(1)	デジタル 化	ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、デジタルを活用したPRを実施する。ターゲットは、本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行う。首都圏をメインターゲットとすることで、新たな交流人口の創出や関係人口、移住者獲得の促進を図る。	R2以前～ R11以降	1,111	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業		スマイル エイジン グ	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月中旬に、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間とし、「デジタルスタンブラリー」等のイベントを実施することで、市内全域における交流人口の増加を狙う。市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R2以前～ R10以降	5,000	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業			レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。令和6年度は、マツダスタジアム(広島市)でのわがまち魅力発信隊への参加、維新みらいふスタジアム(山口市)でのレノファ山口ホームゲーム等でPRブースの設置を行う。	R2以前～ R11以降	731	シティセールス課
シティセールスガイドブック作成事業			本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した(4,000部、B5横型28ページ)。市役所、各支所などの公共施設への設置やホームページに掲載するとともに、山口宇部空港、東京や大阪などの県移住相談窓口、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布している。また、本市への転入時に配布したり、移住フェア等で配布するなどして、本市の魅力や住みよさをPRしている。毎年度、課名の変更や施設名称の修正等を行い、内容を最新の状態にして増刷を行っており、令和6年度も、内容を最新の状態に修正、増刷し、今まで配布してきた施設への補充、移住フェアなどでの配布を行い、本市のPRに活用していく。	R2以前～ R11以降	1,083	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R3以前～ R11以降	376	シティセールス課
(2)移住・定住の推進						
転入奨励金交付事業			定住人口の増加による市の活性化を目的として制定した「山陽小野田市転入促進条例」は、令和5年1月1日をもって廃止した。条件によっては制度廃止後も新規交付対象となる場合があるため、転入して住宅を取得した交付対象者に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付する。	R2以前～ R11以降	20,323	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業	3-(1)		移住関係機関との連携強化及び多くの移住検討者との関係性構築のため、県央で共同出展する移住フェアや、ふるさと回帰支援センターが主催する移住フェア等へ積極的に参加する。移住支援員を活用した移住相談を実施して、移住検討者との関係性構築、お試し暮らしの利用促進へ繋げる。	R2以前～ R11以降	1,334	シティセールス課
移住就業・創業支援事業			国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援を実施しており、本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業、創業、テレワークを支援する。令和6年度は、近年、特にテレワーク移住の相談が増えてきていることから、市独自の移住支援金として「IT人材移住支援金」を創設した。	R2以前～ R11以降	11,100	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
移住定住プロモーション事業	3-(1)		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイト「SMILE LIFE」の運営を行うとともに、移住者インタビューの内容を追加するなど、様々な属性の移住検討者へマッチした多様な情報を発信していく。またリーフレットについても、公共施設や観光施設、山口宇部空港、東京や大阪の県移住相談窓口を設置するとともに、本市の魅力である「住みよさ」をPRし、本市での暮らしをイメージしやすくするツールとして窓口や移住フェアなどでの移住相談で活用し、移住定住を推進していく。	R3～ R11以降	945	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業	3-(1)		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会（スマイルシティ・ライフ）を提供することにより、本市への移住促進を図る。R6年度は、移住支援員による相談対応、情報発信を行うとともに、お試し暮らしをしっかりと移住検討者に活用してもらうため、積極的に外部に発信し、本市の認知度の向上を図る。また、お試し暮らし利用者を移住に導くためのフォローアップを行うため、市主催のオンラインセミナーを開催するなど様々な手法により移住検討者との接触を図る。	R4～ R11以降	12,428	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業	3-(1)		市内全域において、地域力の維持・強化を図るための「地域協力活動」の担い手として、地域おこし協力隊員を募集し、受け入れる。シティセールス課が隊員の受け入れを希望する担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施するとともに、移住の前後における相談体制を提供することで、隊員の定住率の向上を目指す。	R5～ R10以降	10,421	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策16 住環境の確保						
(1)住宅整備の支援						
山口県複合単価表データ 使用料			山口県が作成する建築工事複合単価表は、単価調査を担当する2財団法人にデータ使用料を払い、相手方の承諾を受けて、県から単価表の提供を受けている。今までは、年4回の単価改定であったが、近年の急激な物価高騰に素早く対応するため、令和5年度から毎月(年12回)の単価改定となったため、データ使用料も改定されることとなった。	R2以前～ R10以降	347	建築住宅課
建築営繕積算システム利用料			公共建築工事の発注に当たっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が定期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データで対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度にまたがる事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	R2以前～ R10以降	584	建築住宅課
建築士技術者技能取得事業			建築技術者が業務に必須となる技能を取得する。 ①酸素欠乏作業主任者は、建築技術者が地下ビットなどで設計調査や工事監理を行う際、酸素欠乏や硫化水素中毒になることを防ぐため、労働安全衛生法施行令第6条21号に基づき技能を取得する。 ②墜落制止器具使用作業特別講習の取得は、建築技術者が高所で設計調査や工事監理を行う際、墜落用制止器具を正しく用いて、転落事故を防ぐため、労働安全衛生法第59条第3項に基づき特別教育を受ける。	R4～ R6	58	建築住宅課
住宅リフォーム資金助成制度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限り。	R2以前～ R10以降	10,000	建築住宅課
住宅・建築物耐震化促進事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	2,480	建築住宅課
(2)市営住宅の適正管理						
市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	R2以前～ R10以降	21,601	建築住宅課
市営住宅消防設備点検			市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	R2以前～ R10以降	3,487	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	R2以前～ R10以降	9,075	建築住宅課
市営住宅エレベーター保守管理			市営住宅(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。	R2以前～ R10以降	4,300	建築住宅課
市営住宅空き家家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は、住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った市営住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	R2以前～ R10以降	1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ			市営住宅23団地のうち、住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地あるため、その借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。	R2以前～ R10以降	346	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅浄化槽の空家補償			市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補償を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。令和6年度に有帆団地の単独浄化槽を合併浄化槽に更新することから、ほかの団地と同様に浄化槽維持費の補償を行う。(平成29年度に神帆が浄化槽廃止。平成31年度から大河内に補償開始、令和6年度から有帆に補償開始)	R2以前～ R10以降	3,927	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	R2以前～ R10以降	4,806	建築住宅課
市営住宅草刈			市営住宅の空き家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	R2以前～ R10以降	400	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高いところから実施する。	R2以前～ R10以降	500	建築住宅課
市営住宅消防設備点検(臨時)			消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に1度実施する。	R2以前～ R10以降	8,495	建築住宅課
市営住宅内の住宅用火災警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。	R2以前～ R10以降	486	建築住宅課
市営住宅分電盤開閉器点検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生及び家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	R2以前～ R10以降	72	建築住宅課
市営住宅検定満期水道メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させるとともに、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	R2以前～ R10以降	7,824	建築住宅課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない。時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	127	建築住宅課
市営住宅昇降機修繕工事			市営住宅の昇降機4基(古開作第二団地H-1棟とH-2棟、神帆団地D棟、萩原団地1棟)の経年劣化により、修繕が必要である。取替時期を迎えた部品の取替えや修繕を行い、昇降機の安全性を確保し適正な維持管理を図る。	R4～ R7	4,197	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅屋根防水工事			萩原団地117棟の屋根の防水シートが強風ではがれ落ちたため、改修を行う必要がある。	R5～ R6	5,338	建築住宅課
高所作業用墜落制止器具 購入			厚生労働省は、「安全帯」を「墜落制止用器具」として規格改正し、以後、高所作業には、この規格にあった安全帯を用いることとなった。職員の安全を確保するとともに工事受注業者に範を示すため、同器具の速やかな配備が必要である。	R6～ R6	116	建築住宅課
市営住宅解体工事(単独)			山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空き家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。	R2以前～ R10以降	3,825	建築住宅課
長寿命化計画に基づく市 営住宅改善事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。	R5～ R10以降	73,378	建築住宅課
長寿命化計画に基づく市 営住宅建替え事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。	R5～ R10以降	60,663	建築住宅課
漁民アパート入居者移転 促進			本団地は、昭和43年度と昭和45年度に建設されており、築50年を経過し、老朽化している。また、その土地が借地であることから、市営住宅としての用途を廃止し、土地を賃借人に返還するため、入居者に移転料等を支払い、入居者の円滑な移転を図る。	R2以前～ R10以降	609	建築住宅課

基本施策17 公園・緑地の整備・保全

(1)都市公園の整備と管理

公園管理運営事業			江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。	R3以前～ R11以降	152,682	都市計画課
公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。	R2以前～ R11以降	9,117	都市計画課
江汐公園施設整備基金事業			将来的に必要となる江汐公園内施設の大規模な修繕や改修費用を積み立てることにより、当該年度の負担を軽減する。	R2以前～ R11以降	5,000	都市計画課
大規模公園環境美化事業			竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング巣病に感染した桜が目立つようになっている。そのため、テング巣病感染部の枝を切除するとともに、テング巣病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング巣病に強い品種の桜(エドヒガン等)に更新する。	R2以前～ R11以降	3,200	都市計画課
遊具定期点検事業			都市公園の遊具を安心して使用できる環境維持のため、遊具の腐食、損傷、緩み、破損、欠損などを評価、必要に応じた部品交換や修理を検討するため遊具の点検を行う。	R2以前～ R11以降	2,460	都市計画課
リース車更新事業			現在契約しているリース車は令和4年7月から令和10年6月末(72ヶ月間)まで利用できる。市内の公園や街路樹の維持管理及び市民からの苦情に迅速に対応できるようにリース車は必要不可欠である。	R3以前～ R11以降	301	都市計画課
管理施設改修事業			都市公園内にある管理施設について、長寿命化を図るための改修等を行う。	R4～ R11以降	13,183	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
竜王山公園オートキャンプ場施設等更新事業			竜王山公園のオートキャンプ場にある各施設の老朽化が進行しているため、その更新を行う。	R4～ R6	5,000	都市計画課
スマイルエイジングパーク事業		スマイル エイジ ング	健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4つの公園で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。これまでに3つの公園で実施している。令和4年度からは糸根公園と青年の家が立地する区域をスマイルエイジングパークと称して一体的に整備を進めている。	R2以前～ R11以降	35,062	都市計画課

(2)緑化の推進と保全

支障樹木剪定伐採事業			都市公園等にある樹木が成長し、隣接地(民家)に支障となることを防ぐため、適宜剪定や、伐採を行う。	R3以前～ R11以降	594	都市計画課
枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性があるため、公園の安全を確保するため、適宜、伐採を行う。	R3以前～ R11以降	330	都市計画課
糸根公園松くい虫防除事業			市指定の文化財である糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	R2以前～ R11以降	396	都市計画課
街路樹剪定事業(経常)			道路の通行や沿線住民の生活に支障が出ないように、街路樹(高木・低木・交通障害物)の剪定を行い、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R11以降	14,188	都市計画課
街路樹剪定事業(臨時)			街路樹(高木、低木、交通障害物)の剪定を実施する路線における不足分や、巨大化など通常の剪定業務では対応できない特異な事例について行う。	R5～ R11以降	4,260	都市計画課
緑地帯維持事業			厚狭駅南5号線の緑地帯について、環境整備を行う。	R3以前～ R11以降	436	都市計画課
街路樹管理事業			成長が著しい樹木は、街路樹帯を隆起させて交通障害となる場合がある。剪定の時期に合わせて、樹木の成長を抑制する薬剤の注入や、破損した街路樹帯(年間約10箇所)の補修を行う。	R2以前～ R11以降	1,541	都市計画課
都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	R2以前～ R11以降	358	都市計画課

基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実

(1)安全で安心な水の供給

飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R3以前～ R11以降	400	環境課
高天原浄水場施設整備事業			高天原浄水場の老朽施設を更新、整備する。	R1以前～ R9以降	116,295	水道局

(2)災害に強い強靱な水道の構築

基幹管路施設整備事業			老朽化した基幹管路(送水・配水本管)施設の更新	R1以前～ R9以降	501	水道局
配水施設整備事業			老朽化した配水施設の更新	R1以前～ R9以降	704,126	水道局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)水道事業運営の持続						
市民サービス向上事業			災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。	R1以前～ R9以降	12,728	水道局
水資源環境保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活用を図る。	R1以前～ R9以降	1,140	水道局
(4)下水道の整備と管理						
下水道管渠整備事業			国土交通省から令和8年度までに汚水処理施設の整備について概成するよう求められている。これに伴い本市の汚水処理施設整備構想を見直し、全体計画区域の縮小を行うとともに令和8年度の公共下水道整備進捗率が95%を達成できるように努める。	R2以前～ R10以降	470,807	下水道課
下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。	R2以前～ R10以降	25,000	下水道課
小野田西地区農集公共下水道接続事業			平成28年度に実施した汚水処理施設整備構想の見直しの結果、小野田西地区農集排水施設の維持更新費用と公共下水道へ統合する場合の長期的な経済比較を行った結果、統合した方が有利と判定された。令和2年度に接続工事が完了し、令和3年4月1日から公共下水道として供用開始。小野田西地区農集排水施設の廃止に伴い、処理場内の機器類の撤去や処理槽の埋め戻し等を年次的に行う。	R2以前～ R6	18,370	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。	R2以前～ R10以降	521,000	下水道課
し尿受入施設整備事業			小野田浄化センターの老朽化のため令和3年度に整備方針の検討を行ったところ、し尿及び浄化槽汚泥を下水道へ投入し処理することが経済的に有利との結論となった。し尿及び浄化槽汚泥の安定処理のため、社会資本整備総合交付金を活用し、し尿受入施設を整備する。事業実施にあたっては市に代わって事業実施が可能な下水道事業団へ委任する。 令和6年度は実施設計業務を行う。	R4～ R10以降	54,000	下水道課
レノファ山口デザインマンホール蓋作成事業			本市はレノファ山口のホームタウンであり、おのサンサッカーパークで同チームが練習を行っている。このことを活用するため、レノファ山口のデザインマンホール蓋をおのサンサッカーパークとおのだサンパークの動線上に設置し、市役所内にも展示を行う。また、令和7年4月発行予定でマンホールカードも作成し、おのサンサッカーパークで配布を行い、下水道の普及啓発と地域の活性化を図る。	R6～ R8	2,008	下水道課
下水道管渠維持管理事業			管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引抜き、管渠の老朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行う。	R2以前～ R10以降	32,315	下水道課
不明水対策事業			建設から大幅に経過した公共下水道の管渠施設は、近年の異常気象による降雨により分流式の施設であっても雨水や地下水の流入が多く存在し、処理施設での緊急対応や市民からの通報も多くある。公共下水道施設の安定した運転や市民生活の環境を保全するには、公共下水道において処理を必要としない水(不明水)の流入を防止する必要がある。このため、管渠施設が健全であるか判断する状況調査を行うとともに不明水の流入を防止する対策の検討や工事実施する。	R2以前～ R7	20,813	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	R2以前～ R10以降	28,832	下水道課
上下水道使用料徴収システム機器更新事業			下水道使用料の徴収は水道料金と合わせて水道局で実施している。使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムの機器更新について、水道局と協議の上、負担割合に基づいた負担金を支出する。 令和6年度は、令和7年度に水道局が実施予定の新システムの導入に向けて、必要な準備にかかる負担金を計上する。	R2以前～ R10以降	347	下水道課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	33	下水道課
処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な污水处理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な污水处理を行う。	R2以前～ R10以降	347,172	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な污水处理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な污水处理を行う。	R2以前～ R10以降	24,752	下水道課
下水道管理デジタル化推進事業		デジタル 化	下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 また、地下埋設物協議のWeb受付システムを導入することにより、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5～ R10以降	536	下水道課
ストックマネジメントシステム更新事業			令和2年度にストックマネジメントシステムを導入しており、現在、デジタル推進課にシステムのサーバーを設置している。令和6年度にシステムの適切な維持管理のため、地図情報の更新も併せてサーバ等の更新を行うもの。 なお、令和9年度以降、地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを用いて管理することが、社会資本整備総合交付金の管路改築事業の交付要件となっている。	R6～ R6	3,248	下水道課
農業集落排水維持管理事業			企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	6,614	下水道課
農業集落排水施設機能強化事業			福田地区及び仁保の上地区の農業集落排水処理施設は、建設から20年以上経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。	R2以前～ R6	5,500	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(5)合併浄化槽の整備						
浄化槽整備推進事業			公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、令和4年度末に公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乗せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。	R2以前～ R10以降	71,633	下水道課
基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実						
(1)道路網の整備						
市道浜崎1号線他道路改良事業			当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線:市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	R2以前～ R6	22,100	土木課
市道くし山線道路改良事業			市道くし山線は、JR小野田駅の北側を東西に走り県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約870mの市道である。平成25年時点では、県道小野田山陽線の4車線化計画があったため、交差点改良に影響がない区間の整備は完了している。 この度、山口県が行っている県道小野田山陽線の4車線化事業による交差点改良に併せて、市道くし山線の未整備区間の拡幅および、歩道の設置を行うことで利用者の交通安全環境の向上を図る。	R5～ R10以降	20,000	土木課
AIによる橋梁インフラ点検・診断システム導入事業			市道橋については、道路法施行規則の規定により5年に1回の頻度で点検を行っており、令和5年度に2巡目の点検が終了する。職員点検では診断及び調書作成に多くの時間を要し、委託点検では昨今の労務費上昇により業務費が増加傾向にあるなどコスト面に課題がある。そのため、山口県が開発した『AIによる橋梁インフラ点検・診断システム』を導入することで橋梁の定期点検にかかるコスト縮減を図ることができるとともに点検業務に従事する職員の事務負担の軽減に寄与できる。	R6～ R11以降	232	土木課
橋梁長寿命化点検事業			橋梁の点検は、道路法施行規則に基づき実施し、その健全性を診断する必要がある。 平成25年に策定した「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき定期点検を実施しており、平成30年度で1巡目の点検を完了し、現在2巡目の点検を実施している。 また、令和3年度に道路メンテナンス補助制度要綱が改正されたため、令和4年度に補助要件を満たした長寿命化修繕計画を見直した。	R2以前～ R10以降	15,000	土木課
橋梁補修事業			山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画により、重要インフラである市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。このことにより、橋梁のインシヤルコストやランニングコストの軽減を図る。	R2以前～ R10以降	61,000	土木課
市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行なう。	R2以前～ R10以降	14,701	土木課
道路台帳整備事業(臨時)			道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	R2以前～ R10以降	7,000	土木課
道路環境整備事業			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	R2以前～ R10以降	16,762	土木課
道路環境整備事業(臨時)			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	R2以前～ R10以降	2,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市道街路灯更新事業			市道に設置された道路街灯のLED化を年次的に行い維持管理費の削減を図っていく。	R6～ R10	10,000	土木課
道路施設等点検事業			道路施設の劣化、変状が起因となる事故は、人命に関わる重大事故につながる危険性があるため、施設の健全性の点検を行う。対象の道路施設については、舗装、道路付属物(標識、道路照明等)、道路法面(切土、盛土)を予定している。なお、各施設の点検については、国の点検要領に基づき実施する。	R4～ R10以降	10,000	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (修繕料)			市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。	R2以前～ R10以降	54,220	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (工事費)			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	R2以前～ R10以降	6,767	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (工事費・臨時)			道路の維持管理で必要な側溝等の道路構造物の新設や改良を行う。 経常的経費だけでは山積する住民の要望に応えられないため、臨時的経費において対応する。	R2以前～ R10以降	2,000	土木課
小規模土木事業(臨時)			生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	R2以前～ R10以降	22,000	土木課
都市計画道路整備県事業 負担金			山口県が行っている都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を支払う。	R2以前～ R8	20,000	都市計画課

基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実

(1)持続可能な地域公共交通網の形成

JRローカル線利用促進事業			「JR美祿線利用促進協議会」、「JR小野田線利用促進協議会」へ負担金を支出し、県や沿線市等と協力して、両路線の利用促進を図る。	R2以前～ R10以降	1,600	商工労働課
駅舎バリアフリー化整備事業			バリアフリー法に基づき実施される、JR厚狭駅のバリアフリー化整備事業に対して補助金を交付する。令和6年度は、厚狭駅在来線への新規エレベーター1基の設置工事等を行う。	R2以前～ R10以降	57,446	商工労働課
地方バス路線維持対策事業			市民の移動手段を確保するため、路線バスを運行する事業者3社に対して、地方バス路線維持費補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	139,205	商工労働課
地域公共交通計画推進事業			地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通計画」に基づく、JRローカル線の利用促進、バス路線の再編、デマンド型交通の運行見直し等、公共交通の利便性向上に向けた取り組みを進める。	R2以前～ R10以降	342	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通 運営事業			厚狭北部地域において、デマンド型交通を運行し、マイカーで自由に移動できない方に向けて、生活交通手段を確保する。	R2以前～ R10以降	8,300	商工労働課
JR小野田線活性化事業			行政と交通事業者が連携し、鉄道とバスの共通乗車制度をはじめとした一連の利便性向上策を実施し、JR小野田線や沿線バス路線の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	900	商工労働課
高泊地区デマンド型交通 運営事業			高泊地域において、デマンド型交通を運行し、マイカーで自由に移動できない方に向けて、生活交通手段を確保する。	R4～ R10以降	6,200	商工労働課
「バス・タクシー運転士体験 会&就業説明フェア」開催 事業			バスやタクシーといった公共交通の担い手を確保するため、県央連携都市圏域の7市町で連携し、「バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア」を開催する。	R5～ R10以降	140	商工労働課

(3)駐車場・駐輪場の整備

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
厚狭駅南口駐車場管理運営事業			平成11年に新幹線厚狭駅の開業に伴い開設した厚狭駅南口駐車場について、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R11以降	9,671	都市計画課
駅前広場管理運営事業			JR小野田駅とJR厚狭駅の駅前広場について、草刈り、花壇の管理、施設の補修などを行い、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R11以降	2,073	都市計画課
(4)広域交通網の整備						
県道改良事業負担金			市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある。	R2以前～ R10以降	10,500	土木課
(5)港湾施設の整備						
小野田港港湾整備事業償還金等			小野田港埠頭用地造成事業に係る県償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施予定。港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。	R2以前～ R10以降	16,264	土木課
港湾整備事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、県と連携して港湾施設の整備を促進する。小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修をするともに泊地・航路の浚渫を実施する。	R2以前～ R10以降	75,000	土木課
港湾脱炭素化推進計画策定事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、山口県と連携して整備を進めている港湾施設である。将来的な脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素等の受入環境の整備を図るカーボンニュートラルポートへの対応を見据え、県と協調して宇部港・小野田港で一体的に「港湾脱炭素化推進計画」の策定に取り組む。	R6～ R7	900	土木課
基本施策20 適正な土地利用の推進						
(1)適正な土地利用の推進						
用地対策事業			土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。	R2以前～ R10以降	83	土木課
土地利用規制等対策事業			適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づいた事務処理を行う。	R2以前～ R11以降	85	都市計画課
都市計画審議会運営事業			都市計画の決定および変更等の審議案件について、都市計画法の規定に基づき、都市計画審議会を開催する。	R2以前～ R11以降	112	都市計画課
地理情報システム管理事業			地理情報システム(統合型GIS)及び情報公開システム(公開型GIS)について、システム保守を行う。	R2以前～ R11以降	6,636	都市計画課
ドローン活用事業			ドローンを使用し、都市公園、文化財などの観光素材や祭りなどのイベント状況、公共施設(庁舎、学校、文化会館、オートレース場等)などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市をPRする。また、防災への活用として災害状況の撮影を行う。	R2以前～ R11以降	154	都市計画課
建築指導事業			限定特定行政庁として取り扱う建築物について、その計画が建築基準法や関係法令に適合しているか審査事務を行う。また、完了した建築物について、現場検査業務を行う。	R2以前～ R11以降	907	都市計画課
厚狭駅南部地区土地区画整理事業利子補給事業			厚狭駅南部地区土地区画整理事業を円滑に進めるため、山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により費用を負担しており、市は毎年発生する借入利息の補給を行う。	R2以前～ R11以降	888	都市計画課
(2)市街地の整備						
山陽小野田市厚狭駅南部地区定住奨励金事業			「厚狭駅南部地区まちづくり基本計画」に基づき、厚狭駅南部地区のモデル地区において定住を促進し地域の活性化を推進するため、モデル地区内に定住する意思をもって住宅を取得し居住した者に対し奨励金を交付する。	R3～ R7	1,000	都市計画課
(3)住居表示区域の拡大						

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正(土地の分割合併、建物の増減)や街区表示板の取り付け状況についての調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R11以降	575	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策22 多様な働く場の確保						
(1)就業対策の充実						
高年齢者就業機会確保事業			働く意欲を持つ高年齢者の就業推進のため、国と連携してシルバー人材センターに補助金を交付し、新たな職域拡大による高年齢者の活躍の場を創出する。	R2以前～ R10以降	5,339	商工労働課
地域職業相談室管理事業			公共職業安定所の再編に係る代替措置として国(ハローワーク宇部)と市が共同して平成21年度から地域職業相談室を設置している。令和6年度からLABVプロジェクトにより整備された「Aスクエア」内で業務を行う。	R2以前～ R10以降	6,296	商工労働課
就業対策促進事業			市、ハローワーク及び商工会議所が連携し、市内の企業に特化した就職面接会を実施することで、市内企業の雇用核を支援し、若者の地元定着を目指す。	R2以前～ R10以降	91	商工労働課
雇用開発支援事業(サポート事業)			平成27年度から国の施策として、シルバー人材センターが人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野での高年齢者の就業を促進する人材派遣事業を実施している。高年齢者の新たな働く場の創出のため実施される当該事業へ補助金を交付し、高年齢者の活躍の場の拡大を目指している。	R2以前～ R10以降	3,300	商工労働課
(2)職業能力の開発向上						
雇用能力開発支援センター施設維持管理事業			地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。	R2以前～ R10以降	9,713	商工労働課
(3)勤労者福祉の推進						
労働会館管理運営事業			勤労者及び市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。	R2以前～ R10以降	7,890	商工労働課
勤労福祉推進事業			中小企業の勤労者に対する共済制度や金融制度の普及・拡大を促進するとともに、勤労者団体の支援等を行い、勤労者の福祉の推進を図る。	R2以前～ R10以降	3,487	商工労働課
労働福祉金融制度事業(離職者緊急対策資金貸付制度)			離職者等の生活安定と福祉の向上を図るため、県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。	R2以前～ R10以降	1,080	商工労働課
労働会館整備事業			労働会館を適切に使用するため、必要な改修等を行う。令和6年度は、大ホール照明の取替及び外灯工事、高圧ケーブルの取替工事を行う。	R6～ R11以降	5,216	商工労働課
基本施策22 企業立地の推進						
(1)企業誘致の推進						
企業誘致推進事業	3-(4)		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R2以前～ R10以降	11,243	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業	3-(4)		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励金による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R2以前～ R10以降	263,605	商工労働課
(3)立地基盤の整備						
企業団地維持管理事業			企業団地内の行政財産(公園、道路、水路等)を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。	R2以前～ R10以降	3,260	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
土地開発公社利子補給事業			小野田・楠企業団地造成事業の4割を山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により負担しており、市は協定に基づき毎年発生する借入利息を補給している。	R2以前～ R7	307	商工労働課
小野田・楠企業団地インフラ等整備事業			企業が工業団地等に進出する際には、産業基盤整備のニーズが強い。そのニーズに応えるための立地基盤の促進に努めるものである。	R2以前～ R7	50,384	商工労働課
工業用水道施設整備事業			老朽化した工業用水道施設の更新	R1以前～ R9以降	3,140	水道局
基本施策23 商工業の振興						
(1) 商業振興支援の充実						
商店街等活性化事業			商店街等の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備やイベント開催に対して補助金の交付を行う。	R2以前～ R10以降	3,630	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業	3-(4)		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業家等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 令和6年度より、指定地区の一部(旧セメント町商店街周辺)について、補助金の上限額の引き上げを行い、中心市街地の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	3,000	商工労働課
商工会議所運営事業(小野田商工会議所・山陽商工会議所)			市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。	R2以前～ R10以降	7,623	商工労働課
創業支援事業	3-(4)		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 創業後の伴走支援として、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、補助金を交付する。創業後、1年経過したことを交付要件とし、1年度につき10万円、3年間交付する。	R2以前～ R10以降	5,148	商工労働課
山口東京理科大学学生定住促進事業	3-(1)		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。交付業務は公立大学法人山口東京理科大学に委託する。	R2以前～ R10以降	6,865	商工労働課
商工会議所運営事業(臨時)			LABVプロジェクトにより整備された「アスクエア」を市民等の交流の拠点とし、にぎわいの創出を図るため、施設の一部に市民等が誰でも利用できるネットブースやフリーカウンター等を設置する。	R6～ R10以降	2,484	商工労働課
(2) 中小企業支援の充実						
中小企業相談所補助事業			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	R2以前～ R10以降	2,646	商工労働課
商工業振興事業			経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	R2以前～ R10以降	55	商工労働課
中小企業振興推進事業	3-(4)		平成27年6月に制定した「山陽小野田市中小企業振興条例」に基づき、各種中小企業振興事業を推進する。KPIなどを活用し、進捗状況を検証していく。	R2以前～ R10以降	235	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中小企業振興資金等融資 事業			中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。 融資制度の実施に関して、金融機関への預託金が必要である。	R2以前～ R10以降	186,000	商工労働課
基本施策24 農林水産業の推進						
(1)経営体の育成・確保及び経営基盤の強化						
農業委員会事務			農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	R1以前～ R9以降	12,682	農業委員会 事務局
農地利用最適化推進事業			農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。	R1以前～ R9以降	8,582	農業委員会 事務局
経営所得安定対策事業			経営所得安定対策事業の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等の事務に対する補助金。	R2以前～ R10以降	1,170	農林水産課
農業改良普及等事業			宇部地区農業改良普及協議会への負担金。宇部地区農業改良普及協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行う。	R2以前～ R10以降	264	農林水産課
やまぐち農林振興公社支 援事業			やまぐち農林振興公社に対する賛助会費。 当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中管理機構として農地の集積等の業務も行う。	R2以前～ R10以降	131	農林水産課
農業管理センター運営支 援事業			農業管理センター運営に要する人件費への補助金。農業管理センターは、山陽地区に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	R2以前～ R10以降	496	農林水産課
農地中間管理機構事業			農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね70%とすることとしているため、集積目標は70%(担い手人数R10年度 70人)とする。	R2以前～ R9以降	450	農林水産課
担い手支援事業			担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り)	R2～ R9以降	5,000	農林水産課
6次産業化・農商工連携 支援事業	3-(4)		農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R10以降	5,000	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域計画策定推進緊急対策事業			地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地利用者を明確化した地域計画の策定に取り組む。 (1)集落・地域における協議の開催 (2)将来の農地利用の姿等の検討・作成 (3)関係者への意見聴取 (4)地域計画の策定 (5)周知・フォローアップ等	R5～ R6	430	農林水産課
農業次世代人材投資事業			次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。 なお、令和4年度に新規就農者育成総合対策(経営開始資金)が創設され、令和4年度から認定新規就農者として認定された者から適用される。	R2以前～ R8	1,350	農林水産課
新規就農・就業者定着支援事業			新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。 なお、雇用就農資金を活用している法人については、最長5年間の支援を行なう。	R2以前～ R9以降	2,800	農林水産課
新規就業者等産地拡大促進事業			市が主体となって策定する「産地パッケージ計画」に基づき、新規就業者の受入支援及び生産力の強化のための機械の導入、施設の整備にかかる経費について支援する。	R2以前～		農林水産課
新規就農者支援事業	3－(4)		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1以前～ R9以降	1,788	農林水産課
家畜診療体制運営支援事業			主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。	R2以前～ R10以降	1,541	農林水産課
中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業			協議会をとおして、家畜法定伝染病及び伝染性疾病的の発生予防とまん延防止に対する協力。家畜の改良増殖、受胎率の向上を図るための協力。環境保全対策や担い手支援対策。耕作放棄地の保全対策として山口型放牧の推進。	R2以前～ R10以降	44	農林水産課
酪農振興補助事業			乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	R2以前～ R10以降	112	農林水産課
市有林整備事業			多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠疎密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施。間伐回数2～5回。 【補助率 標準補助単価*4/10*査定係数】	R2以前～ R10以降	3,000	農林水産課
森林経営管理事業			森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。 また森林環境整備基金からの繰入金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	R2以前～ R10以降	13,500	農林水産課
森林環境譲与税事業			パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための国からの譲与税を森林整備や森林整備の促進に関する財源を基金により積み立てする。	R2以前～ R10以降	13,500	農林水産課
山口県林業協会支援事業			森林整備事業の推進のため、山口県林業協会へ会員登録する。(県内全市町が登録)	R2以前～ R10以降	26	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口流域林業活性化センター支援事業			山口・美祿農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進するため、センターに負担金を支払う。	R2以前～ R10以降	82	農林水産課
林業研究グループ支援事業			林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	R2以前～ R10以降	72	農林水産課
繁殖保護事業			水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	R2以前～ R10以降	280	農林水産課
種苗放流等支援事業			宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施するクルマエビ・ガザミの種苗を放流する中間育成事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	R2以前～ R10以降	1,650	農林水産課
内水面繁殖保護事業			鮎・ウナギ・モクズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	R2以前～ R10以降	220	農林水産課
漁業近代化資金利子補給事業			漁業者等へ漁業近代化資金を融資した当該金融機関に対して、市が利子補給を行うことで、漁業近代化資金の円滑な利用を促す。	R4～ R10以降	17	農林水産課

(2)生産基盤の整備

機構集積支援事業(農地利用状況調査等)			農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。	R1以前～ R9以降	457	農業委員会事務局
機構集積支援事業(農地台帳整備)			令和5年度からは、農地利用状況調査でタブレット端末を活用することにより、自動的に農地台帳システムに反映される。当該システムは、事務局及び分局で閲覧、情報の入力・修正などができ、農政部局との農地情報の共有化を図る。また、県等に報告する遊休農地の措置に関する調査も農地台帳を基に作成される。さらに農業委員会サポートシステムを介して全国農地ナビに農地情報を提供し、公表する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	農業委員会事務局
県営農業競争力強化基盤整備事業(王喜東地区)			農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市植生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜東地区として区画整理を実施する。 (総事業費1,700,000千円うち担金総額314.814千円)	R2以前～ R8	6,289	農林水産課
県営経営体育成基盤整備事業(郡・川東地区)			郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。 (整備予定面積:約26ha)	R3以前～ R11以降	12,000	農林水産課
土地改良区等推進補助事業			土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の助成、事業償還金補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象。償還金については、平成31年度に後潟土地改良区及び山陽土地改良区、令和2年度に古開作土地改良区、令和4年度に高千帆土地改良区が終了した。	R3以前～ R11以降	25,373	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小規模土地改良助成事業			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数が多い場合には、全ての事業実施が困難であるため緊急性等を考慮して実施箇所を選定して行う。	R3以前～ R11以降	8,500	農林水産課
小規模土地改良助成事業 (追加)			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数の増加等により翌年度以降に繰り越される事業が増加していることから、予算を増額し繰越件数の減少を目指す。	R3以前～ R11以降	1,500	農林水産課
単市土地改良整備事業			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R3以前～ R11以降	5,780	農林水産課
土地改良事業団体連合会 支援事業			県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となって、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	R3以前～ R11以降	808	農林水産課
石井手頭首工改修事業 (県営防災減災事業・河川 応急)			石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造されて以後40年が経過しており、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定される。また、再び起立しない状態となれば、営農への影響が懸念される。(国55%、県37%、市4.8%、地元3.2%)総事業費482,000千円	R3以前～ R7	2,016	農林水産課
危険ため池改修事業	1-(2)		市内には、危険ため池に指定されたため池が5箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	R3以前～ R11以降	4,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業	1-(2)		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されてないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が93箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R3以前～ R11以降	8,300	農林水産課
積算システム保守事業			土地改良事業、災害復旧事業の工事発注の際に、山口県農業農村整備事業積算システム(エスティマ)を使用し積算を行っている。山口県土地改良事業団体連合会と委託契約し保守管理業務を行っている。	R2以前～ R10以降	415	農林水産課
地方卸売市場管理事業			令和4年度より民間会社にて市場施設を貸し付け、民間会社による市場運営を行っていることにより、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。	R1以前～ R9以降	338	農林水産課
市有林・林道管理事業			林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	R2以前～ R10以降	1,374	農林水産課
森林災害対策事業			市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	R2以前～ R10以降	521	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務委託を行う。近年、特にイノシシによる被害が多発しており、その対応を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託する。	R2以前～ R10以降	917	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有害鳥獣捕獲奨励事業			農林水産物等への被害軽減を目的に有害鳥獣の捕獲を奨励するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会を事業実施主体とし、有害鳥獣を山陽小野田市内で適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対し補助金を交付する。 また、令和4年度から近年増加しているヌートリアについても対象とし、被害防止に努める。	R2以前～ R10以降	1,315	農林水産課
有害鳥獣防護柵等設置事業			山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	R2以前～ R10以降	1,500	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援事業			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費の一部又は全部について、予算の範囲内で補助する。	R2以前～ R10以降	27	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業 (臨時分)			増え続ける有害鳥獣による農作物被害防止を目的に捕獲奨励のため、令和元年度からイノシシの捕獲奨励金単価の引き上げを行った。さらには、近年増加しているヌートリアの捕獲に対しても奨励金の対象とし、被害防止に努めている。また、被害防止計画の捕獲計画数を達成できるよう見直しを行いながら捕獲を奨励していく。	R2以前～ R10以降	1,797	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業(臨時)			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託しているが、近年、イノシシによる被害が多発しており、市街地で有害鳥獣の出没情報が多発している。それに伴い、捕獲事業での現地確認やわな設置、見回りの回数も増加するため、出勤回数等に見合った委託料とし、有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図る。	R5～ R10以降	200	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援事業(臨時)			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費について補助しているが、被害防止計画に基づいてICTわなを購入(国交付金事業)することに伴い通信料を支払う必要がある。また、有害鳥獣捕獲時の止め刺し用備品の充実が必要であるため、協議会補助金を増額し、鳥獣被害対策を推進していく。	R5～ R10以降	118	農林水産課
埴生漁港整備事業			漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。	R2以前～ R10以降	20,552	農林水産課
漁港施設管理事業			市内の漁港について、維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	600	農林水産課
(3)需要に応える生産力の強化						
地産地消推進補助事業			旬菜惑星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織。J A、県、市場、企業がこれを推進している。	R2以前～ R10以降	300	農林水産課
農林水産まつり補助事業			農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベント。安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進するための絶好の機会である。	R2以前～ R10以降	150	農林水産課
食品加工指導推進補助事業			平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。現在、会員は21名。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	18	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
野菜価格安定化事業			指定野菜の価格が著しく低落了した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	R2以前～ R10以降	50	農林水産課
魚食普及推進協議会支援事業			地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。	R2以前～ R10以降	23	農林水産課
(4)地域ブランドの推進						
圏域内道の駅等連携農林水産物販路拡大プロジェクト			圏域内にある道の駅等の施設に連携市町の特産品コーナーを設置するとともに各施設で行うイベントの情報提供や広報誌等の配布により、圏内農林水産物の積極的なPR活動を展開し、圏域内での新たな販路の確保・拡大に取り組む。	R2以前～ R10以降	50	農林水産課
基本施策25 観光・交流の振興						
(1)観光・交流資源の整備・充実						
観光資源整備事業			標高324mの松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地(正法寺所有)を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。	R2以前～ R10以降	414	シティセールス課
きらら交流館再整備事業			きらら交流館は、『焼野海岸・竜王山のフィールド活動の魅力を最大化する、「体験・活動拠点」』、『市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする、「生活・交流拠点」』をコンセプトとして、リニューアルすることとしています。リニューアルに当たっては設計段階から指定管理者のアイデアを活かすため、指定管理候補者を先行して選定しました。令和6年度は、指定管理候補者及び設計業者とで基本設計・実施設計の完成を目指します。	R2以前～ R10以降	44,434	シティセールス課
産業観光振興事業			宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課
山口県央連携都市圏域事業			7市町(本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町)で構成する山口県央連携都市圏域においては、圏域が目指す将来像を「互いの個性と魅力を高め、交流や雇用が生まれ、あらゆる地域に定住できる連携都市圏域」に向けて、令和4年度からの5年間の取組を「第2期山口県央連携都市圏域ビジョン」としており、この中で掲げられた4つの重点プロジェクトの一つである「観光地域づくり」を推進していく。「観光地域づくり」における今年度の取組では、「圏域内交流の更なる促進に向けた取組」として、山口ゆめ回廊博覧会を通じて築いたまち歩き観光のコンテンツや受入体制を生かした圏域版マイクロツーリズムの取組を実施し、圏域内の周遊促進を図る。また、昨年度に実施した「山口ゆめ回廊圏域住民周遊促進事業」を令和6年度も継続して実施する。	R4～ R10以降	2,304	シティセールス課
山陽小野田名産品活用促進事業			山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西山口県同郷会での広報宣伝活動を行い、名産品の認知度向上及び販路拡大を図る。また、新たな名産品の発掘や認定に取り組むことで、名産品の認知度向上及び販路拡大を目指す。	R2以前～ R10以降	451	シティセールス課
きららビーチ焼野管理事業			きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託している。この施設が安全かつ適正に管理されることで、安心かつ快適に利用できる。	R2以前～ R10以降	238	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)情報発信・誘客体制の強化・充実						
国際観光推進事業			山口県国際観光推進協議会(構成/国、県、市町、県観光連盟等62団体・企業)と連携することにより、国外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。	R2以前～ R10以降	200	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業			山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。 当該連盟では、県の新たな観光振興計画である「新たな観光県やまぐち創造プラン」に基づき、新たなニーズを捉えた持続可能な観光地域づくりに取り組むとともに、観光客の心をつかむ戦略的なプロモーションを展開していく。	R2以前～ R10以降	850	シティセールス課
観光プロモーション事業	3-(1)		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。 令和6年度の取組は、次のとおりである。 ①山陽小野田観光協会に補助金を交付し、R4年度に引き続き、同協会インスタグラムを活用した「インスタグラムハッシュタグキャンペーン」を実施し、本市を知ってもらい、来訪を促すことに加え、今後の情報発信の強化を図る。 ②観光PR冊子を作成し、観光誘客の促進を図る。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課
観光物産宣伝事業			山口県物産協会(構成/市町、商工会議所、民間企業等282会員)と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。 山口県内で生産される物産の紹介、宣伝、斡旋等により本県物産の需要拡大を図るとともに品質の向上と新製品の開発を推進し、県産業の振興に寄与することを目的として各種事業を展開していく。	R2以前～ R10以降	12	シティセールス課
ゴルフ場PR事業			当該事業では、本市における観光資源の1つである「ゴルフ場」にスポットを当て、本市を「ゴルフのまち」としてPRすることにより、本市の認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。 令和6年度は、インバウンド需要を取り込むために、令和5年度に作成したパンフレットの翻訳版を作成し、旅行会社との商談会等においてPR媒体として活用し、海外からの観光誘客を図る。	R5～ R10以降	1,000	シティセールス課
観光協会運営支援事業			観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会の運営を経費的・人的に支援することを通じ、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。 当該観光協会公式ホームページの充実を図るとともに、インスタグラム等のSNSを活用した効果的な情報発信に努め、市内への誘客促進を図っていく。	R2以前～ R10以降	2,332	シティセールス課
観光誘客宣伝事業			山陽小野田観光協会の情報発信経費について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS(フェイスブック、インスタグラム等)を活用した観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することに加え、観光パンフレットやノベルティグッズを作成し、イベント参加者に対し配布することで本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口を増加させる。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業		スマイル エイジン グ	山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのポスビタリティ向上を図る。	R2以前～ R10以降	100	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ゆめ散歩プログラム持続 的実施事業			令和3年度の山口県央連携都市圏域(7市町)周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」では、山陽小野田市主体事業として、ゆめ散歩造成事業(6プログラム)及び地域資源活用事業(2プログラム)を造成した。 これらのプログラムは、地域資源を組み合わせた魅力的なものであり、交流人口の増加を図ることができるため、山陽小野田観光協会の主催事業「スマイルゆめ散歩」として実施する。	R4～ R6	98	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
基本施策26 学校教育の推進						
(1) 心に寄り添う学校づくりの推進						
いじめ防止対策推進事業			平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けて、教育委員会において「いじめ防止基本方針」が策定された。その基本方針では、いじめ対策を推進していく機関として、学校に「いじめ対策委員会」、教育委員会に「いじめ問題対策協議会」・「いじめ対策本部」、市長部局に再調査を行う機関として「いじめ調査検証委員会」を設置することとなり、この基本方針に基づき、重大事案が発生した際に迅速に対応するため、「いじめ調査検証委員会」を附属機関として設置した。	R2以前～ R10以降	100	総務課
スクールソーシャルワーカー等緊急派遣事業			小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有する人材を活用し、小・中学生自身や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整える。	R3以前～ R11以降	1,360	学校教育課
いじめ防止対策推進事業			いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組を進める。	R3以前～ R11以降	152	学校教育課
いじめ・不登校に対する支援事業		スマイル エイジン グ	臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R3以前～ R11以降	21,305	学校教育課
心の支援室リース車更新事業			心の支援室の職員が使用しているリース車2台のリース契約の更新を行う。	R3以前～ R11以降	420	学校教育課
不登校児対策事業			いじめ等の理由で不登校の児童・生徒及びその家族からの相談、学習支援等を行うことにより、学校復帰を図る。 社会福祉法人小野田陽光園に業務委託。	R3以前～ R11以降	2,033	学校教育課
少年安全サポーター配置事業			現在、心の支援員や青少年相談員を配置し、いじめ・不登校を巡る小・中学生の支援業務に対応している。今後も、より困難な事例に適切に対応していくため、少年安全サポーターを配置し、学校内外の更なる安心・安全な環境を整える。	R3以前～ R11以降	3,818	学校教育課
(2) 教育環境の向上						
私立幼稚園振興事業			私立幼稚園が幼児教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成する。	R2以前～ R10以降	648	教育総務課
埴生幼稚園施設管理事業			比較的広域でありながら私立幼稚園がない埴生地区において幼児が身近に幼児教育を受けられるよう、また、公立ならではのサービスを希望する他の地区に在住する幼児も等しく同じ教育を受けられるよう、埴生幼稚園施設の適切な運営と維持・修繕を行う。	R2以前～ R10以降	2,711	教育総務課
理科教育設備整備事業			小・中学校における理科教育の充実を図るため、国の補助制度を活用し、理科の授業で使用する実験器具等を整備する。	R2以前～ R10以降	4,322	教育総務課
通学援助事業			厚狭小学校は昭和50年3月に川上・森広分校が閉校され当時1年生から4年生までの児童が在籍し、埴生小学校では、昭和51年3月に福田分校が閉校され1年生と2年生の児童が在籍していた。閉校時に分校に関する協定書を締結し厚狭小学校は小学校4年生までの児童、埴生小学校は2年生までの児童を送迎することとし、バスの無料バスカードを発行している。 令和2年度より、両校の対象地区の全学年に対象を拡大し、通学路の安全の確保を図るとともに、通学費の保護者負担を軽減する。	R2以前～ R10以降	480	教育総務課
学校施設管理事業			小・中学生が安全で良好な環境の中で学び、成長できるようにするため、小・中学校の施設を適切に管理する。	R2以前～ R10以降	239,673	教育総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
学校施設小規模改修事業			学校施設に不具合が生じた時、元通りに修繕するより、造り直した方が利便性の向上や維持費の低減を実現できる場合、修繕せずに改修する。	R2以前～ R10以降	11,090	教育総務課
学校設備更新事業			学校の電話設備及び放送設備は、安定した学校運営をするために欠かせない設備である。製造から15年以上経過し、部品の生産が中止され、修理できない設備があるので、これを更新する。令和6年度は、厚陽小・中学校の電話設備を更新する。	R2以前～ R10以降	2,533	教育総務課
小学校遊具補修・更新事業			各小学校に共通して設置する必要がある遊具のうち、経年劣化により腐食している遊具を補修・更新し、子どもたちの安全を確保する。また、小学校による日常点検に加え専門業者により年1回定期点検を実施し腐食等の異常を事前に察知し事故防止を図る。	R2以前～ R10以降	346	教育総務課
学校和式トイレ洋式化事業			家庭では洋式トイレが一般化しており、和式トイレの使用に不慣れな小・中学生や和式トイレの使用が困難な避難住民等の負担軽減を図るため、トイレの洋式化を進める。	R2以前～ R10以降	4,440	教育総務課
普通教室等空調設備設置事業			小・中学校に現在設置されている保健室等のエアコンが更新時期を迎えているため計画的に更新を行う。	R2以前～ R10以降	600	教育総務課
屋内運動場照明器具LED化改修事業			小・中学校屋内運動場の照明器具は水銀灯が使用されているが、水銀灯は2020年に製造中止され在庫のみで対応しているため計画的にLEDに更新する。	R5～ R10以降	40,454	教育総務課
竜王中学校階段昇降機設置事業			令和4年度より竜王中学校に身体不自由な生徒が入学する。竜王中学校の管理特別教室棟1階に特別支援学級、多目的トイレがあるが、音楽室、図書室などの特別教室は管理特別教室棟2階にあり、生徒一人では階段を昇降することが困難なため階段昇降機をレンタルする。(令和6年度まで)	R4～ R6	624	教育総務課
学校施設改修事業(臨時)			学校施設の多くは老朽化が進み、不具合が発生している。不具合の発生した箇所が改修が必要な場合、緊急度に応じて計画的に工事を行う。また、学校等の要望により施設の解体や新設等を行う必要がある場合も計画的に工事を行う。	R5～ R10以降	3,009	教育総務課
屋内運動場長寿命化改修事業			「山陽小野田市学校施設整備計画」に基づき中長期的な維持管理に係るコストの縮減及び平準化を図るとともに学校施設に求められる機能・性能を確保するために屋内運動場の長寿命化改修を行う。令和6年度は本山小学校屋内運動場外壁等改修工事を実施する。	R4～ R10以降	62,576	教育総務課
学校施設跡地維持管理事業			平成24年度に旧厚陽中は厚陽小・中学校に令和2年度に旧埴生小学校は埴生小・中学校となり現在の場所に移転した。令和4年度からは旧津布田小学校が埴生小・中学校に統合されている。法面を含む学校敷地の管理は地元からの要望も強く、適切に管理を行う必要がある。	R4～ R11以降	500	教育総務課
学校配膳室保冷库更新事業			市内の小中学校の配膳室に設置している牛乳保冷库及び冷凍冷蔵庫の中には、購入後、長年経過しているものも多く、故障した場合、メーカーが部品を製造中止しているものがあり修繕が出来ないものがある。各小中学校の配膳室の牛乳保冷库及び冷凍冷蔵庫は、納入業者から直接学校に納入される牛乳やデザート等の冷凍冷蔵保存に必要不可欠であり、学校給食を安全で安定的に提供するため、計画的に更新していく必要がある。	R3～ R10以降	799	教育総務課
埴生小学校スクールバス運行事業			令和3年度末で津布田小学校は閉校し、旧津布田小学校児童はスクールバスを利用して埴生小・中学校に通学している。スクールバスの運行における必要経費について計上する。	R3～ R11以降	4,461	教育総務課
私立高等学校振興事業			私立学校が公教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、学校法人が設置する私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成する。	R2以前～ R10以降	1,800	教育総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
学校給食実施事業		スマイル エイジ ング	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R2以前～ R10以降	137,762	学校給食セ ンター
学校給食費管理事業			令和3年度から学校給食費を公会計化し、市が管理・徴収業務などを行う。	R2以前～ R10以降	262,768	学校給食セ ンター
幼稚園給食実施事業			学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理等を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。	R3～ R10以降	1,089	学校教育課
学校給食実施事業(物価高騰分)	2- (1)		原油価格や物価高騰の影響を受けている学校給食の食材費について、保護者の負担増を抑制するため児童生徒にかかる給食費は据置きとし、食材費の一部を支援する。	R6～ R7	43,875	学校給食セ ンター
幼稚園医設置事業			学校保健安全法に基づき、埴生幼稚園に学校医と学校歯科医及び薬剤師を置き、園児及び就園予定者の健康管理を行う。	R3以前～ R11以降	255	学校教育課
教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書整備事業	2- (2)		4年に1回教科書が改訂されることに伴い、改訂される全科目の教師用教科書と指導書等を整備する。また、新たに教科化された道徳・小学校英語についても教師用教科書と指導書等を整備する。購入冊数は、教師用教科書はクラス数(特別支援学級含む)とし、指導書等は、教科ごとに各学年1セットとする。	R3以前～ R11以降	16,021	学校教育課
教科書採択に係る諸会議開催事業			義務教育学校で使用する教科書は、4年毎に改訂を行うこととされている。 そのため、教科書を使用する前年度に教科書の採択(調査研究・選定)を行う必要があり、山陽小野田市と宇部市で共同で設置する教科書研究調査委員会と、本市のみで設置する選定委員会を開催する。 令和6年度については、令和7年度から使用を開始する中学校の教科書について採択を実施するため、それに伴う会議に出席する各委員に旅費を支給する。	R3以前～ R11以降	71	学校教育課
小学校教育振興事業(単独)			教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、小学校に通う児童が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。	R3以前～ R11以降	15,834	学校教育課
中学校教育振興事業(単独)			教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、中学校に通う生徒が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。	R3以前～ R11以降	11,827	学校教育課
幼稚園教育振興事業			埴生幼稚園に通う園児が必要な教材等を購入し、教育の振興を図る。	R3以前～ R11以降	5	学校教育課
へき地教育振興事業			教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地等の教育的諸条件の整備向上に努めて、その教育の充実振興を図るため、県が設置している山口県へき地教育振興会に負担金を支出。	R3以前～ R11以降	21	学校教育課
学習法等の充実関連業務			子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、教育支援委員会を実施。また、個別最適な学び・協働的な学びについての様々な活動に取り組み学びの充実を図る。	R3以前～ R11以降	1,774	学校教育課
教科書・指導書購入事業			教員用の教科書・指導書を、クラス数増加等に対応し購入する。	R3以前～ R11以降	60	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
教育系ネットワーク保守管理事業			ネットワーク内のパソコン等の機器を管理システムを使用して集中管理し、安定した運用を行えるようにする。また老朽化したネットワーク機器の修繕と交換を行う。 また、ADサーバーは、パソコンの集中管理を行うために必要なサーバーであり、ユーザ認証、グループポリシーの適用なども管理している。グループウェアサーバーの機能も搭載しており、教育系の管理には必須の重要なサーバーであるため、適切な保守管理を行う。	R3以前～ R11以降	2,096	学校教育課
パソコン利用に係るフィルタリング及びウイルス対策事業			学校に設置している教職員用のパソコンと児童生徒用のパソコンは、業務や授業でインターネットに接続する機会が多い。使用用途に応じたフィルタリングとウイルス対策を行い、有害情報への接触やパソコンのウイルス感染を防ぐ。	R3以前～ R11以降	2,079	学校教育課
中学校タブレット端末整備事業			各中学校のコンピュータ室に設置しているデスクトップパソコンを持ち運びが便利なタブレットパソコンに更新し、プログラミング学習はもちろん、英語の発声や体育の実技等を録画し、生徒が自分で確認したり、クラスメイトの意見を取り入れたりすることで、上達しやすい学習環境を整える。	R3以前～ R6	9,499	学校教育課
GIGAスクール推進事業	2ー(2)	デジタル 化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、学校及びWi-Fi環境のない家庭のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。そのため、県を中心に県内市町と緊密に連携しながら、GIGAスクール運営支援センターの機能強化を図る。	R3以前～ R11以降	45,502	学校教育課
学校図書システム更新事業		デジタル 化	学校図書システムの老地化に伴い、機器の更新を行う。併せて、図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない本を図書館や他校から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進する。	R4～ R10以降	5,251	学校教育課
埴生幼稚園栄養管理事業		デジタル 化 スマイル エイジン グ	現在、埴生幼稚園では、栄養士1名が独自で献立を作成し自園調理を行っているが、幼稚園には栄養管理ソフトがないため、学校給食センターから借用したものを使用している。しかし、学校給食に対応したソフトでは、栄養価の基準値や量が幼稚園給食分とは異なるため、園児に応じた個別の数値を入力する等、安全に給食を提供するために多大な時間と労力を要している。このような状況を改善するため、幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入する。 このソフトの導入により、食物アレルギー管理の安全性を向上させることができる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4～ R9以降	47	学校教育課
授業目的公衆送信補償金制度実施事業			遠隔授業等で著作物をインターネット経由で利用する場合は、令和3年度以降、文化庁長官が指定する指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」に補償金を支払うことで、教科書等の様々な資料を円滑に使用することができる。この制度を活用することで、ICT(情報通信技術)を活用した著作物の教育利用が可能となる。	R3以前～ R11以降	692	学校教育課
教育系サーバー更新事業			教育系システムサーバー群(ADサーバー、グループウェアサーバー、ファイルサーバー、ウイルス対策用サーバー、クライアント運用管理サーバー等)のOSサポート期限が令和5年1月に到来するためシステム更新を行う。 更新のタイミングに併せ、サーバーを仮想化し、統合することにより、コストダウンを図る。また、サーバーを冗長化することにより、システムの安定稼働を図る。	R4～ R10	24,621	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
統合型校務支援ツール導入事業			統合型校務支援システムの導入により、情報の一元管理・再利用による校務の効率化に加えて、校務だけでなく校務以外のさまざまな情報をつなぎ、一人一人の子どもに紐づく情報を多面的に可視化することで、教職員の気づきを最大化する。エビデンスに基づく個に応じた指導や、組織的な学級運営・学校経営を支援する。	R5～ R11以降	5,632	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業			特別な支援が必要な小・中学生が在籍し、担任だけでは対応しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援教育支援員を配置する。	R3以前～ R11以降	9,092	学校教育課
特別支援補助教員配置事業			障害の程度が重い児童・生徒が多く通学する松原分校で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援補助教員を配置する。	R3以前～ R9	1,244	学校教育課
医療的ケア看護職員の配置事業			医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(医療的ケア児)が増加しており、学校における医療的ケアの実施に当たることが必要とされている。そのため、学校に医療的ケア看護職員を配置することで、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を行い、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図る。	R6～ R11以降	30	学校教育課
教職員の資質向上関連経費			教員研修は、その資質を向上させる観点から大変重要なため、教員を全国の先進地に研修派遣する。	R3以前～ R11以降	36,539	学校教育課
外国語教育推進事業	2- (2)		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要領が改訂されたため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図った。 令和5年度にALTの配置を5人から4人に減員し、ALTによる授業補助の取組に加えて、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。	R3以前～ R11以降	18,306	学校教育課
学校司書配置事業	2- (2)		全ての小・中学校に学校司書を配置して、学校における読書活動を推進している。読書の機会の充実による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図る。	R3以前～ R11以降	37,563	学校教育課
教員業務支援員配置事業			教員の働き方改革の取組として、教員業務支援員を配置し、学校の事務的業務を補助することにより、教員の長時間勤務の削減を図る。	R3以前～ R11以降	6,511	学校教育課
学校医、学校薬剤師配置事業			学校保健安全法に基づき、小中学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置き、児童生徒の健康管理を行う。	R3以前～ R11以降	14,128	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
児童生徒及び教職員健康診断事業		スマイル エイジン グ	学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R3以前～ R11以降	13,563	学校教育課
小・中学校体育振興事業		スマイル エイジン グ	学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R3以前～ R11以降	976	学校教育課
健康診断器材の滅菌消毒業務委託			学校の健康診断で使用される医療器材(鼻鏡・歯鏡)の洗浄は、これまで養護教諭が煮沸消毒をしていたが、煮沸消毒では滅失しない菌もあると言われている。医療器材の洗浄・滅菌を専門業者が代行することで、新型コロナウイルス感染症等のウイルス感染の危険性を回避することができ、安全な運用・管理を行うことができるため、滅菌をする専門業者に委託することで、感染症予防の強化を図る。さらに、洗浄・梱包・滅菌処理を業者に一括して依頼することで、各学校に設備や機器を持つ必要が無く、業者で医療器材の保管・配送等の運用管理も行うため、養護教諭の作業時間の削減や2次感染リスクの軽減にもつながっている。	R3～ R10以降	1,051	学校教育課
学校保健の充実関連業務			学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うことなど、学校における保健管理と保健教育の充実のための様々な施策推進を図る。	R3以前～ R11以降	12,039	学校教育課
通学路安全対策推進事業			登・下校中の児童生徒が交通事故に会わないよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき通学路安全推進会議を設置し、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の安全確保に努めている。	R3以前～ R11以降	4	学校教育課
(3)指導内容・方法の工夫						
生活改善・学力向上プロジェクト事業	2ー(2)	スマイル エイジン グ	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R3以前～ R11以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	2ー(2)	スマイル エイジン グ	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R3以前～ R11以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業		スマイル エイジン グ	次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっていたり、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R3以前～ R11以降	502	学校教育課
小学校社会科副読本デジタル化事業		デジタル 化	小学校3・4年生の社会科学習では、地域を教材化した副読本を使用し授業を実施している。副読本「はっけん！山陽小野田」は、本市の歴史や文化・産業、主要施設など、地域の情報を掲載している。令和5年度は新学習指導要領を踏まえて、本市の現状に合うように副読本を改訂する必要がある。この機会に、これからの学習者用デジタル教科書の導入の流れに向けて、1人1台端末を効果的に活用し、副読本のデジタル教科書化を推進する。また、一般の大人もWebで閲覧が可能となるため、市内外の人に、本市の住みよさや歴史、文化を知ってもらい、住んでみたいと思ってもらえるよう、シティセールスのツールとして活用する。	R5～ R10以降	548	学校教育課
キャリア教育推進事業	2ー(2)		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R3以前～ R11以降	660	学校教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
スマイル・サイエンス事業	2- (2)	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3以前～ R11以降	617	学校教育課
青少年劇場・巡回芸術劇場公演事業			市内の小学校において児童が芸術文化に触れる機会を充実させるため、山口県と市の共同主催で毎年2校ずつ、音楽、伝統芸能、演劇などの鑑賞会を実施する。	R3以前～ R11以降	353	学校教育課
楽器購入事業			市内の小・中学校及び埴生幼稚園の楽器が老朽化しているため、楽器を購入する。特に中学校では、吹奏楽部で使う楽器は高額なものが多く、壊れたり不足したりしても購入が難しい状況である。令和4年度から令和6年度の3年間で寄附金を活用して楽器を購入し、音楽教育の充実を図る。	R4～ R6	7,299	学校教育課
図書購入事業			市民から寄せていただいた寄附金を活用し、市内の小・中学校及び埴生幼稚園における学校図書館等の図書充実を図る。多くの子どもたちが読書に魅力を感じるために、多様な興味に応えられる図書の充実が図れるよう、令和5年度から令和6年度の2年間をかけて、いろいろな種類の図書を整備し、意欲的な学習活動や読書活動を推進する。	R5～ R6	1,250	学校教育課

(4) 学校間連携教育の推進

幼保・小連携事業			市内すべての幼稚園・保育園・小学校の代表者を集めた幼児育成協議会を開催し、小学校区ごとに幼保・小の交流組織を作り、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行うことの必要性・方法などについて講演等を行い、今後の取り組みについて協議を行う。	R3以前～ R11以降	10	学校教育課
小規模特認校制度導入事業	2- (2)		少人数ならではの温かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されている小規模校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、新たに小規模特認校制度に関する規則等を制定し、一定の条件のもとで転入学を認める小規模特認校制度を導入する。 R7年度導入予定: 山陽小野田市立厚陽小中学校	R6～ R11以降	20	学校教育課

基本施策27 社会教育の推進

(1) 社会教育活動の推進

社会教育関連事業			学校支援等社会教育関連事業の情報提供、県からの社会教育主事の派遣事業など個別の事業を除く社会教育に係る活動を行う。	R2以前～ R10以降	4,326	社会教育課
社会教育委員会議開催事業			社会教育委員会を設置し、社会教育に関する協議のほか、教育委員会の指針に基づき、調査・研究を行う。	R2以前～ R10以降	176	社会教育課
地域交流センター社会教育推進事業	2- (3)	スマイル エイジ ング	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管し、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」に取り組んでいる。社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実していく。	R4～ R10以降	4,217	社会教育課
二十歳のつどい開催事業			民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたが、従来通り二十歳を迎える人々を対象とし、成人の日記念事業として「二十歳のつどい」を開催する。対象者を祝福するとともに、式典等を通して大人としての自覚を促す。式典、記念行事等は継続して実施する。	R2以前～ R10以降	738	社会教育課
花いっぱい運動事業			環境美化と花の生育を通して、地域の「輪づくり」を進めるため、花いっぱい運動に取り組む。 また、苗の無料配布により花壇づくりを奨励し、春・秋の花壇コンクールを開催して優秀な団体や個人を表彰することで参加者の意欲を高め、まちの景観美化を図る。	R2以前～ R10以降	1,007	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
社会教育関係団体等の育成・支援事業		スマイル エイジン グ	社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援する。 また、市条例に基づき少年団等への助成を行う。	R2以前～ R10以降	1,339	社会教育課
第22回やまぐち教育の日・第51回教育県民大会厚狭大会実施事業			第22回やまぐち教育の日・第51回教育県民大会厚狭大会を(一財)山口県教育会等の団体と共同で開催し、地域の教育力の向上を図る	R6～ R6	200	社会教育課
宿泊研修施設きらら交流館維持管理事業			休館中のきらら交流館の維持管理を行う。	R5～ R7	612	社会教育課
青年の家管理運営事業			山陽地域の重要なスポーツ拠点として運営する。	R2以前～ R10以降	8,048	社会教育課
青年の家管理運営事業(臨時)			施設利用者が安心安全にまた快適に利用していただくために、施設の改修や維持管理に必要な備品等を整える。	R6～ R6	1,114	社会教育課
津布田会館管理運営事業			津布田地域における交流や集いの場の提供をしていくとともに、学びをより充実させ、地域課題の解決に向けた人材の発掘・育成を行う。 「地域づくり」に関与できる「人づくり」を推進するため、今後も、地域へ管理・運営を委託し、地域が自走できるよう支援を行う。	R4～ R10以降	3,784	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	1-(1)	スマイル エイジン グ	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材育成に努める。	R2以前～ R10以降	335	社会教育課
マタニティ・ブックスタート事業	2-(1)	スマイル エイジン グ	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R2以前～ R10以降	671	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかかくのおはなし会」や「乳幼児おはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R2以前～ R10以降	128	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	2-(3)	スマイル エイジン グ	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子ども読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R2以前～ R10以降	187	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業		スマイル エイジン グ	読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R2以前～ R10以降	556	中央・厚狭図書館
中央図書館管理事業			市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図る。 また、学校図書館と連携して閲覧・貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各地域交流センターや山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。	R2以前～ R10以降	22,097	中央・厚狭図書館
厚狭図書館管理事業			市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図る。 また、学校図書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧・貸出や、中央図書館との相互貸借、各地域交流センターや児童クラブ、福祉施設等へ図書の配本や回収を行う。	R2以前～ R10以降	1,010	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R2以前～ R10以降	16,527	中央・厚狭図書館

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
図書館システム管理事業			図書館の資料は多種多様にわたることから、貸出、返却、予約、蔵書検索等の業務を迅速かつ確実に行い、利用者へのサービス向上を図るため、図書館情報システムを業者から借り受ける。 R4年3月に更新した新しいシステムを活用する。	R2以前～ R10以降	11,517	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	2-(3)	デジタル 化 スマイル エイジン グ	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R3～ R10以降	3,000	中央・厚狭図書館
中央図書館照明器具改修工事業			中央図書館は開館28年を経過し、蛍光灯器具に老朽化により故障するものが増加してきた。水銀灯については、製造が終了し器具の改修が必要である。全体的な照明設備の見直しが必要な時期となっており、これを機会にLED照明に変更し、消費電力の減少による二酸化炭素の削減等で環境への配慮、施設の維持管理が長期間可能となるよう努める。	R5～ R6	74,014	中央・厚狭図書館
中央図書館施設整備事業			中央図書館は開館後28年を経過しており、設備において老朽化により故障等が目立つようになってきた。 これらの修繕・改修を行い、施設の長寿命化及び安全性の確保を目指す。 令和6年度は、トイレの出水不良改修、洗面所の水栓故障取替	R5～ R7	343	中央・厚狭図書館
(2) 青少年健全育成活動の推進						
青少年育成協議会運営事業			青少年育成協議会を設置し、青少年の健全育成に関する諸事業を実施する。 「夏休み親子木工教室」等の体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行う。	R2以前～ R10以降	92	社会教育課
青少年問題協議会運営事業			青少年の指導、育成、保護などに関する総合的施策の樹立のために必要な調査審議及び施策の実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整等を行う。 もって青少年の規範意識や自立心の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	184	社会教育課
青少年育成センター運営事業			青少年育成センターを設置し、青少年健全育成事業、相談、補導、環境浄化等を行う。 主に、補導員による夜間の街頭補導や、朝夕のあいさつ等の声かけを行う。	R2以前～ R10以降	1,804	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
基本施策28 次世代の学校・地域創生の推進						
(1) 学校・家庭・地域の連携の推進						
コミュニティ・スクール推進事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R3以前～ R11以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R3以前～ R11以降	2,827	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R2以前～ R10以降	5,302	社会教育課
放課後子ども教室事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	「放課後子ども教室」を実施する。 各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R2以前～ R10以降	1,853	社会教育課
家庭教育支援事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協働した家庭教育の支援を行う。	R2以前～ R10以降	424	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	2-(3)	スマイル エイジン グ	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R2以前～ R10以降	240	社会教育課
基本施策29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実						
(1) 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実						
公立大学法人山口東京理科大学運営事業			地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の設立団体である山陽小野田市に執行機関の附属機関として山陽小野田市公立大学法人評価委員会を設置し、同法人の業務の実績に関する評価等の事務を処理させる。評価委員会の組織及び委員その他評価委員会に関し必要な事項は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例で定める。	R1以前～ R7以降	96	大学推進室
公立大学法人山口東京理科大学授業料等減免補助事業			大学等における修学の支援に関する法律(以下、修学支援法という。)第8条第1項に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が行う授業料等減免について、同法第10条第3号の規定に基づき、公立大学法人の設立団体である市が当該減免に要する費用を支弁するもの。	R2～ R9以降	107,554	大学推進室
公立大学法人山口東京理科大学運営費交付金事業			地方独立行政法人法第42条に基づき、山陽小野田市が設立した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務の財源に充てるために、運営費交付金を交付する。	R1以前～ R9以降	2,041,666	大学推進室
公立大学法人山口東京理科大学運営基金積立事業			公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の健全な運営等を支援するため、山陽小野田市立公立大学法人運営基金条例に基づき基金を設置し、計画的に積み立てを行う。	R1以前～ R9以降	92,026	大学推進室
公立大学法人山口東京理科大学施設整備事業			平成28年4月に公立化した山陽小野田市立山口東京理科大学の教育研究活動に必要な校舎、研究機器類等の施設、設備の整備・充実を行う。	R1以前～ R6	343,259	大学推進室
基本施策30 芸術文化によるまちづくりの推進						
(1) 芸術文化を育む環境づくり						
市民館管理運営事業(文化ホール)		スマイル エイジン グ	市民の芸術文化の振興を図り、集会等の場を提供する施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R3以前～ R11以降	19,298	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
市民館管理運営事業(音響設備保守点検)			文化ホール音響設備は平成12年に設置され、平成19年度以降は定期的な保守点検を実施していない。 そのため、突発的なトラブルの危険性が高くなっていることから、安全で継続的な使用を図るために令和2年度から隔年で保守点検を実施する。	R3以前～ R11以降	440	文化スポーツ推進課
市民館維持整備事業(市民館整備事業)			令和5年度に消防署の立入検査が実施され、その結果、屋内消火栓設備に不備があり違反指摘事項の改善通知を受けたため、令和6年度に設計業務を、令和7年度に屋内消火栓設備更新工事を実施する。 なお、令和8年度以降に、直流安定電源(調光器盤・調光卓)設備改修や体育ホール照明設備改修を実施する予定である。	R3以前～ R11以降	627	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費(経常分)		スマイル エイジン グ	文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。	R3以前～ R11以降	43,170	文化スポーツ推進課
文化会館改修事業	3-(2)		館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する(令和6年度は3期工事)。 令和6年度は、大ホールステージ上の屋上防水工事を実施する。 また、令和5年度に完了した老朽化調査及び中長期整備計画に基づき、今後の整備範囲を見定めるとともに、令和7年度以降の改修に係る予算獲得に向けて財源の確保など早急に検討を進める。	R4～ R11以降	30,545	文化スポーツ推進課
(主催)アウトリーチ事業(臨時)			普段コンサートホールに行くことが難しい人にも、身近な場所で誰もが参加しやすい文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、地域交流センターや学校、保育所などの福祉・教育施設や民間施設等でアウトリーチ事業を実施する。 市民一人ひとりの文化習慣を高め、地域の文化力向上を目指し、レベルの高い企画を提供する。	R3以前～ R11以降	600	文化スポーツ推進課
(主催)子ども文化ふれあい事業			子ども達に多彩なアーティストによる優れた公演を間近に体験させることにより、豊かな感情や情緒を育み、創造的で個性的な価値観を養うため、不二輸送機ホールで市内全小学6年児童を対象に、芸術文化鑑賞会を夏休み前に実施する。 令和6年度は、月亭方正、瀧川鯉斗による上方落語及び太神楽を上演する。なお、コロナ禍前に実施していた一般観客向けの夜公演を再開する。	R3以前～ R11以降	3,236	文化スポーツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会		スマイル エイジン グ	市民が生のおけストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。	R3以前～ R11以降	531	文化スポーツ推進課
(主催)NHK公開番組		スマイル エイジン グ	NHK公開番組の収録が不二輸送機ホール等で事業ができるよう申請するとともに、実施が決定した際には市民が公開番組の収録に入場者として参加し、多様な芸術文化の鑑賞や体験ができるよう努める。	R3以前～ R11以降	217	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業		スマイル エイジン グ	本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R3以前～ R11以降	41,533	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館維持整備事業(溶解炉)			本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において、ガラスアート作品の制作に不可欠な設備である溶解炉、グローリーホール及び徐冷炉の定期的な小規模修繕を行うことで、設備の適正な維持管理を行う。	R3以前～ R11以降	600	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館修繕事業			きららガラス未来館の屋外キュービクルについて、令和3年度から電気保安協会より「腐食が著しく早めの対処が望ましい」と指摘があったことから、令和5年度に設計業務を委託し、令和6年度中に設備の更新を図る。 また、その土台部分についても大雨等の影響によりコンクリート部分が剥き出しになっているため、屋外キュービクルの更新に併せ、法面部分の修繕も行う。	R5～ R6	24,031	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)芸術文化活動の推進						
(主催)ピアノマラソン大会		スマイル エイジン グ	ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。 不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的的事业である。	R3以前～ R11以降	825	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭		スマイル エイジン グ	第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R3以前～ R11以降	359	文化スポーツ推進課
市民文化祭		スマイル エイジン グ	市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌) 出展数が減少していることから、出品者の創作意欲を維持するため、また展覧会の来場者を増やすための手法として、令和5年度から会場をおのだサンパーク2階大催事場としたほか、著名な作家の作品を会場に展示する特別展を実施した。これらについては、令和6年度以降も引き続き行う。	R3以前～ R11以降	351	文化スポーツ推進課
児童生徒書道展			書道の理解と普及を図るとともに市民文化の向上に寄与するため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生から作品を募集し、出展作品を市内商業施設(おのだサンパーク2階大催事場)に展示する。	R3以前～ R11以降	133	文化スポーツ推進課
民間連携による文化活動の場づくり事業		スマイル エイジン グ	活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。	R3以前～ R11以降	47	文化スポーツ推進課
かるた振興委員会設置事業	3-(2)		かるた振興委員会は12名で構成されており、メンバーは、永世クイーン、元クイーン、山陽小野田かるた協会、小中学校、高校、理科大等である。 小倉百人一首かるたの普及振興及び活用に関し市民から意見を聴取することで、効果的な事業を実施するために設置している。	R3以前～ R11以降	48	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業		スマイル エイジン グ	文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R3以前～ R11以降	1,100	文化スポーツ推進課
龍王伝説保存会の育成・支援、補助事業			山口きらら博で発表した創作舞踊「龍王伝説」を継承・発展させるために結成された龍王伝説保存会へ補助を行い、活動を支援する。(平成17年に保存会結成)	R3以前～ R11以降	180	文化スポーツ推進課
市内学校関係の育成・支援、補助事業			市内小・中学校及び高等学校の文化芸術活動を支援するため、全国大会等へ出場する者へ補助金を交付するなど、支援を行う。	R3以前～ R11以降	305	文化スポーツ推進課
第24回全国中学校総合文化祭山口大会臨時分担金助成事業			市内小・中学校及び高等学校の文化芸術活動を支援するため、毎年「山口県中学校文化連盟分担金」を助成しているが、令和6年度は山口県が引き受けのため「全国中学校総合文化祭山口大会臨時分担金」も助成する。	R6～ R6	155	文化スポーツ推進課
ガラス文化推進事業	3-(2)		市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人がガラス文化に興味を持つきっかけになるとともに、きららガラス未来館をPRL来館を促すことで、本市特有のガラス文化の推進を図る。 また、公共施設等に展示している市所有のガラスアート作品を定期的に展示替えを行い、市民が身近に様々なガラス作品を鑑賞する機会を提供する。	R3以前～ R11以降	382	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ガラスアート作品貸出し支援事業	3-(2)		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵している竹内傳治先生のガラスアート作品13点と現代ガラス展受賞作品27点の計40点を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。 そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要がある場合の運搬費用を計上する。 今後はガラスアート作品単品でも条件を満たせば、貸し出しできるよう要綱改正を行う予定である。	R4～ R11以降	50	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業	3-(2)		本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなど、ガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。 当該施設は、指定管理により小野田ガラス㈱が運営しており、ガラス造形作家が、自身のガラス作家活動しながら体験学習の指導等に従事している。 故に、小野田ガラス㈱と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上に加え、ふるさと納税の増加等を図る。 なお、令和5年度からは、当該事業の主たる部分を小野田ガラス㈱に委託し、ブランドの運営・発展を推進していくこととしている。	R3以前～ R11以降	2,415	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	3-(2)	スマイル エイジ ング	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R3以前～ R11以降	635	文化スポーツ推進課
芸術文化アドバイザー設置事業			芸術文化活動の活性化及び本市の特色を活かした芸術文化によるまちづくりの推進を目的に、専門的な立場からの助言を得るため、芸術文化アドバイザーを設置している。 現在は、ガラス、かるた競技、音楽のアドバイザーを設け、各種文化事業の開催に当たり助言を得ることで、事業内容の充実を図っている。(各分野2名/合計6名)	R3以前～ R11以降	200	文化スポーツ推進課
不二輸送機ホール開館30周年記念事業		スマイル エイジ ング	令和6年度に、開館30周年の節目を迎える不二輸送機ホールにおいて、記念事業として著名人による公演を開催する。	R6～ R6	2,346	文化スポーツ推進課
(主催)宝くじ文化公演事業			一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじ文化公演事業を活用し、市の主催事業として、上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を実施し、市民に芸術文化に触れる機会を提供するとともに芸術文化によるまちづくりの推進を図る。 令和6年度は「アニソンファンタジックコンサート」の開催内定を受けていることから、不二輸送機ホール開館30周年記念事業の冠を付し、広く誘客を促していく。	R6～ R11以降	831	文化スポーツ推進課
(3)文化財の保護・活用						
文化財の保存・活用			指定・未指定文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとるほか、所有者等への管理委託を行う。	R2以前～ R10以降	1,766	社会教育課
「ふるさと文化遺産」登録・活用			評価が厳選される指定文化財以外にも、地域の財産として親しまれ大切にされている文化的財産は多く、そのような財産を「ふるさと文化遺産」として登録し、一定の価値づけを行い、市民のアイデンティティ確立とあわせ、ふるさと学習での活用を図る。 地域交流センターや小中学校で講演会や出前講座を開催し、多くの市民へふるさと文化遺産の周知を図る。 今後もふるさと文化遺産の登録に向け、調査研究を行う。	R2以前～ R10以降	55	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
旦の登り窯保存事業			市指定文化財である旦の登り窯は、本体の老朽化が著しく、また覆屋や木製の柱の一部が破損または腐食している状態である。 指定文化財に損害を与えるだけでなく、近隣の住民にも被害が及ぶ恐れがあるため、計画的に修理をする。 登り窯については、有識者の意見も聞きながら、今後の保存について検討する。	R2以前～ R11以降	500	社会教育課
山下記念館 解体工事			昭和8年に厚狭図書館として完成し、その後図書館の移転に伴い、民俗資料保存館に転用された。建物自体にクラックが入り、耐震化もされておらず、安全確保ができていないため、現在は利活用されていない。今後も利活用は困難な状況のため、令和5年度に建物を解体し、跡地は今後売却予定である。令和6年度は解体後の事後家屋調査を実施する予定である。	R4～ R6	4,850	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営事業			施設(昭和57年開館)を適切に維持管理。利用者が本市の歴史・文化を学習できる環境を整える。企画展が開催されていない期間には、常設展示を充実させ、利用者の学習意欲に応える。また、見学やイベント、出前講座などを通して学校・地域・他機関などと連携した事業を行う。収蔵資料を適切に保存・管理し、後世へ継承する。	R2以前～ R10以降	4,125	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営事業(企画展)			歴史・文化財について広く学習でき、興味関心を持ち、郷土愛の醸成につながるような企画展・講演会を開催する。歴史学、民俗学、考古学分野、様々なテーマで開催し、山陽小野田市の歴史への理解を深めることを目的とする。	R2以前～ R10以降	1,337	社会教育課

基本施策31 スポーツによるまちづくりの推進

(1)スポーツに取り組む環境づくり

市民館管理運営事業(体育ホール)		スマイル エイジン グ	市民体育(スポーツ)の振興を図り、イベントが開催できる施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R3以前～ R11以降	4,577	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業		スマイル エイジン グ	体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。 体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施する。や体育施設備品の購入を行う。	R3以前～ R11以降	57,784	文化スポーツ推進課
施設維持管理事業			体育施設を適切に維持管理するために必要な工事・修繕を計画的に実施する。 【対象施設】 市民体育館、武道館(弓道場)、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、 下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場、赤崎運動広場 ※施設全体の大規模改修等については個別に事務事業を作成する。	R3以前～ R11以降	36,541	文化スポーツ推進課
市民体育館整備事業	3-(2)		市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行う。 令和6年度については実施設計を行う。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図る。	R5～ R11以降	30,000	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
(2)スポーツ活動の推進						
レノファ山口とのパートナーシップ事業	3-(2)	スマイル エイジン グ	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R3以前～ R11以降	800	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	3-(2)	スマイル エイジン グ	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R3以前～ R11以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	3-(2)	スマイル エイジン グ	令和6年8月下旬に開幕するパリ・パラリンピックに向けて、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を強力に進めるため、市内での合宿に対する支援、市民との交流事業を実施する。	R3以前～ R11以降	1,600	文化スポーツ推進課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業		スマイル エイジン グ	令和4年度にスポーツ庁及び文化庁から提言のあった「休日の部活動における地域移行」について、本市でも中学生年代の文化・スポーツ環境の適切な整備を図るため、国や県の動向を踏まえながら、市教育委員会やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、文化協会等と連携し、本市の実情にあったスキームの構築を図る。	R6～ R11以降	150	文化スポーツ推進課
「地域スポーツの活性化とまちづくり」シンポジウム開催事業	3-(2)		中学生の運動部活動の地域移行を背景とした、市内にある様々なスポーツ団体の連携を図りたいことから、地域スポーツを取り巻く環境や将来像について意見を交わすとともに、山陽小野田市モデル構築のヒントを見出すため、(一財)自治総合センターが公募している「令和6年度シンポジウム助成事業」に応募し、採択されたことから「地域スポーツの活性化とまちづくり」に関するシンポジウムを市民館(文化ホール/定員445人)で開催する。	R6～ R6	2,334	文化スポーツ推進課
競技スポーツ推進事業		スマイル エイジン グ	市スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R3以前～ R11以降	5,344	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業		スマイル エイジン グ	市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。	R3以前～ R11以降	385	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業		スマイル エイジン グ	競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全10回程度、300名程度	R3以前～ R11以降	1,314	文化スポーツ推進課
スポーツによるまちづくり推進委員会			山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画の策定、進捗管理などを行うとともに、市のスポーツ施策について意見を聴取し参考とするため、山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進委員会を設置する。	R3以前～ R11以降	68	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業		スマイル エイジン グ	児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。	R3以前～ R11以降	1,460	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業		スマイル エイジン グ	西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和6年度で41回を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 【開催時期】3月(4日間) 【試合会場】市内サッカー場・運動広場ほか ※市外の会場でも開催	R3以前～ R11以降	2,299	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業		スマイル エイジン グ	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ベタンク、アジャタの5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。	R3以前～ R11以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業		スマイル エイジン グ	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に厚陽地区で市民マラソン大会を継続開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km(男女、学生・一般別に開催)	R3以前～ R11以降	420	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	3-(2)	スマイル エイジン グ	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R3以前～ R11以降	66,626	文化スポーツ推進課
スポーツ交流施設管理・運営業務			スポーツによるまちづくりを推進するため、レノファ山口FCの練習拠点を兼ねる施設として整備したスポーツ交流施設を適切に管理運営する。	R3以前～ R11以降	4,847	文化スポーツ推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策32 効率的で効果的な行政運営						
(2)官民連携の推進						
PPP推進事業			老朽化が進む公共施設が多く、更新や大規模修繕が避けられない中、持続可能な行政運営のためには、PPP/PFIを活用した民間のノウハウの導入と行政サービスの質の向上、効率化が有効である。今後、施設の整備等を行う場合には、従来型手法に加えて官民連携手法の導入を検討するほか、必要に応じてサウンディングを実施する。また、具体化する案件については、関係省庁との協議を重ね、交付金や有利な起債の活用を積極的に検討する。	R3以前～ R11以降	200	企画課
(3)適正な組織体制の確立						
職員採用事務			地方公務員法第17条から21条に規定する市職員の採用に係る業務 計画的な職員採用により、組織の状況に応じた人員配置を行い、組織の活性化に繋げる。また質の高い職員を採用することにより、市民サービスの向上を図る。	R2以前～ R10以降	1,397	人事課
人事異動事務			人事評価、自己申告書、人事ヒアリング等の結果を参考に、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握することで組織の状況に応じた適正な人材配置を行う。 また、令和4年度から事務応援制度を開始し、部を越えて職員の事務応援を可能としたことで、業務の平準化を図っている。	R2以前～ R10以降	185	人事課
人事給与システム構築・運用事業		デジタル 化	令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 令和6年度以降も引き続き、給与制度改正への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守が必要である。	R2以前～ R10以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業		デジタル 化	令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をデータ上で入力・処理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により、これまで紙で行ってきた業務がデータ化され、業務の迅速化やデータ活用等に繋がり、職員の負担を大幅に軽減させることができている。また、紙による人の接触機会が減るため感染症対策にも寄与している。 令和6年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を実施しながら運用していく必要がある。	R3～ R10以降	11,352	人事課
人事給与システム改修事業			公務員制度改革における会計年度任用職員への勤労手当支給開始について、既存人事給与システムを改修することにより、対応可能とするもの。 会計年度フルタイム及び会計年度パートタイム職員に対して、勤労手当が支給できるよう法令が改正されることにもなうシステム整備を実施する。	R6～ R6	1,801	人事課
(4)職員の資質の向上						
職員研修事業			職員の資質向上を図り市民サービスの向上に資するため、山口県ひとづくり財団が実施する研修へ職員を派遣するほか、庁内研修を実施する。また、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、日本経営協会など、外部研修機関が実施する研修へ派遣する。特に、若年層の職員を中心に、成長を実感しながら活躍することができるよう、自身のキャリア形成について考え、仕事や能力開発への意欲を向上させる機会となる研修を充実させていく。	R2以前～ R10以降	2,093	人事課
人事評価制度事業			令和5年度から、これまで試行実施してきた、新たな人事評価制度(能力評価・業績評価)を本格運用することとした。 これに伴い、令和6年度には人事評価結果が勤労手当の成績率に反映されることとなっている。 人事評価制度は、職員個々のモチベーションの向上、組織の活性化及び業務の効率化を図っていく人材育成ツールでもあるため、職員の制度理解を深めより良い制度へしていく必要がある。	R2以前～ R10以降	1,000	人事課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
職員資格取得助成事業			職員の積極的な自己成長を促すことで、市職員の資質の向上及び公務の円滑な執行による市民サービスの向上に資するため、予算の範囲内において資格取得助成金を交付する。 対象となるのは、業務効率や市民サービスが向上すると認められる資格の取得等 【助成の概要】 ・対象資格の検定料又は受験料及び登録料:2/3助成 上限2万円 ・資格の取得に義務付けられ、または、関連性が高いと認める研修等の受講料や教材費等の経費:1/2助成 上限3万円 ・公務能力の向上に資する研修等を受講するために必要と認められる経費:1/3助成 上限1万円 ※事前申請の上、資格取得(合格)を要件に助成金を交付する。	R5～ R10以降	300	人事課
(5)デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化						
行政改革検証事業			平成31年3月に策定した第一次行政改革プランの行動計画の各項目について、毎年度終了後に行政改革推進審議会を開催して、取組状況を検証することにより、審議会委員の意見を更なる取組推進につなげる。	R3以前～ R11以降	94	企画課
RPA及びAI-OCR導入・活用事業		デジタル化	他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2～ R11以降	2,275	デジタル推進課
キャッシュレス決済事業		デジタル化	令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5～ R9以降	272	市民課
デジタル化推進事業		デジタル化 理科大	将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R3～ R11以降	6,200	デジタル推進課
公衆無線LAN整備事業		デジタル化	近年、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の普及や、外国人旅行者の増加、災害時の情報伝達手段として公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用できる環境の整備が求められている。 しかしながら、市内にはコンビニエンスストア等の民間企業により整備された無料Wi-Fiは多数存在するものの、公が管理する施設への整備は行われていない状況である。 市民及び来訪者が利用できる無料のWi-Fiを整備することは、市民等の利便性の向上に資するものであり、早急な整備を行い、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進に対応する。	R3～ R11以降	196	デジタル推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
デジタルを活用した地域づくり推進事業		デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング	持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。将来的には、電子地域ポイントの導入も検討する。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R11以降	500	デジタル推進課
デジタルデバインド対策事業		デジタル 化	スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程にあって、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センターや地域、シルバー人材センター等と連携して、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。	R4～ R7	400	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用にも広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R7	43,006	デジタル推進課
高度無線環境整備推進事業			令和2年度から令和3年度にかけて総務省の補助事業を活用し、厚陽地区に光インターネットの整備を実施した。 エリア整備したことによる当事業の効果(光インターネットの加入状況等)を把握し、今後の光ファイバ網整備の参考とするため、調査を実施する。 また、調査で得た回答結果(エリア内の各世帯のWi-Fi設置数)については、総務省の補助事業のR6中間報告及びR7最終報告の数字として報告する。	R6～R7	166	デジタル推進課
電子申請サービス更新事業			電子申請サービスについては、平成21年9月から県下11市町で構成された山口県市町共同電子申請推進協議会(平成26年4月からは構成自治体が8市町へ縮小)において、共同利用しているが、令和4年度に山口県を主体とする共同利用サービスに移行したことで、経費節減を図っている。	R4～ R10以降	264	デジタル推進課
マイナンバーカード等交付関連事務事業		デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。	R2以前～ R10以降	5,479	市民課
マイナンバーカード申請支援事業		デジタル 化	職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体、施設や外出困難者の自宅等への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。	R2以前～ R10以降	690	市民課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ワンストップサービス事業 (有帆・本山郵便局特定の 証明発行サービス事業)			平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等の証明書発行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有帆郵便局でこのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。	R2以前～ R10以降	999	市民課
公園通出張所事務事業 (経常)			市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。	R2以前～ R10以降	191	市民課
厚陽出張所事務事業			公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。	R2以前～ R10以降	364	市民課
証明書コンビニ交付事業		デジタル 化	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R2以前～ R10以降	11,881	市民課
証明書等自動交付事業		デジタル 化	窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進の取扱いを本市では、令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R3～ R10以降	940	市民課
申請書作成支援事業		デジタル 化	市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R3～ R10以降	436	市民課
南支所運営事業			南支所は市の南部に位置し、特に本山・赤崎・須恵(南部)地区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	R2以前～ R10以降	588	南支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。 令和3年度から南支所にも統合端末等を設置し、マイナンバーカードを保有している方の住所異動等、一部の手続きを行っている。	R3～ R10以降	374	南支所
支所等運営事業			山陽地区住民の利便性を確保するため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害等の被害発生時には本庁関係課と連絡調整を行う。	R2以前～ R10以降	1,558	地域活性化 室
支所等運営事業(臨時)			厚狭地区複合施設の印刷機の契約期間が令和7年3月15日で終了する。現在の契約を見直し、オプションで契約しているフィニッシャーを外して新たにリース契約を締結する。	R3以前～ R11以降	67	地域活性化 室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
旅券の発給に関する事務			旅券事務の具体的な取扱業務の内容としては、一般旅券の発給申請に係る書類等の受理・交付、一般旅券の残存有効期間同一旅券申請に係る書類等の受理・交付、一般旅券の紛失、焼失又は盗難に係る書類等の受理、一般旅券の返納等である。	R2以前～ R10以降	414	パスポートセンター
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続を随時行う。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きの支援を継続することで、カードの利用促進を図る。	R2以前～ R10以降	1,017	市民窓口課
電子入札導入事業		デジタル 化	これまで入札参加者が市役所へ赴き、紙により行っていた入札をインターネットを利用した電子入札を実施することにより、事務の効率化、応札者のコスト軽減、入札参加機会の拡大などのメリットがある。 このため、電子入札システムの導入を図り、デジタル化を推進する。	R6～ R11以降	5,991	監理室
基本施策33 効率的で効果的な行政運営						
(1)自主財源の確保						
個人市県民税賦課事務			地方税法や市条例に則した適切な賦課を行うため、給与支払報告書・公的年金報告書・市県民税確定申告書等の賦課資料を精査する。内容については当初賦課後に全件チェックを行い、課税漏れがないか調査を行う。毎年、当初賦課は5月・6月。変更があったときは逐次更正を行う。	R2以前～ R10以降	10,064	税務課
法人市民税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適切な賦課を行うため、事業年度終了後2ヶ月以内に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行う。また県税事務所からの通知に基づき更正決定を行う。	R2以前～ R10以降	235	税務課
軽自動車税賦課事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行う。	R2以前～ R10以降	1,519	税務課
市たばこ税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適切な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばこ税申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	R2以前～ R10以降	67	税務課
入湯税申告納付事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	R2以前～ R10以降	67	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(土地)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、分合筆等異動のあったものについては、土地の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて10月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	R2以前～ R10以降	545	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(家屋)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて6月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	R2以前～ R10以降	405	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(償却資産)			償却資産の所有者から、毎年賦課期日(1月1日)現在の償却資産の状況について1月末日までに申告があり、提出された申告書に基づき増加資産、減少資産のデータ入力を行い、3月末日に価格を決定し、賦課する。	R2以前～ R10以降	727	税務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
固定資産(土地)総合鑑定 評価業務			3年に1度の固定資産(土地)評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定士による鑑定評価・路線価の算定及び地価の変動に伴う毎年度の時点修正業務を行う。	R2以前～ R10以降	12,100	税務課
GIS固定資産データ更新 事業			平成18年度に導入した地理情報システム(GIS)は、平成24年度以降毎年土地の分合筆のデータ更新を行っており、毎年 の異動に応じて情報を更新する。これにより市内全域の土地・ 家屋情報の把握が迅速かつ容易になっている。なお、航空写 真と重ねることにより、資産の位置関係の把握、立ち入りの難 しい土地の推測、実際の使用状況に応じた区分けの目安、滅 失建物の同一性確定等、非専門職である事務職員が少人数 で事務を遂行するにあたり、適切で公正な賦課業務を遂行す るにあたり不可欠な資料兼ツールである。また、窓口における 市民の自己財産に関する問合せにおいて、市民の理解をス ムーズに得ることが出来、市民に対する課税説明の満足度 においても貢献している。	R2以前～ R10以降	2,805	税務課
確定申告支援システムに 係る申告書データ eTAX 送信対応業務		デジタル 化	平成29年から地方自治体で受ける確定申告について、専用 回線を利用してeTAXへの引継が可能になったことから、国や 県より平成30年度からの電子データでのやり取りを強く求めら れている。現在は紙ベースであり、職員2名体制で税務署への 運搬を行っている。個人番号が記載された申告書もあること から番号漏洩について細心の注意が必要であり、運搬等の作 業を軽減させるためにも電子データ化に向けてシステムを構築 する。	R5～ R10以降	1,188	税務課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			県内5市2町による住民情報系システム(やまぐち自治体クラ ウド)の共同調達において、帳票印刷・封入封緘業務の外部委 託を行う。	R2以前～ R10以降	7,561	税務課
軽自動車関係手続オンラ イン化対応事業		デジタル 化	令和4年度において、軽自動車の保有関係手続きのオンライン 化に伴い、賦課業務に必要な情報を市の基幹税システムに取り 込むためのシステム改修及び軽自動車税種別割の納税情報 を、オンライン上で確認可能とするためのシステム改修も同 時に行った。 これにより、軽自動車検査協会が軽自動車税種別割の納税情 報をオンライン上で確認可能となり、口座振替者や窓口での車 検用納税証明書発行業務の軽減が図られる。	R5～ R10以降	700	税務課
軽自動車手続関係オンラ イン化対応事業(臨時分)		デジタル 化	令和5年1月から軽自動車保有関係手続きのワンストップサー ビス(軽OSS)、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が運 用開始されたが、対象は軽自動車(三輪・四輪)であった。「令 和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月 20日閣議決定)において、「二輪の軽自動車(軽二輪)及び二 輪の小型自動車(小型二輪)に係る軽自動車申告手続につい ては、令和7年中にオンライン化する」と明記された。これによ り、軽OSS・軽JNKSの対象に「軽二輪・小型二輪」が追加され るため、基幹税務システムの改修を行う。 また、システム障害や災害等により軽JNKSが停止したときに、 メインセンタ停止時点と概ね同一のデータベースを保有する バックアップセンタに切り替えることで、平常時と同様の業務継 続を可能とするシステムが構築される。そのため、バックアップ センタへ接続するため、ネットワークの設定変更を行う。	R6～ R6	1,705	税務課
収納管理業務			納税環境を整備し、市税の納期内納付を推進し、滞納発生の 抑制を図る。また、滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分 (差押)の執行、正確な担税能力の把握により、早期の滞納解 消を目指す。	R2以前～ R10以降	51,709	税務課
地方税共通納税システム 対応事業			納税者が、複数の地方団体の地方税を一括して納税でき、地 方団体は、納入済通知書の代わりに納付情報を電子データで 受け取ることができるシステム対応事業である。	R2以前～ R10以降	1,810	税務課
預金調査電子化事業		デジタル 化	昨今のデジタル化の推進に市税滞納者の預金調査を紙媒体 による調査依頼・回答形式から電子化する。 これまでの郵送による照会に比べ、格段に速報性が上がり、効 率的、効率的な滞納整理を実施する。	R5～ R10以降	502	税務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
口座振替データ伝送事業		デジタル 化	これまでフロッピーディスクやDVDの持込により行ってきた口座振替データを伝送化する。 本市の全ての指定金融機関、収納代理金融機関がシステムを利用してのデータ伝送が可能となる。	R5～ R10以降	850	税務課
企業版ふるさと納税PR事業			平成28年の地域再生法の改正により、市が申請し、内閣府の認定を受けた地域再生計画で計画している事業について企業から寄附を受けることができる(地方創生応援税制)。地方創生の取組充実を目指し、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用するため、計画認定を受ける。 R6年度からは、これまで以上に市の事業を広くPRし、市の事業に共感してくださる企業を発掘する。 効率的なPRのため、市の事業と親和性の高い企業を選定し、直接的なアプローチをするため、マッチング業者の活用を行う。	R6～ R11以降	200	企画課
市有財産売却事業			市有財産管理運用指針に基づき、遊休資産として利用見込みのない普通財産の売却や貸付等により自主財源の確保を図るとともに必要な整備を行う。また、将来的に未利用となることが想定される公共施設についても、発生が想定される時点から活用方針の検討など対応に取組む。	R2以前～ R10以降	800	財政課
ふるさと山陽小野田応援事業			本市では、平成20年7月からサポート寄附金(ふるさと納税)をスタートし、平成28年度から更なる自主財源の確保及び地域経済の活性化等を目的として、寄附者に対して返礼品送付を開始した。現在は、自治体間競争が激しくなる中で、返礼品掲載サイト数を増やして寄附機会の増大を図るとともに、納付方法の簡素化・多様化を実施し、寄附者の利便性拡大に努めている。 令和6年度から、受発注業務、返礼品開発業務、ポータルサイトの編集、運営業務の委託先を変更し、更なる寄附の拡大につなげる。 5割ルールの改正により、返礼品に対する寄附額の増額を余儀なくされたため、今まで以上に市及び市の返礼品の魅力を首都圏を中心にした寄附者にいかに認知して貰うかのPRが重要となる。	R2以前～ R10以降	81,744	シティセールス課
ふるさと支援基金(サポート寄附)積立事業			寄附者の意思に応じた事業にサポート寄附金(ふるさと納税)を活用するため、山陽小野田市寄附条例に基づいて、寄附金をふるさと支援基金に積み立てる。 なお、令和6年度より、積立額は寄附額から必要経費を差し引いた額を積み立てることとする。	R2以前～ R10以降	84,245	シティセールス課
協創によるまちづくり提案事業			協創の考え方を共有した市民活動団体等から、地域課題解決などに資する公益的事業について提案を受け、優れた提案に対し、その実施経費をふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより支援する。団体等と適切で良好なパートナーシップを築き、地域課題や社会課題の解決に向けた新たな取組を実施することで、協創によるまちづくりを推進していく。また、政策提案機会の拡大を通じて、シビックプライドの情勢を図りつつ、市民活動団体等の活動の活性化を支援し、まちづくりの担い手の育成をはかる。 また、事業の決定方法については、市職員で構成する審査会において提案された事業を審査し、支援する事業を決定する。	R5～ R10以降	15,000	シティセールス課
現地型ふるさと納税導入事業			本市にとって貴重な観光資源であるゴルフ場、飲食店、宿泊施設、体験型施設等に「現地型ふるさと納税」の仕組みを導入し、市外在住来場者のサポート寄附(ふるさと納税)の促進を図り、自主財源を確保する。 また、「現地型ふるさと納税」の設置を広く周知することで、来場者の増加を促し、「ゴルフ」や「食事」、「宿泊」、「体験」をきっかけに、本市の認知度の向上及び関係人口の増加を図る。	R5～ R10以降	4,870	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
オンラインワンストップ申請 機能導入事業			現在、本市にサポート寄附(ふるさと納税)を行う際、ワンストップ申請を希望される方は、マイナンバーカードを取得されている方も紙媒体のみでの申請となっており、寄附控除の申請手続きが煩雑となっている。 本市が利用している寄附者管理システムにオンラインワンストップ申請機能を追加することで、マイナンバーカードを取得している寄附者の寄附控除申請をオンライン化し利便性の向上を図るとともに、手続きを簡略化することで、本市を寄附先として選択して貰える方の増加を図り、自主財源の確保につなげるもの。	R5～ R10以降	553	シティセールス課
(2)財政の安定的運営						
予算編成事務			実施計画に基づき事業の選択と集中に努め、「最少の経費で最大の効果を上げる」予算編成を行う。 また、健全財政を堅持するため、各種財政指標の推移を注視し、長期的な視野に立った計画的な予算編成に努める。	R2以前～ R10以降	316	財政課
地方債償還事業			実質公債費比率の推移を注視しながら、地方債の発行に際しては、交付税算入額を考慮し、単年度の公債費が過大とならないよう努める。	R2以前～ R10以降	3,590,760	財政課
基金積立事業			基金の推移としては、令和4年度末の財政調整基金残高は約48億円と一定の金額は確保しているが、原油高・物価高騰等に伴う諸経費の増嵩など先行きが不透明な状況が続いており、今後においても、多額の一般財源が必要となることが予測される。 今後の基金の運用としては、各基金の目的に沿った運用を適切に行うとともに、改訂版財政計画において、財政調整基金の取り崩しに頼らない財政運営を行うことで、収支の均衡を図りながら、将来負担を踏まえた基金の積立を行うこととしており、それらを踏まえ積立を行っていく。	R2以前～ R10以降	337	財政課
一時借入金利子償還事業			日々の資金繰りの中で歳計現金の不足を補うため一時借入を行っており、借入日数に応じて、その利息を支払う。	R2以前～ R10以降	3,000	財政課
公金総合保険加入事務			市で取り扱う公金について、火災・盗難等の損害に備え公金総合保険に加入するものであり、保険への加入にあたり、毎年度「2月末の住基人口数×1.96円」を保険料として支払っている。	R2以前～ R10以降	117	財政課
教育に関する事務の点検・ 評価にかかる外部識者活用事業			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しているが、同条により点検及び評価に際し、学識経験者に意見を聴くものとされている。	R2以前～ R10以降	18	教育総務課
基本施策34 市政への市民参画の推進						
(1)市政情報の発信						
ホームページを活用したまちの 魅力発信事業		スマイル エイジ ング	ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R2以前～ R10以降	1,568	シティセールス課
広報紙発行事業		スマイル エイジ ング	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R2以前～ R10以降	16,034	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
広報活動記録事業			市の記録写真や映像は、市の歴史や魅力を伝える資料として重要なものであり、広報活動による記録を保存することは必要不可欠である。ネットワークハードディスクは、広報編集用のデータ共有機材として使用するほか、市内外で行われるイベント等の写真・映像データを後世に残す保存用機材としても使用している。万が一のディスク破損によるデータ損失を防ぐため、ディスクの寿命にあわせて入れ替える。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	シティセールス課
市政情報発信事業		スマイル エイジン グ	市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R2以前～ R10以降	327	シティセールス課
市政情報発信事業(コミュニティFM)			市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFMスマイルウェーブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回55分週1回)を放送する。	R2以前～ R10以降	4,643	シティセールス課
広報紙編集用機器リース事業			広報紙の編集には、パソコン等のDTP(デスクトップパブリッシング)機器や複合機が必要である。 DTP機器はリースにて導入し、シティセールス課において広報紙の編集を行う。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。 複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	R2以前～ R10以降	1,502	シティセールス課
LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業		スマイル エイジン グ	本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、X(旧Twitter)(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとしてLINEアプリを令和4年度に導入した。今後LINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。	R2以前～ R10以降	1,848	シティセールス課
出前講座運営事務		スマイル エイジン グ	市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R2以前～ R10以降	12	生活安全課
(2)市民参画の機会づくり						
まちづくり懇談会業務			市政に広く市民の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考とするため、市内の団体からの申込を受けて、テーマに沿って意見や情報を交換する。	R2以前～ R10以降	11	生活安全課
要望・苦情処理業務			市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情等を積極的に受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答している。	R2以前～ R10以降	12	生活安全課
市民相談業務			市民を対象に、職員による市民生活相談を行う。相談内容によって、担当課・他の機関・弁護士相談等を紹介し、紹介できないものについても、可能な範囲で支援に努める。	R2以前～ R10以降	2	生活安全課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
法律相談業務			市民の抱える法律問題の解決への糸口とするため、弁護士及び司法書士による無料の法律相談事業を実施する。	R2以前～ R10以降	672	生活安全課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
情報公開事業	○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。	R2以前～ R10以降	66	総務課
個人情報保護事業	個人情報の保護に関する法律及び市個人情報保護法施行条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定めるとともに、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報ファイル簿をWEBシステムにより管理する。	R2以前～ R10以降	300	総務課
例規関係事務事業	○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。	R2以前～ R10以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	○ 訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○ 行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○ 住民投票条例に基づく総括事務 ○ 直接請求(条例制定改廃等)の事務 ○ 法令等の運用・解釈の助言・指導 ○ 法令集・解釈書等の整備	R2以前～ R10以降	2,116	総務課
文書管理事務事業	○ 文書事務の総括 ○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書通送 ○ 文書事務に係る消耗品の一括購入 ○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理	R2以前～ R10以降	23,732	総務課
公印管理事業	○ 公印規則による適正な公印の管理 ○ 公印の新調・廃止 ○ 公印台帳の整備	R2以前～ R10以降	20	総務課
文書管理事務事業(臨時分)	現行の紙折り機は平成16年に購入し、購入後19年が経過し劣化が著しく、紙詰まりなどの不具合が多発し、業務に支障が生じている状態である。印刷・製本機器の耐用年数は10年であり、その期間を超過し修繕部品の保証もないため、機器の更新を図る。	R6～ R6	627	総務課
文書管理システム運用事業	令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R3～ R10以降	7,577	総務課
庁舎管理事業	○ 本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○ 計画的な改修・修繕の実施	R2以前～ R10以降	53,626	総務課
庁内放送・庁内電話管理事業	○ 市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○ 代表電話にかかってくる外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。	R2以前～ R10以降	4,620	総務課
表彰関係事業	○ 国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○ 市の功労者一般表彰等 ○ 市のスポーツ文化功労者等の表彰	R2以前～ R10以降	275	総務課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
固定資産評価審査委員会 事務	○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。	R2以前～ R10以降	51	総務課
他に属さない事務事業	○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括	R2以前～ R10以降	435	総務課
庁舎管理事業(産業廃棄物処理業務)	○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R2以前～ R10以降	687	総務課
本庁舎環境改善事業	本庁舎敷地内の老朽化した建物の解体及び代替倉庫の建設を行う。	R2以前～ R7	38,707	総務課
行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	R2以前～ R10以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。	R2以前～ R10以降	990	総務課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平委員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R2以前～ R10以降	846	総務課
山陽小野田市庁舎建設整備基金事業	令和3年度に耐震工事が終了し、庁舎の長寿命化を図ったが、十数年後には庁舎の建設又は大規模な整備の検討が必要になる。庁舎建設等には多額の経費が必要となるが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。また、この基金を活用することにより、庁舎建設時の市の財政負担を軽減するとともに、将来世代への負担も軽減することができ、税の平準化に資することが可能となる。	R3～ R10以降	101,900	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
庁舎管理事業(臨時)	○公用車用駐車場等、本庁舎外構を整備し、本庁舎敷地の運用の適正化を推進する。	R6～ R11以降	5,049	総務課
市長の秘書に関する業務	市長及び副市長が職務に専念できる執務環境を確保するとともに、市政に関する重要事項を審議する庁議を設置することにより、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	R2以前～ R11以降	3,465	総務課
基幹統計調査の実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	R2以前～ R11以降	3,036	総務課
調査員確保対策事業	山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。	R2以前～ R11以降	17	総務課
山口県統計協会負担金負担事業	統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金(法令外)を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。	R2以前～ R11以降	7	総務課
新型コロナウイルス等感染症対策基金事業	イベントの中止等に伴い不要となった一般財源や寄附金を活用して基金に積み立てることで、新型コロナウイルス等感染症の影響に伴う市民への生活支援、事業者への経済支援、新たな感染症の発生を想定した事前の備え等を実施するに当たって財源として活用し、もって市民の安全安心の確保と市内経済の活性化に寄与することを目的とする基金の造成等を行うもの。	R2以前～ R10以降	2	総務課
職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務遂行できる環境を整え、職員の健康管理を図る。 ストレスチェックによる集団分析等による一次予防の実施や職場環境の改善、長時間労働や業務負担増による労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見のための産業医等の面談・カウンセリングを実施している。	R2以前～ R10以降	7,632	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。	R2以前～ R10以降	500	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。 各種給付金の給付事業や、人間ドック利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	R2以前～ R10以降	3,300	人事課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。	R2以前～ R10以降	2,010	税務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
第二次山陽小野田市総合計画改訂事業	第二次山陽小野田市総合計画は、平成30年度から令和11年度までの12年間を計画期間としている。この計画期間は、前期4年、中期4年、後期4年の3期に区分される。このため、令和6年度においては、後期基本計画を策定するに当たって、中期基本計画の進捗を管理するためのアンケート調査を実施し、後期基本計画策定に着手する。 また、中期基本計画を策定する際には、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化しているため、後期策定時においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。	R3以前～ R11以降	640	企画課
財務会計システム構築・運用事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題であった。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、旧財務会計システムとは別システムとなっていた起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R2以前～ R10以降	13,397	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。 また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。 職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R2以前～ R10以降	143	財政課
管理自動車管理・運行事業	市の業務に必要不可欠な管理自動車の管理、運行及び整備に関する事業であり、管理自動車の一元管理による公平な車両供給と効率化及び維持管理費の軽減を図る。	R2以前～ R10以降	13,781	財政課
管理自動車更新事業	老朽化の進む財政課保有の管理自動車を年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減する。また、現在リース契約を行っての車両についても老朽化が進んでいるため、安全性を勘案して順次更新を行う。あわせて、現在保有している管理自動車について、運行記録から適正な保有台数の検討を行う。	R2以前～ R10以降	1,201	財政課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	R2以前～ R10以降	2,895	財政課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	R2以前～ R10以降	630	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R2以前～ R10以降	118,781	デジタル推進課
情報システム標準化・共通化事業	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示され、令和7年度末までに国が提供するガバメントクラウドに設置される標準準拠システムへ移行しなければならない。 令和6年度は、標準仕様書と現行システム(やまぐち自治体クラウド)との機能の比較分析(Fit & Gap)の残りの作業を始めとする移行へ向けた作業を実施する。	R3～ R7	99,315	デジタル推進課
住民情報系システム整備事業	①住民情報系通信機器更新 令和元年に更新した住民情報系FW(ファイアーウォール)が、令和7年4月に保守の限界を迎えるため令和6年度に機器を更新し、令和7年度から運用を開始する ②地方公共団体情報システム機構負担金 自治体中間サーバ・プラットフォームの次期システム構築に係る負担金及び国の補助金	R6～ R6	3,876	デジタル推進課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R2以前～ R10以降	50,340	デジタル推進課
ネットワーク管理・運営事業	ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。	R2以前～ R10以降	45,355	デジタル推進課
ネットワーク整備事業	イントラ光ケーブルの本移設 山口合同ガスが実施するガス管敷設工事の施工にあたり、支障となる本市のイントラ光ケーブルを移設する。令和4年度に仮移設を行い、令和6年度に本移設を行う。移設に係る費用は山口合同ガスが補償するとしており、工事の詳細について今後、協議を進める。	R4～ R10以降	6,493	デジタル推進課
情報セキュリティ対策研修等事業	インターネットによる情報収集や電子メールによる相互連絡等が重要度を増してきている中、日々発展する標的型攻撃等によるウイルス感染対策は必要不可欠である。市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	R2以前～ R10以降	187	デジタル推進課
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。	R2以前～ R10以降	931	市民課
住民基本台帳事務事業	住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。 住民異動届の提出を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。	R2以前～ R10以降	1,796	市民課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
特別永住許可事務及び市区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る居居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。	R2以前～ R10以降	12	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	R2以前～ R10以降	338	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。	R2以前～ R10以降	10	市民課
船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代わりに行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	R2以前～ R10以降	6	市民課
戸籍情報システム改修事業	戸籍法及びデジタル手続法の一部を改正する法律により、戸籍情報システムの整備を行う。 ・戸籍事務へのマイナンバー制度導入 ・戸籍への振り仮名記載対応	R3以前～ R11以降	24,446	市民課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)において「戸籍」「戸籍の附票」が対象となる基幹業務システムとして規定されている。地方公共団体は2025年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求められているため、令和7年度までに山陽小野田市戸籍システムを標準準拠システムへ移行する。	R6～ R7	ゼロ予算	市民課
住民基本台帳事務事業(臨時)	住民基本台帳ネットワークシステムは、すべての市区町村、都道府県をネットワークで結び、氏名、住所、性別、生年月日などの情報を国、地方を通じて利用するシステムである。このシステムについて、令和元年度に機器を導入したが令和6年10月末で保守限界となるため、機器の更新を行う。(令和6年度よりデジタル推進課から市民課に変更)	R6～ R11以降	1,854	市民課
水道事業会計繰出金	総務省の地方公営企業繰出金基準により、次の事項について一般会計から企業会計へ繰出しを行う。 ・旧簡易水道事業(企業債償還元利、修繕費) ・上水道統合事業(企業債償還元利) ・児童手当(負担金) ・経営基盤強化事業(出資金)	R3以前～ R11以降	86,902	環境課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出すもの。	R3以前～ R11以降	1,055,715	高齢福祉課
国民年金事業	国民年金に係る法定受託事務及び日本年金機構との「協力・連携計画書」に基づく事務を行う。日本年金機構へ、窓口での受付書類の送付や、「協力・連携計画書」で取り決めた情報提供を行う。なお、保険料の収納業務は行わない。	R3以前～ R11以降	85	保険年金課
国民健康保険 特別会計繰出金事業	国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から国民健康保険会計への繰出金	R3以前～ R11以降	560,999	保険年金課
後期高齢者医療 特別会計繰出金事業	保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金	R3以前～ R11以降	363,347	保険年金課
病院事業会計繰出金	地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業の繰出金について」に定められた基準の範囲内で市民病院への繰出金を支出する。	R3以前～ R11以降	529,542	健康増進課
石油基地自治体協議会負担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。	R2以前～ R10以降	12	商工労働課
工業用水道事業会計繰出金	水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。	R2以前～ R10以降	356	商工労働課
下水道事業会計繰出金 (農業集落排水事業)	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般会計が負担すべき経費の繰出金。	R3以前～ R11以降	14,658	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設(保守・維持管理)	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。	R3以前～ R11以降	1,000	農林水産課
鉱害復旧事業	鉱害復旧調査の結果が出るまでの期間に2次被害が発生しないように安全施設で仮締切を実施する。	R3以前～ R11以降	100	農林水産課
小規模治山事業	小規模治山事業とは、国庫補助の対象とならない民有林地の崩壊地の復旧事業であって、山地保全上放置しがたいと認められるものを、県が市に補助を行い、市が実施する事業である。 令和5年7月豪雨により、民有林地が崩落したため、当該事業を活用し、復旧工事を実施する。	R6～	6,600	農林水産課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
鉱害復旧事業(臨時)	特定鉱害の無資力鉱区においては、平成14年度から公益社団法人山口県砕石協会が事業を実施してきた。国からの基金を活用し事業実施してきたが、採石業界の低迷に伴い運営状況が厳しくなったため、令和4年2月に特定鉱害復旧事業の廃止を検討した。特定鉱害復旧事業は、指定法人である採石協会であれば、基金の繰入・繰出ができないそのため市で特定鉱害復旧工事を実施することになった。	R6～ R11以降	4,000	農林水産課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていくとともに令和6年度から令和9年度まで一般会計への繰出しを行う。 ※令和4年度以降については、包括的民間委託契約にミッドナイトオートレース運営事業も含める。	R2以前～ R10以降	26,007,551	公営競技事務所
山陽オートレース場施設整備事業	○鉄筋コンクリート造 ○一部鉄骨構造5階地下1階 ○延床面積14,390㎡ ○基本構想・基本計画に基づき、新築・減築に向けた基本設計・実施設計を令和2年度中の完成を目指していたが、詳細設計を終えることができなかった。したがって、施設改修中における施設の使い方や営業方法をなど、管理地区を含めた全体的な施設整備計画の見直しを行う。	R2以前～ R10以降	25,300	公営競技事務所
山陽オートレース場発走合図機・フライング判定装置更新事業	発走合図機・フライング判定装置の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から更新を行う。 ※発走合図機・フライング判定装置は全場統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受ける。(債務負担行為・5年償還)	R5～ R10	41,100	公営競技事務所
投票センター無停電バッテリー更新事業	投票センターの無停電バッテリーが耐用年数を超えており、落雷等で停電となった際、無停電バッテリーが機能しなかった場合、本場開催・場外発売とも車券の発売が不能となることから、無停電バッテリーの更新を行う。 ※更新事業の主体は、山陽小野田市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約に基づき、包括的民間委託先である㈱JPFとする。	R6～ R6	19,250	公営競技事務所
自動発売機・払戻機更新事業	偽造防止のため、新しい偽造防止技術を加え、デザインを一新した新日本銀行券(新紙幣)について、令和6年7月前半を目途に発行開始(改刷)が予定されているため、その対応として一部の自動発売機・払戻機の更新を行う。 ※更新事業の主体は、山陽小野田市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約に基づき、包括的民間委託先である㈱JPFとする。	R6～ R7	16,803	公営競技事務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	223	土木課
公共下水道事業繰出事業	公営企業会計の経費負担区分の原則に基づいて、一般会計が負担すべき経費を支出する。	R2以前～ R11以降	989,997	都市計画課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。	R3以前～ R11以降	129	監理室
検査事務	地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	R3以前～ R11以降	77	監理室
出納審査事務(経常)	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	R3以前～ R11以降	629	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ヶ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	R3以前～ R11以降	283	出納室
データ伝送化支払事務	債権者に対する迅速かつ正確な支払のため、支払口座データを作成後、指定金融機関へAnserDATAPORTを利用したデータ伝送による支払事務を行う。	R4～ R11以降	627	出納室
指定金融機関派出所設置事務	地方自治法の規定により、地方公共団体は金融機関を指定して公金の収納、支払業務を取り扱うことになっている。これらの業務について、指定金融機関である山口銀行が支払業務等を適正かつ正確に、効率よく行うための派出所業務に係る応分の手数料を支払う。	R4～ R11以降	2,200	出納室
出納審査事務(臨時)	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。 また、指定金融機関からの要望に対応し、必要となる各種手数料の調整を図る。	R6～ R11以降	6,062	出納室
厚狭地区複合施設維持管理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭地域交流センター及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	31,179	地域活性化室
厚狭地区複合施設施設整備事業	各種イベントが行われる厚狭地区複合施設の中庭は当初から真砂舗装がされているが、供用開始から7年を経過し、固められていた表面の真砂土が流れ、中の石がむき出しになったりしていることから、応急的に修繕し、安全安心に使用できるようにする。 山陽総合事務所の公用車は、経年劣化も進んでいることから、新たにリース契約を行う。 厚狭地区複合施設の自家発電設備の点検について、建築基準法では1年以内ごとの点検が義務付けられているので、年1回点検を行う。	R6～ R6	719	地域活性化室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	R2以前～ R10以降	3,188	教育総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体的な事務を行う。	R2以前～ R10以降	3,099	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	R2以前～ R10以降	144	教育総務課
公用車更新事業	教育委員会事務局でリース契約し管理している公用車4台に、故障等の不具合等、安全性に不安がある車両は、新規更新リース等の対応を行う。	R2以前～ R10以降	248	教育総務課
教育委員の資質・能力向上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等について研究協議等を行い、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	R2以前～ R10以降	252	教育総務課
学校施設等管理事業(産業廃棄物処理業務)	市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R2以前～ R10以降	2,462	教育総務課
監査委員事務事業	事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。	R1以前～ R9以降	2,721	監査委員事務局
議会運営事務事業	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	R1以前～ R9以降	163,176	議会事務局
本会議、委員会運営事務事業	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、その記録として、議事録を作成する。	R1以前～ R9以降	2,376	議会事務局
タブレット端末導入事業	国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5～ R10以降	3,006	議会事務局
議員活動支援事務事業	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	R1以前～ R9以降	7,524	議会事務局
議長会等参画事務事業	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に加盟し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	R1以前～ R9以降	2,040	議会事務局

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
議長会等参画事務事業 (臨時)	市議会議長で構成する全国市議会議長会基地協議会に加盟し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。また、レーダーサイト及び通信傍受施設の所在する市町村の議会議長で構成する防衛省全国情報施設協議会に加盟し、防衛関係補助金及び交付金等の調査・研究並びにその具体的方策を強力に推進する。	R6～ R11以降	390	議会事務局
議員活動支援事務事業 (臨時)	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提出等議員の活動を支援する。	R6～ R11以降	450	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	R1以前～ R9以降	5,636	議会事務局
選挙管理委員会運営事業	公職選挙法に従い永久選挙人名簿、在外選挙人名簿を調製し、国政選挙、地方選挙、住民投票などの事務が適法に滞りなく実施できるように選挙管理委員会を運営管理する。また、各法に基づき、調製した選挙人名簿から裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を調製する。	R2以前～ R10以降	1,278	選挙管理委員会事務局
山陽小野田市長選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前投票(5か所)及び不在者投票(市内及び市外の病院等)を実施。選挙期日には投票(31か所)を実施し、投票終了後に開票を行い、当選人を決定する。任期満了日は令和7年4月23日。満了日から30日前までの間に選挙を施行する。令和6年度は告示前の選挙準備を行う。	R2以前～ R10以降	12,658	選挙管理委員会事務局
選挙啓発事業	公職選挙法の趣旨に従い、あらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上を図るため、主権者教育並びに明るい選挙啓発作品募集を実施する。このほか、市明るい選挙推進協議会と協力して選挙が公明かつ適正に行われるよう、様々な機会を通して選挙人の政治意識の向上を図る事業を実施する。	R2以前～ R10以降	172	選挙管理委員会事務局
児童福祉施設等災害復旧事業(補助)	令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園を復旧する。補助対象箇所は、一時預かり室、乳児室、ほふく室及び1歳児保育室の床暖房交換とそれに伴う床の張り替え、乳児室、ほふく室のたたみ交換、遊戯室への出入口の建具不具合調整に伴う床の補修、浸水した各部屋の巾木の交換を行う。	R5～ R6	8,066	子育て支援課
児童福祉施設等災害復旧事業(単独)	令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園を復旧する。床上浸水した各部屋(育児相談室、事務室、医務室、廊下①、遊戯室、2歳児保育室、4歳児保育室、廊下②)の床の張り替えを行う。	R5～ R6	19,329	子育て支援課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
児童福祉施設等災害対策事業	令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園について、浸水対策を講じるもの。 令和7年の梅雨時期に根本的な対策ができるよう事業を進めていく。令和6年度上半期中に浸水被害の調査、浸水対策工法の検討、浸水対策設計を行い、その後浸水対策工事を施工する。 令和6年の梅雨時期については、土のうによる簡易的な対策を講じる。	R6～ R7	6,524	子育て支援課
PCB調査・処分事業	山陽中継所に保管されている低濃度PCB含有変圧器及び他施設の低濃度PCB含有の可能性が高いコンデンサを適正に処理する。	R6～ R6	2,185	環境課

**第二次山陽小野田市総合計画
令和6年度実施計画**

**山陽小野田市企画部企画課
〒756-8601
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号**